

# 温泉地域研究

第2号

2004年 3月

## 論文

鹿教湯温泉におけるヘルスツーリズムの展開

—「ヘルスウィークかけゆ」とSホテルの取組み—

..... 前田 勇・姜 淑瑛 (1)

「温泉地域価値」と観光地域づくり

—山形県米沢市小野川温泉の事例—

..... 小林裕和 (9)

地方自治体における温泉保護制度 ..... 佐々木寿男 (17)

西ヨーロッパにおける温泉地の地域的展開 ..... 山村順次 (29)

韓国水安堡温泉の形成と変遷

—ヘルスツーリズムに関連して— ..... 姜 淑瑛 (41)

## 研究ノート

別府市鉄輪温泉における湯治場の地域変容

..... 小堀貴亮・山村順次 (49)

温泉地の保健的機能の重要性 ..... 布山裕一 (55)

湯治旅館の経営的特性と課題 ..... 富永 滋 (61)

## シンポジウム

鳴子温泉郷における湯治の現状とあり方 ..... (67)

## 資料

温泉地における長期滞在生活の可能性と課題 ..... 進藤和子 (73)

学会記事 ..... (75)

日本温泉地域学会

# 鹿教湯温泉におけるヘルスツーリズムの展開

－「ヘルスウィークかけゆ」とSホテルの取組み－

## Health Tourism Development at Kakeyu Spa in Nagano Prefecture

－ Example of “Health-week Kakeyu” and S Hotel －

前田 勇\* 姜 淑 瑛\*\*  
Isamu MAEDA Sook-young KANG

キーワード：ヘルスツーリズム (health tourism)・鹿教湯温泉 (Kakeyu spa)

ヘルスウィークかけゆ (health-week Kakeyu)・Sホテル (S hotel)

### 1 はじめに

#### (1) 研究の背景

“健康回復・増進を目的とした観光”を意味する「ヘルスツーリズム」には、治療を主な目的としたものから健康増進やストレス解消を目的としたものまでのさまざまなレベルがある<sup>1)</sup>。展開の形態を組み合わせるとさらに多様で、近年では、健康診断や高度な検査受診を目的とするものなど、「ツアー」として商品化されているものもみられる<sup>2)</sup>。

ヘルスツーリズムの具体的展開は、温泉地に代表される利用者受入れ地側が主導するタイプと、他の多くの旅行商品と同様に、旅行業者が健康の回復・増進にかかわると考えられるさまざまな素材を集めて、一定のテーマ・名称等を付して、旅行商品として販売する（参加者を募集する）タイプとに大別することが可能である。前者は“地域対応型ヘルスツーリズム”、後者は“ヘルスツアー”と称することができる。

近年、健康願望と日常生活から一時的に脱却したいという欲求が相まって、国内各地の温泉地に対する関心が高まっている。一方、温泉地側も地域としての特徴を打出すため、地域（＝温泉地）全体として健康増進への効能等をアピールしたり、独自に利用者に対し

て健康回復・増進のためのプログラムを提示する例もみられるようになっている。

このような“地域対応型ヘルスツーリズム”を、かなり早い時期から展開してきたものとして、長野県鹿教湯温泉における取組みがある。その中心的役割を担ってきた「ヘルスウィークかけゆ」に関しては、すでに山村によって詳細な研究報告が行われている<sup>3)</sup>。

しかし近年、その展開にはさまざまな変化がみられ、その様相を考察することは、ヘルスツーリズムの動向と課題一般を分析するためにも、意義あるものと考えられる。

#### (2) 研究の目的

本研究は、「ヘルスウィークかけゆ」の経緯と現状を把握するとともに、鹿教湯温泉の魅力为背景に、独自の経営方針に基づく一連の施策によって、保健観光の具体化に取り組んできた「Sホテル<sup>4)</sup>」の取組みを分析し、この両者の特徴を比較することを通して、ヘルスツーリズムの展開形態による課題等について考察することを目的としたものである。

なお本研究は、当該ホテルの経営の適否や成果を論じることを意図したのではなく、ヘルスツーリズム展開の担い手として役割を分析したものであるため、文中ではあえてSホテルと記している。

\* 立教大学観光学部 (Rikkyo University) \*\* 立教大学大学院 (Graduate School of Rikkyo University)

## 2 「ヘルスウィークかけゆ」の歴史と現状

### (1) 成立にいたる経緯<sup>5)</sup>

長野県厚生農業協同組合連合会（JA長野厚生連）は1956（昭和31）年9月1日、湯治場としての長い歴史を有する鹿教湯温泉のほぼ中心部に、温泉療養所（現リハビリテーションセンター鹿教湯病院、以下病院と記す）を開設した。これによって、鹿教湯温泉は伝統的な湯治場であるとともに、温泉の効能と医学による治療とを融合させることによって、健康回復と増進の機能を併せもつ温泉療養保養地としての基がつけられた。

病院は、鹿教湯温泉の湯治場としての伝統をJA長野厚生連会員に有効に活用することを意図し、11月末頃から翌年3月頃までの“農閑期”を利用した“冬季集団保養事業”を考案した。滞在者用に保養棟を建設し、1959年1月にJA会員が食料持参の半自炊による6泊7日間の集団保養客受入れ事業が開始された。当時、この試みは画期的なものとして注目され、同年11月にはNHKテレビを通して全国に紹介された。

この事業はJA会員の人気を集め、翌1960年には来訪者が当初の予想以上に多いため、地元の旅館3軒に協力を求めて分宿体制を採ることになり、この時から、“地域としての受入れ”が始まったといってもよい。その後、参加者の増加とともに旅館分宿者の割合が多くなり、1963年には参加者の半数以上を旅館宿泊客が占め、69年には参加者の90%にも達するようになった。そして1974年、地元16軒の旅館・ホテルを受入れ施設として指定する「指定保養所制度」が定められた。この間、1965年からは1日延長され、7泊8日となっている。11月から翌年3月までの農閑期を利用した集団保養参加者は年を追って増加し、1978年は年間11,209名までに達したが、同時にその年がピークともなった（図1）。

1980年代に入ると参加者は減少に移り、

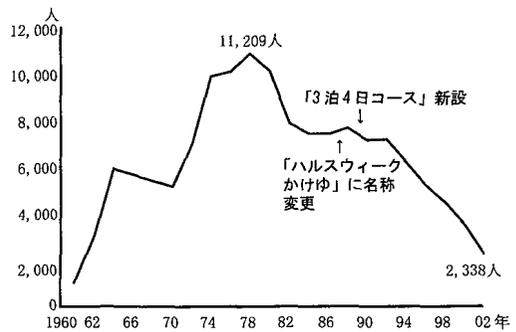


図1 「ヘルスウィークかけゆ」参加者の推移（1960～2002年）

（注）JA長野厚生連・リハビリテーションセンター鹿教湯病院の資料により作成。

打開策として87年に4泊5日型のコースを設け、この年に名称を現在の「ヘルスウィークかけゆ」に改め、91年には3泊4日コースもつけられた。参加者は93年までは漸減傾向であったが、以後は年々減少を続け、2002年には2,338名にまで落込んだ。

### (2) 衰退理由と現状

1980年代以降、急速に衰退してした理由には、集団保養事業の成立と発展を支えてきた母体であるJA長野厚生連そのものの低迷が直接かかわっている。JA支部は当初の100から16にまで合併等によって縮小されており、会員の高齢化が進み、さらに兼業農家が増加することによって、農繁期・農閑期という区分が曖昧化してきたことも冬季農閑期対応事業の特徴を希薄化させた。一方において、地方医療施設の充実が図られた結果、健康診断が日常的に受けられるようになったことの影響があり、また、「ふるさと創生基金」の交付をきっかけとして、各地に温浴施設がつけられ、温泉利用の日常化がみられるようになったことも関係している。そしてさらに、1970年代以降の観光の大衆化によって、温泉利用を含む国内観光の一般化の影響もあって、年1回の集団保養の魅力が相対的に低下してきたことは否めない。

さらに近年では、参加者総数の減少とともに、参加者の高齢化も目立っており、参加者

平均年齢は78.8歳（2002年度）に達しており、80歳以上が46.0%を占め、69歳以下の参加者は5.6%に過ぎない。しかし別な見方をすれば、このことは鹿教湯温泉は80歳を超える人びとが集い、元気に過ごすことができる温泉地であることを示しており、集団保養事業が果たしている社会的意義には現在も大きなものがある<sup>6)</sup>。

2003（平成15）年における「ヘルスウィークかけゆ」のプログラム（表1）は、以前のものと基本的に同じであるが、3泊4日のリフレッシュコースでは、1983年に独立施設として設置された「クアハウス」の利用をはじめ、クアハウスのトレーナーによる体操指導や森林浴など地域との結びつきを積極的に図ろうとしている。現在、参加費は7泊8日コースが4万4,000円、4泊5日コースが2万6,000円と低廉価格である。以前は全体の70%が7泊8日コースであったが、近年では4泊5日コース参加者が増加しており、2002年には約50%を占めている。3泊4日コースは参加費は2万4,000円（健康診断受診希望者は他に1万円必要）であるが、

表1 「ヘルスウィークかけゆ」のプログラム（2003年）

①「ゆったりコース（7泊8日）」「休養コース（4泊5日）」*1	
1日目（火）	かけゆ温泉到着
2日目（水）	血圧測定、保健師の健康相談
3日目（木）	健康診断・人間ドック（別料金）、健康大学講座
4日目（金）	映画会、体力測定（希望者）、健康診断結果説明 休養コース：参加者交流会（表彰／福引）
5日目（土）	ケートボール大会、休養コース：参加者帰省
6日目（日）	囲碁・将棋大会、手芸教室
7日目（月）	血圧再測定、ゆったりコース：参加者交流会（表彰／福引）
8日目（火）	ゆったりコース：参加者帰省
②「健康増進リフレッシュコース（3泊4日）」*2	
1日目（火）	かけゆ温泉到着
2日目（水）	健康診断・健康相談、ストレッチ体操（クアハウス）、森林浴（21番所巡り）
3日目（木）	健康大学講座、健康診断結果説明、クアハウス利用、交流会
4日目（金）	帰省

（注）鹿教湯病院の資料による。

\*1…7泊8日コース＝44,000円、4泊5日コース＝26,000円

\*2…2万4,000円、健康診断受診希望者は、ほかに1万円必要

参加者は限られている。

「ヘルスウィークかけゆ」そのものは、前記したようなさまざまな理由によって衰退する傾向にあることは否定できない。しかし、「クアハウス」を利用する地元民が増加しつつあることなど、健康保養温泉地としての伝統と特徴を生かそうとする動きは、みられるのである。

### 3 Sホテルにおける取組み

#### （1）ホテルの概要と取組みの発端

Sホテルは、鹿教湯温泉の湯元として300余年の歴史を有しており、現社長が第14代目にあたる。元来は木造2階建て、客室数60室の温泉旅館であって、1960年1月、病院が前年に開始した集団保養客受入れへの参加希望者が多く、保養棟だけでは受入れられないため、一部を旅館に分宿してもらう措置をとった時に、その要請に応えた3軒の旅館の中の1軒でもあった。

その後、長期間にわたって、集団保養事業から「ヘルスウィークかけゆ」へと続く温泉保養客を受入れてきたが、1993年に地下1階地上12階の新館建築を契機として、集団保養事業から離れて、4泊5日をひとつのサイクルとする料金低減方式を掲げて、募集広告を用いて旅館独自で利用客誘致を図るようになっていった。しかし、この新たな経営方針への転換は、当初から明確な目標を設定して行われたものではなく、さまざま新たな取組みを積み重ねながら進められてもであった。

まず1980年に、「旅行商品」を地元旅館と協力してつくり、「健康増進保養旅行」の名称で大手旅行業者を通して販売する試みがなされていた（表2）。その内容は、4日コースと7日コースであったことをはじめ、プログラム全体が「ヘルスウィークかけゆ」を模したものであることが明らかであった。しかし、JR上田駅を起着点としていること、5日目（7日コースの場合）にオプション

ツアーを設定していることなど、後の形態にも採り入れられる要素が含まれていた。

その後、1980年代末には、国鉄分割によって誕生して間もないJR東日本（東日本旅客鉄道）と提携し、“ヘルスツアー”の名称による宿泊旅行を販売したこともあった。そして、新館完成直後の1994年には、地元旅館7軒と連携して、ジパング倶楽部（旧国鉄時代に設立された高齢層を対象して料金割引会員制度）の企画商品として「健康温森」を発売した（表2）。

表2 健康増進保養旅行と健康温森の基本行程（1980・1994年）

健康増進保養旅行*	
1日目	上野→上田→鹿教湯温泉、夕食後映画会
2日目	ヘルスクアトレーナー紹介鹿教湯病院で健康診断、運動指導
3日目	負荷テスト、ボールゲーム、室内運動指導
4日目	「21番所」めぐり、健康診断結果報告、健康講話
5日目	終日フリータイム（オプションツアーの設定あり）
6日目	グループ運動、体力測定
7日目	鹿教湯温泉→上田→上野
健康温森**	
1日目	上田駅または松本駅集合、送迎バスにて旅館着、日程説明後、鹿教湯病院にて健康診断
2日目	早朝散歩・朝食・体操、体力チェック。午後はクアハウスで水中運動・入浴指導
3日目	早朝散歩・朝食・体操、バスハイク（昼食）、健康講話
4日目	健康診断結果発表（医師より個人ごとに通知）、旅館で解散、上田駅または松本駅へ送迎

（注）Sホテルの資料による。

\* JTB 1980年企画商品として日～土に設定、4日コースは日～水で3日目が4日目のプログラムとなり、4日目に帰京する。

\*\* ジパング倶楽部による1994年企画商品。

その内容は前記した1991年に新たに設置された「ヘルスウィークかけゆ」の3泊4日コースと共通する部分が多かった。注目されるのは、集合・解散地点としてJR上田駅と松本駅を設定し、それぞれから鹿教湯温泉までの送迎バスを設置していることである。この試みは、現在のSホテルにおける対応としても継続されている。

### （2）連泊割引料金制度の導入

Sホテルは幾多の試行錯誤を経た後、1997年から、4連泊すると1泊ごとに宿泊料金を安くしていく、独自の料金低減方式を

採用した。そして、連泊割引と保有健康施設とを前面に打出した広告を、ジパング倶楽部誌や旅行雑誌に出稿するようになった。この時期から、Sホテルは参加者全員が同じ日程で行動する「ヘルスウィークかけゆ」型の集団保養とは基本的に異なった、個々人の自由な選択を基本とするタイプの保養事業に本格的に取り組むようになる。しかし、この時期における料金表示（表3）は、1室利用人数によって異なっており、さらに休日前には割増料金が設定されているなど、一般旅行パンフレットに多くみられる日本旅館の“悪しき伝統”を引き継いだ料金制であり、連泊割引の導入以外にはとくに特徴があったとは言い難かった。

しかし、2000年代以降になると、料金制度は大きな変更が図られた（表3）。1室1名利用を含む客室グレード・利用人数別表示に改められ、一人でも利用しやすい体系に改められた。

表3 Sホテルのステイ割引料金表の変化（1997・2003年）

		1997年					
人数	料金	宿泊料金(夕・朝食付1名)				4泊時料金	
		1泊目	2泊目	3泊目	4泊目	合計金額	1泊平均
2名		16,500	14,500	10,500	6,500	48,000	(12,000)
3名		14,300	12,700	9,620	6,500	43,000	(10,750)
4名*		16,200	14,260	10,380	6,500	47,240	(11,810)
		2003年					
人数	料金	宿泊料金(夕・朝食付1名)				4泊時料金	
		1泊目	2泊目	3泊目	4泊目	合計金額	1泊平均
スタンダード	1名1室	24,300	20,840	15,650	7,000	67,790	(16,948)
	2名1室	17,500	15,400	12,250	7,000	52,150	(13,038)
デラックス	1名1室	30,900	26,120	18,950	7,000	82,970	(20,743)
	2名1室	21,500	18,600	14,250	7,000	61,350	(15,338)

（注）Sホテルの資料による。

1997年の4名利用はデラックスタイプを使用。

近年販売されている人間ドック受診や最新技術を用いた健康診断受診を主たる目的とした「ヘルスツアー」には、一人だけで参加する者の比率がかなり高いことが認められている<sup>7)</sup>。さらに、一般に健康あるいは美容の回復や増進を目的とした旅行の場合、個人参加希望者がかなりいるものと予想されている。

それは、夫婦の場合であっても、いずれかの都合がつかないため個人参加にならざるをえないこと（個人であれば参加できること）、他人には知られないように体験したいと思う場合があることなどの事情や理由があるためである。

Sホテルの場合、2003年度における1人利用は、宿泊客全体の10%に達しているとされており、“一人だけの参加”を積極的に受入れる体制をつくったことの効果が現れている。同ホテルの成果に影響を受けたか否かは定かではないが、2003年秋から新聞に募集広告を掲載している、ある湯治温泉を訪れるツアーは「一名様参加歓迎」のフレーズを記載しており、“一人参加者”の潜在需要の大きさを認識したものとなっている<sup>8)</sup>。

また、Sホテルはホテルを拠点としたさまざまなオプションツアーを年間を通して定期的に実施している（表4）。前記したよう

表4 Sホテルの「オプションツアーとイベント」  
(2003年)

区分	行先地/テーマ	開催日
曜日ごとに実施 (参加費各3,000円)	高原の花畑・霧ヶ峰	7月中の火・木曜日
	駒ヶ根千畳敷カール	7月中の月水金曜日
特定日に実施 (参加費2,500～ 3,000円)	草木染花工房見学 と草木染体験	7月の特定日2回
	美ヶ原観賞	8月の特定日3回
	上高地散策	8月の特定日4回
ロビーコンサート	大正琴アンサンブル	土曜日の20:00～ (弦楽四重奏は金・ 土連続開催)
	パーカッション アンサンブル	
	弦楽四重奏 民謡	

(注) Sホテルの資料による。

に、滞在期間中プログラムの一つとしてのオプションツアーは、すでに1980年代初めに試みられていたものであったが、連泊割引料金制度と連動させて、滞在中に各人が選択して参加できる形に改めたことに特徴がある。実施のために、旅客運送業免許を取得した関係会社を設立するとともに、ガイド役を社員が交替して務めるなどの工夫が図られている。オプションツアーの他に、毎週末に

はロビーコンサートを開催しており、リゾートホテルにふさわしいエンターティメントも積極的に採り入れている。

### (3)「温泉利用型健康増進施設」としての Sホテル

温泉利用型健康増進施設として認定されるためには、次のような要件を満たしていることが必要とされている。

- ①かぶり湯・気泡浴槽・寝湯など5種類の天然温泉利用設備を備えていること。
- ②健康運動指導士などの有資格者が配置されていること。
- ③医療機関との適切な連携関係にあること。

Sホテルは現在、これらの要件をすべて満たしており、とくに温浴施設・温水プールは充実している（表5）。また、医療機関との

表5 Sホテルの健康回復・増進対応施設と人材  
(2003年)

温泉浴場・露天風呂	かぶり湯、全身浴・部分浴、圧注浴、寝湯
温泉プール	室内温泉プール(25m×4レーン) 気泡浴(ジャグジーバス)、打たせ湯、サウナ
トレーニングルーム アスレティックジム	トレッドミル、エアロバイク、エアロクライム、アネロダッシュ、アネロプレス、ダンベル、ユニバーサルマルチステーション、ストレッチマット、体力測定器、体脂肪計、他
指導員	温泉利用指導者(女性<女将>、男性社員1名) 健康運動指導士(男性社員1名) 健康運動実践指導者(女性1名常駐)

(注) Sホテルの資料による。

適切な連携関係においては、リハビリテーションセンター鹿教湯病院で健康診断等を行う体制が整えられている。認定施設を利用した場合、申請により医療費控除、介護保険の適用を受けられる可能性もあるが、現在までは、申請例はないとのことである。

Sホテルには、連泊割引料金制度を利用する者(4泊5日型)をはじめ、週末を利用した1泊2日型の宿泊客、さらにまた10日以上滞在中の滞在中者など、さまざまな利用者が訪れており、平均宿泊日数は2.5泊(2003年度)となっている。連泊割引料金制度を導入する

ことによって中期滞在客を積極的に誘致しており、この点においても1泊2日型利用客を主体とする温泉旅館一般とは明らかに一線を画している。とくに、健康回復・増進を目指した観光を、参加者自身が組立てることができるようにした試みとして注目に値する。

#### 4 ヘルスツーリズムの展開形態と課題

##### (1)「地域ぐるみでの対応」と「プログラムの個人選択性」

ヘルスツーリズムは、前記したように治療にウェートがあるものから、ストレス解消から疲労回復一般までのさまざまなレベルを含むものである。また、その展開形態は個人が作成したプログラムによるものが過去から現在に至るまで基本ではあるが、「ヘルスウィークかけゆ」に代表される地域主導型プログラムも存在する。さらに近年では、行き先と日程および行動内容等が予め定められた旅行商品も数多く登場している。本稿が紹介したSホテルの場合は、“宿泊施設によるプラン提示”の事例である。

ヘルスツーリズムの具体的な展開形態を、利用客を地域全体としての受入れ体制や来訪者と地域社会とのかかわり方などを「地域ぐるみでの対応」としてX軸に、それぞれの参加者が自分の必要度や好みに応じてプログラムづくりができることを「プログラムの個人選択性」としてY軸にとってみると(図2)、「ヘルスウィークかけゆ」は、地域対応度が高く、プログラムの個人選択性が低いという座標軸の第IV象限に位置づけられる。とくに従来から存続している“ゆったりコース”の場合は、ほとんど個人的選択性はないということができる。

一方、「Sホテルの対応」、とくに現在のものは地域としての対応がかなり薄くなっている代りに、プログラムの個人選択性にかなりの幅をもたせていることが認められ、Y軸にそって線の形で位置していると考えられる。

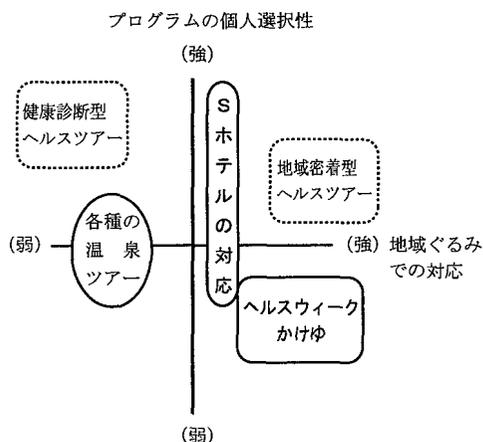


図2 「ヘルスウィークかけゆ」と「Sホテルの対応」の位置づけ

(注) 筆者作成。

そして、新潟県大和町が1990年以来実施してきた「健康やまどびあ<sup>9)</sup>」に代表されるような、人間ドック受診と短期間のふるさと体験と組合わせた「地域密着型ヘルスツアー」は座標軸の第I象限に、「脳ドック(MRI・MRAなど)」「PET(陽電子放射断層撮影)」などの受診を目的として近年企画販売されている旅行商品<sup>10)</sup>は、座標軸第II象限に、それぞれ位置づけることができる。また、旅行会社が企画販売している各種の健康・美容関連旅行の場合は、地域対応度が低く、プログラムの個人選択性も限定されていることから、座標軸の第II象限と第III象限にまたがる形で展開されていると言える。

##### (2) 有効な湯治を実現するための条件

「湯治」を有効なものとするための基本条件として、温泉(場)の条件、温泉場(地)の環境が重要であることは言うまでもないが、これらとともに、滞在期間中の過し方の適否があり、とくに、プログラムの適否、指導・助言できる専門家の存在は軽視できない条件であると考えられる(表6)。良質な泉質の温泉が溢れている所であったとしても、そこがどのような効能を有しているのか、滞在期間中どのように過ごし、どれだけの回数・どう入浴するのが適当なのかなどにの知

表6 湯治を有効なものとするための基本条件

温泉場(地)の条件	泉質、湯量、関連施設の有無・充実度
温泉場(地)の環境	自然環境(景観、温湿度、自然音、風向等) 地域社会とのかかわり 施設条件・施設での過ごし方(共同生活型と個人生活型)
滞在期間中の過ごし方	プログラムの志向性(定形型志向と選択型志向) 指導・助言できる専門家の存在

(注) 筆者作成。

識を全くもっておらず、その場の気分で利用してしまうとすれば、慰安・歓楽あるいはストレス発散の機会としての役割は果たしているとしても、温泉のもつ健康に役立つという本来価値が有効活用されているとは言い難いのである。

そして、滞在期間中の過ごし方に関しては、現代よりも以前の人びと、とくに湯治が盛んであった江戸期の庶民の方が、はるかに知識を有していたとされている。その背景には、江戸中期の医師後藤良山とその一門による温泉医学研究と成果の出版による一般化もあるが、温泉に関する知識と経験とが庶民の間で、かなり共有化されていた事実も指摘されている<sup>14)</sup>。温泉の有効活用にあたっては、入浴方の仕方を含めて、それぞれの利用者に適した滞在期間中の過ごし方をどう設計するかは、時代を超えた共通課題であると考えられる。

「ヘルスウィークかけゆ」と「Sホテルの対応」とは、ともに鹿教湯温泉を場としていることにおいて、温泉の条件、温泉場の環境は全く共通している。大きく異なっているのは滞在期間中の過ごし方あるいはプログラムであり、「ヘルスウィークかけゆ」が定形化された共同生活型であるのに対して、「Sホテルの対応」の場合は各人の選択を基本とした個人生活型である

この両者のいずれが好ましいかを論じることは無意味であり、それぞれの長所と短所を明確化することが重要である。「ヘルスウィークかけゆ」は、地域としての対応と低廉性を

特徴としており、この点は発足以来今日に至るまで、多くの利用者に支持されてきた最大の理由であろう。しかし、参加者の同質性・共通性を大きな拠り所としてきたことの限界がみられることも否定できない。長い歴史をもつ「ゆったりコース(7泊8日)」のプログラム内容は、スタートした1950年代末から80年代初め頃までの時代における、農村地区の中老年令層の人びとが、非日常的生活に求めている活動を網羅しており、参加者の大部分が共通して楽しむことができるものであったと言えよう。そして現在、さらに将来においても同様に、団体生活型プログラムが支持されるであろうかについては疑問を抱かざるをえない。

これに対して、Sホテルの、とくに近年の対応は“プログラムの個人選択性”を全面に打出しており、さまざまなニーズに対応できる点を大きな特徴としており、食事(夕・朝食ともbuffestail)もカロリー表示はあるが、何をどれだけ摂取するかは、すべて利用者の自主的判断に委ねている。もちろんのことであるが、滞在に要する費用は、連泊割引の適用があるとしても「ヘルスウィークかけゆ」に比較するとはるかに高額であり、利用者層が経済的・時間的余裕の点からみて制約されていることは否定できない。問題となるのは、“プログラムの個人選択性”が実際にどれほど発揮されているかであるが、滞在中のプログラムを自分自身で組立てられているのかについて、その程度を判断するのは現時点では困難である。

滞在中の過ごし方について、年に数回訪れている利用者に面接した結果、「毎週2種類実施されているオプションツアーが魅力で、滞在するうえで大きな意味もつ(4泊5日で利用した場合、中3日ある日中の内2日はオプションツアーに参加し、残り1日は近郊の散策にあてる)」という回答が得られており、また、温泉プールやトレーニングルームは利用している者はあまり多くない

ことも認められている。このような利用の仕方も、健康増進を主たる目的に訪れているという意味では、広い意味でのヘルスツーリズムに当然含まれうるものではあるが、“温泉地を宿泊所として近郊をゆっくり見学するツアー”とでも称される新しいタイプの観光旅行として位置づけるのが、現状はより適当である。

## 5 むすび

鹿教湯温泉におけるヘルスツーリズムの展開を、「ヘルスウィークかけゆ」と「Sホテルの保護への対応」とを対比させる形で考察してきた。本稿を通して、湯治の有効性を発揮するために、プライバシーを重視する現在の生活様式を尊重しながら、どのようなプログラムと指導・助言をすべきなのか、という課題が浮かび上がってくる。一般に、プログラムの個人選択性が発揮されるためには、それぞれの知識と経験、さらに新たな発見に取組む意欲が必要とされている。湯治の有効性を高めるために求められるプログラムの個人選択性に影響を与える条件について、さまざまな具体事例を抽出し、分析を試みる必要があ

ると考えられる。

### 注・参考文献

- 1) 姜淑瑛 (2003): 「ヘルスツーリズムの現状と課題」、前田勇編『21世紀の観光学』学文社、41～58頁。
- 2) 姜淑瑛 (2003): 「ヘルスツーリズムの理論と実際—韓国と日本の事例分析」、第9回観光に関する学術論文入選論文集、アジア太平洋観光交流センター、97～101頁。
- 3) 山村順次 (2002): 「長野県鹿教湯療養保養温泉地の変容」、千葉大学地理学研究報告、第13号、1～10頁。
- 4) Sホテルは、“健康志向の宿”として近年注目を集めており、新聞(朝日新聞2003年7月13日号)、雑誌(月刊ホテル旅館2003年8月号)などでも紹介されている。
- 5) リハビリテーションセンター鹿教湯病院(1987): 『あゆみ』および他資料による。
- 6) 飯島裕一(1998): 『温泉の医学』講談社現代新書、177～180頁。
- 7) 前掲2)。
- 8) 日本経済新聞(夕刊)に2003年秋から時折掲載される玉川温泉(3～11日間滞在)の募集広告による。
- 9) 前掲2)。
- 10) 前掲2)。
- 11) 田中圭一(2003): 『病の世相史—江戸の医療事情』ちくま新書、61～88頁。

# 「温泉地域価値」と観光地域づくり

—山形県米沢市小野川温泉の事例—

## “The Value of Spa Region” and Tourism Regional Development

— Example of Onogawa Spa in Yonezawa City, Yamagata Prefecture —

小林 裕 和\*

Hirokazu KOBAYASHI

キーワード：温泉地域価値 (value of spa region)・地域づくり (regional development)

顧客満足 (customer satisfaction)・観光の創出 (creation of tourism)

地域アイデンティティ (regional identity)

### 1 はじめに

#### (1) 研究の背景：「温泉地域」と観光現象

「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス」という自然資源の温泉は、飲んだり体に触れたりすることで人間の体を癒してくれる。その経験を得て、これまでさまざまな形で利用されてきた。療養や保養を目的とした人が長期間利用する湯治場や、温泉をその地域住民の権利として所有して活用する共同湯などは、多く知られているところである。大都市周辺では、比較的早くから、つまり明治時代以降にはすでに、保養地として変質した。例えば熱海温泉では明治時代には温泉の掘削が始まっているという<sup>1)</sup>。

温泉を利用者の観点から見ると、温泉が湧出する地域（ここでは「温泉地域」と呼ぶ）の住民が使う場合と、温泉地域外の人が利用する場合とに分けることができる。温泉地域外の人が利用するとき、「観光」という現象が生じる。これは観光地理学でいうところの発地と着地という観光の空間構造を持つこととなる。では、なぜそのような観光現象が発生するのか、あるいは観光の空間構造が形成されるのだろうか。それは一般論として、なぜ観光が生じるのか、という単純な疑問ではない。ある温泉地域には人が訪れるが、あ

る温泉地域にはあまり訪れていない。およそ温泉であれば、何らかの効能を持っているにもかかわらず、温泉地域を比較すると、温泉地には流行るところとそうでないところがある。もし、温泉を観光資源として活用し、観光による地域づくりを行おうと考えた場合、実際に観光客が来てくれないと地域づくりは始まらない。では、どうしたら観光客が来てくれる温泉地域となるのであろうか。

#### (2) 研究の目的

温泉地のすべてが賑わっているわけではないし、泉質とはあまり関係なく、秘湯や露天風呂がブームにもなる。しかし、温泉であれば、その泉質が基準を満たしていれば、温泉は人を癒す効果を第一義的に価値として持っている<sup>2)</sup>。しかし、それだけで観光客が来るとは限らない。つまり、観光客がその温泉地域の価値を認めなければ、観光現象は生起しない。温泉がその効能を第一義的に持っているという価値を「絶対的価値」とするならば、一方で観光客側がそれを自分にとっての価値と考えるかどうかという「相対的価値」がある。

では、実際に観光現象が起こるには、つまり、ある温泉地域に観光客が訪れるには、温泉を資源としてどのように活用し、相対的な

\* JTB (Japan Tourist Bureau)

価値を創出すべきなのか。そして、それほどのように地域づくりに貢献するのであるのか。本研究では、山形県米沢市小野川温泉を事例として、温泉地域に求められる価値を明らかにし、温泉を自然資源として活用した観光による地域づくりについて考察する。

## 2 研究地域の概観

### (1) 小野川温泉の概要

研究の対象とした小野川温泉は、JR 米沢駅の西北西約 7km に位置し、最上川の源流である大樽川が温泉街のそばを流れている。小野川温泉地区の人口は 665 人（米沢市の 0.7%）、196 世帯（同 0.6%）（2002 年 10 月現在）である。小野小町が開湯したと伝えられ、また、自然生息するホタルの里としても知られ、環境省の「ふるさといきものの里」<sup>3)</sup> に指定されている。小野川温泉の名称は小野小町伝説に由来すると言われる。1200 年前に小野小町が 18 歳のとき、父を探しに京都から東北に向かった途中で病気となり、偶然発見した温泉で病を癒したという伝説である。現在でも、共同浴場として使われている「尼湯」が、その温泉である。歴史的には、伊達家が米沢を拠点とたが、伊達政宗は 1567 年（永禄 10）年に米沢城で生まれている。1598 年から 1868 年の藩籍奉還までの間、上杉米沢藩が米沢を統治したが、小野川温泉は伊達家・上杉家に利用されてきた。

自然環境を見ると、小野川温泉を流れる大樽川、あるいは温泉街の周辺にホタルが自然発生する。ゲンジボタル・ヘイケボタル・クロマドボタル・ヒメボタル・オバボタルなど多種のホタルが生息し、特にゲンジボタルは清流にしか生息しないので、小野川温泉地域の自然環境が良好であることを示している。ホタルを自然愛護のシンボルとしようという動きは、すでに 1960（昭和 35）年頃から始まり、1978 年 10 月には、「米沢ホタル愛護会」が発足した。1989 年には、環境庁の「ふるさといきものの里（小動物生息環境保

全地域）」に指定された。これを機会に、「自然環境特別保全地区宣言」を行い、地域住民が主体となって自然保護活動を行っている。

### (2) 泉質・湯量

泉質については、2001（平成 13）年 10 月 12 日に記された中央温泉研究所甘露寺泰雄所長の「小野川温泉の泉質の特徴」という文章が残されている<sup>4)</sup>。それによれば、「小野川温泉は現在、集中管理により利用施設への温泉給湯が行われています。その源となっている源泉は 4 号泉で、深度 60m まで掘削したものです。その泉温は 83℃ と非常に高く、湧出量も大変多くて 1,200L/min. にも達します。泉質は含硫化水素ナトリウム・カルシウム・塩化物泉です。pH はおよそ 7.7 で中性、蒸発残留物はおよそ 6.1 g /kg です。この温泉水の特徴は硫化水素を含んでいることで、その含有量はおよそ 2.4mg/kg です。温泉水の主要成分は、陽イオンではナトリウムイオン、陰イオンは塩素イオンで、カルシウムイオンが副成分として含まれます。」と記載されている。塩化ナトリウムが皮膚を覆うため、体が温まる効果がある。また、2002 年には源泉からマイナスイオンが 150 ～ 160 万個 /cc 計測された。

## 3 小野川温泉活性化の取組み

### (1) 2001 年以前：「ほたる祭り」など

小野川温泉における地域活性化は、すでに 20 年以上前からなされている。1970 年後半には米沢市から補助金が助成され、コンサルタント会社に地域活性化計画を依頼して、ホタルがいる身近な自然を大切にす「ほっとした安らぎの保養地型温泉」をコンセプトにした計画が提示された。具体的には、温泉街を歩行者天国にする計画であったが、車社会が進む中、地域住民のコンセンサスが得られずに実行されなかった。

1981 年以後、小野川温泉観光協議会の主催により「ほたる祭り」が開催され、現在まで続いている。しかし、そうした地域活性化

の取組みにもかかわらず、小野川温泉の観光客数は、1990年度の31万人（日帰り客を含む）をピークに減少に転じ、2000年には約11万人にまで落ち込んだ。

## (2) 2001年以降：観光知実行委員会の発足

小野川温泉の地域活性化の転機となったのは2001年である。鉄道会社（JR東日本）と旅行会社（JTB）が、地域も含めた三者による協業により、ソフト面を重視した観光開発のプロジェクト（以下、共同プロジェクト）を発足させ、小野川温泉がその対象地として選定されたのである。共同プロジェクトでは、最終的には旅行商品をつくり販売をするが、その目的は、三者がパートナーとして活動するが、まちづくりはあくまで地域主導で行い、「ナンバーワンではなくてオンリーワンのまちづくり」を実現することであった。この意味は、観光資源の日本一を競うのではなく、その地域にしかないもの（オンリーワン）を発掘しよう、ということである。そのオンリーワンも観光客が求めるものを提供しなければならない。「独楽の里つたや」の蔦幹夫氏は、共同プロジェクトの地域側の一員として、当時を振り返って次のように書いている。「小野川の誘客要素・魅力が問われ、上杉の歴史・小町の伝説と答えました。しかし、このことで何%が来訪しているかと問われ、5%と答えるしかありませんでした。顧客満足を考えるべきとの指摘がありました。お客さんは小野川温泉には“温泉情緒”を求めており、町の住民とのふれあいの“ホスピタリティー”を求めています。お客さんに喜んで頂ける事の充実が誘客要素・魅力作りと認識しました。」<sup>6)</sup>

JR東日本とJTBの提案に対して、「小野川温泉観光知実行委員会」（以下、実行委員会）が発足した。2003年度のメンバーは17名、旅館や土産店などの観光関係者のほか、地元の商店・食堂・理容所・畳屋など、多種の職種で構成されている。平均年齢は41歳と比較的若い。

実行委員会の発足について、委員の一人である関谷仁志氏は、以下のように書いている。「地域を“知”り、観光に“知”恵を絞ろうということから小野川温泉観光“知”実行委員会と名付け、“ものづくり”の開発からではなく、意識の改革から取り組むこととしたのである。真に必要なのは、地域の人々の地域に対する想いであり、考え悩み、ともに汗をかくことであるとの認識からである。」<sup>6)</sup>

さらに、実行委員会の運営において、①議論は徹底的に、②情報はすべて公開する、③全員で役割分担を、④地域一体を心がける、⑤スピード感を大事にするといった明確なビジョンを描いて進めたという。

そのツールとして、ITインフラを整備し、日々の連絡や議論をメーリングリストにより行った。

## (3) 地域づくりのコンセプト

実行委員会で検討した結果、地域づくりのコンセプトを「温泉街をそぞろ歩きしてもらえること」とした。このコンセプトを基にして、表のようなアクションプランが決定された<sup>7)</sup>。

コンセプトの核となったのは、黒川温泉の手法を参考にして企画した「夢ぐり（湯めぐり）プラン」である。その他のメニューは、そぞろ歩きをする観点から企画されている。

ここで重要なことは、小野川温泉は旅行商品となり販売されたが、商品自体に参画した旅館は17軒のうち数軒のみであり（JTB商品で3軒の参画）、さらにアクションプランは、旅行商品のメニューとしてではなく、小野川温泉に行けばだれでも体験できるものとしたことである。通常地域の旅館と旅行会社との関係は、商品企画を通じて成り立っている。つまり、商品企画のパンフレットに掲載されるかどうかに関係のすべてであるが、小野川温泉の場合、商品化された旅館はその一部であり、また実行委員会により企画されたアクションプランは、旅行商品に組み込まれることを前提としたものではないため、旅行

表 小野川温泉のアクションプラン (2002年)

名 称	内 容
夢ぐりプラン 一人 1000 円	各旅館で「夢ぐり手形」を購入し、旅館 14 軒、共同浴場 1 軒の計 15 軒の各風呂に 3 回まで入浴可能なプラン。手形には「夢ぐりシール」が 3 枚貼ってあり、入浴の際に 1 名につき夢ぐりシール 1 枚を旅館のフロントへ渡す。手形は土産店「独楽の里つたや」で無料絵付けが楽しめる。
そぞろ歩き・お 休み処	温泉街でくつろげるように、番所が 3 ヶ所設けられた。
朝市	小野川温泉の入口にある J A にて、冬季を除く毎週日曜日、午前 6 時～ 8 時まで開催。 ※お宿のお食事で出た野菜などを買うことができる。
どこでも出前 (有料)	温泉地内の出前ポイントに温泉街にある食堂から米沢ラーメン・そばなどを出前する。
レンタサイクル (有料)	温泉街の自転車屋で自転車の貸出を行う。

(注) 小林裕一 (2002) による。名称・内容は 2001 年のスタート当時のものである。

会社の代売収入となるものもない。つまり、地域主導により地域づくりを行いながら、商品企画は地域づくりの一部を利用しただけに過ぎないという構造である。地域づくりは中長期的な戦略ではあるが、一方で一部の旅館が直接的に利益を得ることは間違いなく、地域のコンセンサスが得られにくいことが懸念された。しかし、実行委員会は地域がまず一体化していくことを優先させた地域づくりを進めていった。

#### (4) 宿泊客数の実績と成果

実行委員会が発足し、以上のような取組みがなされてから 3 年しか経っていないが、観光客数を見ると、明確に下げ止まりから上昇傾向に転じている。商品発売が始まった 2001 年下期の宿泊客数実績が対前年比 104.8% となった。2001 年の観光客数実績<sup>8)</sup>は 11.3 万人で前年比 100.3% と完全に下げ止まった。2002 年の観光客数実績は 11.7 万人 (同 103.5%) であり、上昇傾向に転じた。また、月別実績を見ると、冬季の閑散期の実績が著しく向上している。

2002 年 10 月には、日経新聞プラス 1 温泉大賞の「街づくり部門賞」を受賞した。こ

れは小野川温泉が「黒川温泉のようなそぞろ歩きができる温泉街」として、初めて公に認められたことを意味している。2003 年 7 月には、観光知実行委員会の佐藤雄二氏が国土交通省の政策である「観光カリスマ」に選定された。カリスマ名称は「観光知」のカリスマであり、「地域を売り込むにはまず自分達が地域をよく知ること、そしてお金をかけるだけではなく知恵を絞った町づくり」を合い言葉に、観光知実行委員会をという強い信念のもと、温泉街の新たな魅力づくりを実践している。」とされた。選定理由は、「小さな温泉街“小野川温泉”を魅力あるものにするため、若手リーダーとして地域をまとめ、“夢ぐりプラン”“そぞろ歩きお休み処”“どこでも出前”をはじめ数々の新たな試みを行い、短期間で小野川温泉を“そぞろ歩きができる温泉街”として全国から注目される温泉街に成長させた。」<sup>9)</sup>ということである。

さらに、2003 年 12 月には「地域住民あげての魅力あるまち (温泉街) づくり」をしたとして「第 5 回米沢まちづくり賞」を受賞した。

#### (5) 新たな展開

温泉を活用した観光による地域づくりの取り組みは、少しずつではあるが行政の政策をも動かしつつある。山形県の溪流環境整備計画<sup>10)</sup>では、「小野川ホタルの里」において、貴重種としてムカシヤンマのほか、ゲンジボタル・ヘイケボタル・ヒメボタルなどの昆虫類を確認し、留意事項として「ホタルは小野川の象徴であり、生育生息環境を維持するとともに、ムカシヤンマやオオムラサキなどの昆虫類の生息に配慮する。溪流林の分布を保全し、自然豊かな溪流環境を保全する。」とホームページに記載している。そして、整備方針として「砂防施設の配置計画にあたっては、小野川の象徴であるゲンジボタル・ヘイケボタル・ヒメボタルの生息環境を保全する。ヘイケボタルの幼虫は、水田や止水にも生息でき、ヒメボタルの幼虫は陸生である。これに比べ、ゲンジボタルの幼虫は環境適応力が小さく溶存酸素が十分満たされている流水域だけにしか生息できず、溪流への依存度が最も強い。従って溪流に関わるゲンジボタルの生育環境の維持が中心課題となる。」と述べている。

2003年8月には、県置賜総合支庁や米沢市など行政がコーディネーターとなり、観光関係団体をはじめ、町内会や老人会・消防団など各分野の代表者13人で構成する「小野川まち作り委員会」を発足させた。「住民にとって、住みよい町をつくるのが結果的に交流人口を増やし、優れた観光地を生む」という考えに基づき、ハード偏重でない、地元の温かい心と親切なもてなしを中心とした地域づくりを目指し、将来の地域のあり方を見据えた総合的なプラン「小野川地域づくり計画」(仮称)の策定を目指している。

小野川温泉を流れる大樽川の上流は、自然河道でアユ・コイ・ヤマメ・ニジマス・イワナ等多くの生き物が確認されている。その一部の3キロ区間に「大樽川荒廃砂防事業」が計画されている。当初計画では、護岸工事をを行い直線河道を新しくつくることになってい

た。しかし、小野川温泉にあるいくつかの組織団体が「大樽川を考える会」を結成し、地元民・行政・専門家で構成された「大樽川荒廃砂防事業検討委員会」を設置し、継続的に行政に働きかけた結果、2003年度内に計画変更されることが認可される予定であることが報道された<sup>11)</sup>。これは自然河床を残したまま、用地買収により川幅を拡張し氾濫に対応するという計画で、全国的にも先駆的な事例となる。予定では、区間上流部のコンクリートの直線護岸を一部撤去し、遊水地をつくり、魚の産卵所とするとしている。

## 4 考察

### (1) 観光による地域づくりと地域アイデンティティ

観光知実行委員会や観光協議会などの活動を通じて、小野川温泉は着実にしかもスピード感を持って地域づくりを進めた。「ほたる祭り」を始めた1980年初頭からすでにその素地ができており、2001年にJR東日本とJTBによる共同プロジェクトをきっかけに好転したと言える。

彼らは、地域づくりのコンセプトに観光を選んだ。しかし、観光による地域づくりには、いくつかの弊害もある。そのひとつに、地域づくりを進めて行く上で、どうしても観光産業の関係者が先行して利益を得ることが起こってしまうことである。

それについて、関谷は以下のように書いている。「今回の共同プロジェクトで商品化されたのは“湯あみ旅情”という商品である。(中略)地域にとって“湯あみ旅情”という商品は、“まちづくり”の手段であって最終目標にはなり得ない。というのもJTBやJR東日本と契約している旅館は、わずか3分の1ほどであり、“湯あみ旅情”での集客力がエネルギーとなり、まちづくりを行うわけであるが、実際には契約旅館が先行して利益を得る形になるからである。つまり「まちづくり」を推進するためにはみんなの協力が

必要であるが、果実は平等にはなり得ないし、小野川温泉が発展するにしても、個人の自助努力無くしては個人の発展には繋がらないのである。言い換えれば、「まちづくり」は民主主義で行うが、結果は自由主義経済であるということである。観光による「まちづくり」において、みんなが平等に果実を分けることが出来るなんてことはあり得ない。こんなことは当たり前のことであるが、当たり前のことを当たり前に話しておくことが基本ではないだろうか。言いづらいこと、誤解を受けやすいことを避けてしまうと、後に大きな亀裂を生じてしまうことになるからである。小野川温泉の場合、まがりなりにも「まちづくり」に参加することの意義、楽しさを感じることができたばかりか、今回のプロジェクトの評価が、地域の人々の自信となっている。大事なことは持続可能な観光を目指すことであり、将来のビジョンを示すことであり、地域住民が納得出来る説明をしておくことにある。<sup>12)</sup>

つまり、観光による地域づくりは、短期的には観光産業への経済的なメリットが生じるが、観光という現象が生じることにより、つまり観光客が実際に持続的に訪問するようになることにより、地域住民や関係者の意識変革を中長期的に引き起こし、地域のアイデンティティが形成されることが重要である。大樽川の砂防事業の計画変更も長い間進展が見られなかったが、2003年になって行政側の対応に変化が見られたということ、観光の活性化と関わりがあるのではないかとみる関係者もいる。また、パブリシティ効果も生まれている。小野川温泉は多くのマスコミに取り上げられることになった。これは地域のブランド化の過程にもつながり、現地取材やマス媒体を通じて、地域住民の意識付けにフィードバックされている。これは直接的な経済的な効果ではないが、住民の地域への意識に影響を及ぼし、また、地域アイデンティティの創出に貢献している。

このように、小野川温泉が温泉地域として観光による地域づくりを進めている事例から、観光による地域づくりには、大きく二つの段階があることがわかる。第一段階は、地域の取組みにより実際に観光客が来るようになること＝「観光の創出」、第二段階は、観光の創出により、地域アイデンティティが創出されることである。地域アイデンティティとは、その地域が他の地域と区別され認識されることであり、つまり、小野川温泉観光知実行委員会が目指した「オンリーワン」のまちづくりを具現化したものである。単に観光客が来るだけでは、それは観光消費がされるだけで、地域づくりにはならない。地域住民の間で、その多くは利害対立が発生するにもかかわらず、観光に対するコンセンサスが形成され、地域アイデンティティが生じるという段階があつて、初めて地域づくりが実現していく。観光による地域づくりは、多くは旅館主導になりがちで、短期的には観光産業だけが経済的な直接のメリットを享受する、という構造に陥りがちであり、その段階にとどまってしまうと、継続的な地域づくりの機運は生まれにくい。その点、小野川温泉の場合には、近視眼的なメリットではなく、小野川温泉のビジョンを描くことを最初から意思統一していたと言える。

## (2) 温泉地域価値

ここで、温泉地域においては一体どのようなにして観光現象を創出し、地域アイデンティティを実現することができるかを考察したい。小野川の事例では、温泉資源と温泉街の特長を活かして「そぞろ歩き」というコンセプトを導き出し、オンリーワンの価値を創出した。温泉資源自体は、泉質による効能といったような、いわば温泉なら必ず持っている価値がある。ただし、温泉の価値は泉質だけではない。温泉が人間に対して療養の効果があるとすれば、それは温泉地域全体が人間に影響を及ぼしているとも考えられる。例えば、転地効果などはその一例である。また、

温泉の人間の体への影響として「総合的生体調整作用」が指摘されている。「温泉からは、転地、リラクゼーション効果、泉質による科学的効果、温熱、浮力などの物理的効果の恩恵をストレートに受け取ることができる。だが“温泉水（入浴）”“温泉地（自然環境と転地）”“運動と栄養”の三要素が複雑な刺激となり、中枢神経系、自律神経系、内分泌（ホルモン）系、免疫系を揺さぶって、ひずんだ状態にある体のリズムを整える“総合的生体調整作用”の影響が大きい。」<sup>13)</sup>このような温泉資源のある温泉地域自体には、本来必ず備わっている価値を「温泉地域の絶対価値」と呼ぶこととする。

しかし「温泉地域の絶対価値」をある地域が所有していたとしても、そこに必ず「観光の創出」が見られるとは限らない。少し正確に言えば、温泉を持っていても温泉地域の観光客が増加しているところもあれば、温泉客が減少し、温泉地域としての活気を失いつつあるところもある。それは、観光客が自らの価値観により温泉地域を選択していることに他ならない。その価値が温泉地域にあるかどうかを決めるのは観光客であって、その意味においては相対的である。これを「温泉地域の相対価値」と呼ぶとすれば、観光客に選ばれる温泉地域となるためには、「相対価値」を持たなくてはならないということである。小野川温泉の事例でいえば、実行委員会を設立した時、顧客満足を考えることから始めている。地域づくりの主導はあくまで地域ではあるが、「観光による」地域づくりを選んだとしたら、そこには「観光客」というステークホルダーが存在する。その関係構築は、温泉地域の持つ絶対価値だけでは実現できない。小野川温泉の事例では、JR 東日本と JTB の共同プロジェクトにより、絶えず地域側を監査することにより、相対価値を生み出していったのである。

## 5 まとめ

以上、小野川温泉を事例として温泉資源を活用した観光による地域づくりを考察した。その結果、温泉地域における観光による地域づくりには絶対価値と相対価値が重要であることを指摘した。温泉資源を活用して地域づくりを行う試みは、時代の要請により、まだ始まったばかりである。特に観光客側の価値観、つまり相対価値は、時代と共にスピードを上げて変化しつつある。そのとき、温泉地域にはマーケティング戦略も求められる。つまり、市場や観光客から見たとき、その温泉地域はどのようなポジションにあるのか、どのようなサービスをどのような観光客に提供するのかと言った総合的な戦略性である。しかし、価値観は時代と共に変わるものでもあり、多様化もしている。温泉地域が独自性を追求し、提供するするチャンスでもある。それには、温泉地域にある知恵を見出し、共有することがますます重要になる。絶対価値と相対価値を創出するための、温泉地域の知恵の創出と活用については、今後の研究課題としたい。

### 注・参考文献

- 1) 山村順次(1990):『観光地域論 地域形成と環境保全』古今書院、36頁
- 2) レジオネラ菌が発生した事例など、適切に管理されない場合にはもちろん温泉の効果が発問視される事例もあるが、温泉の持つ第一義的な価値は変わらない。
- 3) 環境省は自然環境保全対策の総合的推進における国民参加による自然保護への取組の一環として、1989年度には、ホテル・チョウ・トンボといった身近な小動物とその生息環境の保全・回復を図る地域住民の努力を顕彰するとともに身近な小動物への国民の認識を深め、併せて身近な自然の積極的な保全創出等に資することを目的として、ふるさといきもの里の選定を行った。全国各地から報告のあった302件のうち、119カ所を「ふるさといきもの里100選」として発表した。
- 4) 小野川源泉共同組合ホームページによる。

- <http://www.chuokai-yamagata.or.jp/onogawa/index.html>
- 5) 「独楽の里つたやホームページ」およびヒアリングによる。  
<http://www.komav7.com/>
  - 6) 関谷仁志(2003):「地域振興と観光客誘致 小野川温泉の取り組みから」運輸と経済、平成15年6月号、～ 頁。
  - 7) 小林裕和(2002):「動的な生態観光系としての温泉地におけるマーケティング戦略 — 山形県小野川温泉を事例として—」日本観光研究学会全国大会研究発表論文集、17号、149～152頁。
  - 8) 「観光客数」は「宿泊客」「自炊客」「日帰り客」の合計であり、年度は2月から翌年1月まで。米沢市納税課のデータによる。
  - 9) 国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/> 掲載の「観光カリスマ百選」選定結果についての資料(第3回委員会の結果)による。
  - 10) 山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/> 掲載「山形県溪流環境整備計画」による。
  - 11) 山形新聞 2003年3月1日記事による。
  - 12) 前掲6)。
  - 13) 飯島裕一(2002):『温泉で健康になる』岩波書店、48頁。

# 地方自治体における温泉保護制度

## Hot Spring Protection System by the Local Government

佐々木 寿 男\*  
Toshio SASAKI

キーワード：地方自治体 (local government) ・ 指導要綱 (guidelines)  
温泉保護地域 (hot spring protection district) ・ 判例 (precedent)  
行政実例 (administrative example)

### 1 はじめに

現在、我が国は国民的規模で温泉ブームの最中にあると言われている。野球やサッカー番組のない土・日曜日はあっても、温泉番組のない祝日はないと言われるほどの温泉ブームのもと、利用者にはかつてのような一過性的利用ではない、本物の温泉を志向する傾向が見られる。

このような現在の本物志向の強い国民的規模の温泉ブームは、ある意味では温泉資源を大量に必要とする構造的なものとも言える。世界一と言われる、我が国の温泉資源が、過剰利用になりかねない構造を内在するこのような状況に、果たして今後とも耐え得るのか、危惧するのは筆者だけではないと思われる。

温泉資源、就中地下温泉水の循環は数年～数十年と、我々人間の時間感覚からすれば長時間の循環である。それゆえに、このようなブームによるオーバーユースが、現在の掘削技術は長足の進歩で大深度や動力による大容量汲み上げを可能にしているだけに、資源の枯渇に繋がりがかねないと、関係者は内心心配しているのではなからうか。

そこで、この小論では、日本における温泉地、源泉さらには温泉資源の使用状況等を温泉に関する基本的法律である温泉法の許可状況に照らして概観するとともに、地方自治体

(都道府県)における温泉資源の保護制度を、筆者の属する宮城県の制度とともに、全国各地の温泉地の判例・行政実例等から考えることにしたい。

### 2 全国の温泉の概要

#### (1) 温泉地数・源泉数

まず、我が国の温泉の推移を環境省の資料を基に概観してみたい。2003(平成15)年3月末現在、3,102の温泉地(宿泊施設がある温泉地)に2万7,041本の源泉がある。

温泉地が100以上の自治体は、北海道の245を筆頭に、長野県(219)、新潟県(150)、青森県(143)、福島県(137)、秋田県(128)、静岡県(108)、山形県(100)の8道県である(表1)。源泉数は大分県の4,878本を筆頭に、1,000本以上を有するのは、鹿児島県(2,803)、北海道(2,270)、静岡県(2,263)、熊本県(1,372)、長野県(1,043)、青森県(1,021)の7道県である。

宿泊施設は1万5,389軒、収容定員は138万4,302人、年間延宿泊利用人員は1億3,793万5,709人で、日本の総人口を超える人々が温泉に宿泊している計算になる。

次に、第2次世界大戦後の復興を成し上げた昭和30年代から現在までの温泉地数と源泉数の推移を見よう(表2)。

1962(昭和37)年に1,518であった温泉

---

\* 宮城県庁 (Miyagi Prefectural Office)

表1 都道府県別温泉利用状況（2002年）

都道府県名	温泉地数	源泉総数	ゆう出量		宿泊施設数	収容定員	年度延宿泊 利用人員	温泉利用の 公衆浴場数
			自噴	動力				
北海道	245	2,270	125,118	150,216	773	116,146	14,123,442	409
青森	143	1,021	22,811	162,983	302	20,829	1,551,975	269
岩手	87	372	62,767	48,388	307	30,699	4,004,246	75
宮城	48	754	16,876	23,889	286	31,907	3,052,600	118
秋田	128	570	36,097	46,077	311	27,084	2,053,869	169
山形	100	393	23,667	31,695	444	40,274	3,468,579	131
福島	137	772	28,050	57,974	658	66,130	5,992,262	216
茨城	44	138	4,856	14,895	97	7,223	721,523	67
栃木	68	594	20,861	35,750	568	65,379	6,597,837	237
群馬	87	435	34,271	29,126	635	60,932	6,304,200	188
埼玉	14	51	238	14,171	24	3,025	308,838	42
千葉	76	125	1,729	8,260	110	20,561	1,509,210	77
東京都	20	119	26	19,332	34	2,285	168,435	102
神奈川	36	518	8,647	28,980	797	57,101	6,031,291	129
新潟	150	505	34,111	52,816	692	68,384	5,223,735	248
富山	73	173	16,996	13,133	146	16,536	1,505,366	56
石川	63	293	1,621	29,589	241	34,493	4,146,574	98
福井	47	150	1,446	7,220	147	13,457	1,381,132	38
山梨	50	430	22,509	31,505	295	31,522	3,418,186	123
長野	219	1,043	55,134	78,653	1,390	108,735	8,915,894	575
岐阜	67	481	13,185	57,971	396	32,193	3,410,503	83
静岡	108	2,263	13,809	107,252	2,262	136,151	11,246,500	443
愛知	39	111	256	15,808	104	12,211	2,118,650	39
三重	57	216	2,557	47,257	193	13,304	1,800,621	41
滋賀	20	75	2,101	6,334	42	8,692	1,263,803	18
京都府	33	123	231	12,014	155	12,315	1,172,164	58
大阪府	27	140	830	27,057	34	7,406	797,406	54
兵庫	71	402	6,396	39,027	392	38,139	2,902,487	168
奈良	36	91	1,246	7,547	83	5,518	499,111	54
和歌山	44	487	17,595	42,449	357	35,528	3,579,229	20
鳥取	16	324	597	20,820	164	18,868	1,436,398	56
島根	53	274	16,894	10,529	146	12,722	1,165,800	93
岡山	43	204	6,865	13,850	113	11,115	996,169	112
広島	62	287	3,257	23,346	79	5,859	627,896	94
山口	56	356	2,208	16,717	193	13,953	1,916,124	108
徳島	28	70	2,974	2,676	28	2,552	334,997	37
香川	38	173	307	9,825	63	10,304	820,058	77
愛媛	29	194	6,037	13,124	119	12,780	1,517,372	82
高知	40	92	450	2,983	93	4,879	579,707	69
福岡	41	361	1,099	25,966	112	9,080	804,696	86
佐賀	24	163	706	20,058	115	10,319	1,008,104	124
長崎	48	185	6,701	15,943	124	14,918	1,820,527	102
熊本	70	1,372	21,696	106,461	456	35,158	4,088,311	284
大分	85	4,878	106,514	163,969	799	52,468	7,079,703	393
宮崎	40	184	4,443	16,723	81	7,741	852,120	131
鹿児島	88	2,803	55,388	145,753	425	34,599	2,999,467	540
沖縄	4	6	850	386	4	2,828	618,592	5
14年度計	3,102	27,041	813,023	1,856,497	15,389	1,384,302	137,935,709	6,738
13年度計	3,023	26,796	819,328	1,791,219	15,558	1,373,318	137,097,634	6,433
比較増減	79	245	-6,305	65,278	-169	10,984	838,075	305
対前年度比	102.6	100.9	99.2	103.6	98.9	100.8	100.6	104.7

(注) 環境省の資料による。数値は3月末現在。

表2 温泉利用状況の経年変化(1957～2002年)

年度	温泉地数	源泉総数	利用源泉数		宿泊施設数	収容定員	年度延宿泊 利用人員	温泉利用の 公衆浴場数
			自噴	動力				
1957(昭和32)	-	-	-	-	7,556	302,041	40,701,812	-
58(33)	-	-	-	-	7,738	329,699	47,519,270	-
59(34)	-	-	-	-	7,913	358,005	49,471,913	-
60(35)	-	-	-	-	8,276	383,608	56,251,803	-
61(36)	-	-	-	-	8,744	456,226	77,551,499	-
62(37)	1,518	13,079	-	-	9,244	500,445	86,743,797	-
63(38)	1,207	10,395	5,757	4,638	10,319	562,516	85,675,621	1,588
64(39)	1,667	11,398	5,485	4,541	10,427	581,025	87,371,026	1,620
65(40)	1,331	11,913	5,953	5,875	10,904	649,439	93,311,028	1,629
66(41)	1,390	12,180	6,060	5,826	11,411	764,670	89,634,687	1,686
67(42)	1,479	13,563	5,521	6,087	12,586	751,138	96,050,339	1,594
68(43)	1,590	14,221	5,409	6,525	13,553	774,360	100,551,422	1,588
69(44)	1,609	14,827	5,427	6,844	13,252	805,118	101,261,143	1,780
70(45)	1,748	15,436	5,354	7,028	13,219	827,239	104,051,002	1,815
71(46)	1,802	16,002	5,474	7,288	13,004	856,731	109,616,365	1,746
72(47)	1,845	16,308	5,242	7,554	13,508	875,050	117,915,449	1,749
73(48)	1,901	16,681	5,146	7,893	14,006	939,972	121,463,272	1,815
74(49)	1,916	17,160	5,117	8,086	14,688	1,033,456	117,257,335	1,798
75(50)	1,939	17,491	5,181	8,297	14,598	993,994	110,228,798	1,992
76(51)	1,988	17,733	5,218	8,362	14,593	988,247	108,743,832	2,038
77(52)	1,990	18,183	5,102	8,552	14,758	1,001,543	108,582,166	2,096
78(53)	2,012	18,678	5,129	8,652	15,200	1,022,690	107,269,376	2,082
79(54)	2,033	19,052	4,996	8,721	15,619	1,056,043	111,295,210	2,065
80(55)	2,053	19,506	5,019	8,824	15,112	1,062,827	107,079,659	2,155
81(56)	2,106	19,470	5,001	8,854	15,141	1,079,357	108,757,430	2,257
82(57)	2,118	19,768	5,112	9,055	15,124	1,073,806	109,382,651	2,311
83(58)	2,116	20,103	5,069	9,217	15,014	1,074,788	107,813,584	2,358
84(59)	2,127	20,151	5,035	9,293	14,882	1,086,620	111,090,010	2,460
85(60)	2,145	20,396	5,005	9,384	15,002	1,096,035	113,898,046	2,594
86(61)	2,155	20,759	5,098	9,497	15,413	1,105,928	121,788,044	2,743
87(62)	2,189	21,095	5,095	9,597	15,383	1,120,849	125,507,775	2,884
88(63)	2,254	21,336	5,002	9,759	14,977	1,146,275	130,865,438	2,991
89(平成元)	2,302	21,758	5,012	9,983	15,085	1,168,157	134,870,936	3,112
90(2)	2,360	22,353	5,040	10,277	15,119	1,202,382	140,138,479	3,283
91(3)	2,382	23,097	5,091	10,639	15,082	1,210,747	142,853,123	3,576
92(4)	2,357	23,568	5,134	10,931	15,154	1,227,095	143,246,266	3,867
93(5)	2,383	24,061	5,084	11,291	15,227	1,245,672	139,728,475	4,038
94(6)	2,431	24,679	5,062	11,633	15,356	1,254,429	138,779,626	4,164
95(7)	2,508	25,129	5,053	11,908	15,714	1,288,594	140,572,876	4,375
96(8)	2,565	25,455	5,031	12,131	15,504	1,298,283	143,164,495	4,738
97(9)	2,615	25,822	5,048	12,342	15,643	1,332,588	140,301,952	5,080
98(10)	2,839	26,077	5,080	12,606	15,638	1,371,708	139,711,747	5,525
99(11)	2,893	26,270	5,143	12,714	15,548	1,357,089	135,377,318	5,835
2000(12)	2,988	26,505	5,164	12,873	15,512	1,363,017	137,525,810	6,034
1(13)	3,023	26,796	5,186	13,063	15,558	1,373,318	137,097,634	6,433
2(14)	3,102	27,041	5,180	13,328	15,389	1,384,302	137,935,709	6,738

(注) 環境省の資料より作成。数値は各年度3月末現在。

地が、列島改造ブーム期の1978年には2,000を超え、戦後の第3次温泉ブーム期と言われる2002年現在は、3,000を超えている。

これに比例して、源泉数も2002年には昭和40年代前半の約2倍の2万7,401と増加の一途をたどっている。

温泉の需要が増大するのに比例して、動力による汲み上げも増加している。すなわち、昭和30年代までは自噴泉が動力泉よりも多かったが、1967（昭和42）年（自噴5,521、動力6,087）を境に逆転した。この比率は年々高まり、1990年には自噴5,040に対し動力は1万277とほぼ2倍に、2002年には5,180対1万3,328を示し、3倍に迫るまでになっている。

温泉ブームが国民に定着した指標として、日帰り温泉施設数があげられるが、次に温泉利用の公衆浴場数を見よう。昭和30年代～40年代には1,500～1,600であったが、自治体等による日帰り温泉施設建設ブーム期の1989年には約2倍の3,112に、1993年には4,038、1997年には5,080、2000年には6,034と、数年ごとに1,000カ所前後が増加している。この数字を見ても、温泉が全国的規模で国民の生活に定着しつつあることが読みとれる。

## (2) 行政処分状況

温泉を掘削したり、温泉水を浴用・飲用に利用するには、温泉法により知事の許可が必要である。次に、この行政処分（許可）状況を見たのが表3である。

2002年の新規掘削は499件（申請件数493と許可件数499が逆転しているのは過年度分が2002年度になって許可になったためである）、動力装置377件、浴用利用は2,287件と高水準で推移している。

大分県(61)や北海道(34)等の温泉地域で、新規掘削が相変わらず多いが、その他にも首都圏（神奈川県12、東京都11、千葉県11）、大阪府(27)、兵庫県(22)、福岡県(17)等、大都市圏での新規掘削件数の多いことが特徴

的である。

次に、掘削件数の経年変化を見ることにしたい。

日本列島改造ブーム期の昭和40年代後半に1,000件前後であった新規掘削は、ブーム期以降は落ちついてきたが、これが再び1,000件を超えるのは、竹下内閣のふるさと創成基金による市町村等の日帰り温泉施設建設ブームが始まった1988年～1991年の時期である（表4）。

最近の温泉井戸は大深度になり、多額の投下経費を必要としている。この投下した資金を回収するためには、1本の井戸から大量の温泉水を汲み上げていることを推測できるのが、温泉利用許可件数の経年推移である。温泉法上、温泉掘削は井戸1本につき1件の申請であるが、浴用・飲用等の温泉利用は、浴室ごとに申請することとされている。

温泉利用（浴用）許可件数は、昭和40年代後半から現在まで、毎年約1,300～2,500件前後で推移している。これに対し、新規掘削はここ数年400～500件である。ここに、大深度掘削・強力な動力ポンプで大容量の温泉水を汲み上げ、この井戸の温泉水を平均4～5カ所の浴室で使っている実態が明らかとなる。

## 3 都道府県の温泉保護制度

### (1) 温泉ブームと温泉資源保護対策

1965（昭和40）年以後、温泉地数・源泉数とも増加の一途をたどっている。次に、年々増え続ける温泉需要に対し、行政（温泉法の許認可権を委ねられている都道府県）がどのように対処してきたのかを概観したい。

温泉に関する基本的な法律は、1948（昭和23）年施行の温泉法であるが、「新憲法下では財産権に関する制限は法律による他は制定出来ない事になり、これまであった都道府県の温（鉱）泉取締規則は、昭和22年12月30日限りで失効する」といった状況下にあった為、急遽法律の制定が必要になり、当

表3 行政処分件数(2002年)

都道府県名	新規掘削			増掘			動力装置			温泉利用						
										浴用			飲用			
	申請	許可	不許可	申請	許可	不許可	申請	許可	不許可	申請	許可	不許可	申請	許可	不許可	
北海道	34	34	0	1	1	0	26	26	0	305	305	0	1	1	0	
青森	22	21	0	1	1	0	16	16	0	139	141	0	0	0	0	
岩手	5	5	0	0	0	0	2	2	0	32	32	0	1	1	0	
宮城	8	8	0	2	2	0	8	8	0	61	61	0	0	0	0	
秋田	4	6	0	0	0	0	3	3	0	33	30	0	2	2	0	
山形	7	8	0	0	0	0	3	3	0	31	36	0	3	2	0	
福島	8	8	0	0	0	0	7	7	0	92	92	0	3	3	0	
茨城	3	3	0	0	0	0	4	4	0	51	51	0	0	0	0	
栃木	10	10	0	0	0	0	6	6	0	128	128	0	2	2	0	
群馬	7	5	0	0	0	0	3	3	0	57	58	0	1	1	0	
埼玉	8	8	0	0	0	0	6	6	0	24	24	0	0	0	0	
千葉	11	11	0	0	0	0	12	12	0	22	22	0	0	0	0	
東京都	4	11	0	0	0	0	8	9	0	8	8	0	0	0	0	
神奈川	12	12	0	0	0	0	9	8	0	52	52	0	0	0	0	
新潟	7	7	0	0	0	0	4	4	0	105	105	0	0	0	0	
富山	1	1	0	0	0	0	2	2	0	46	42	0	4	4	0	
石川	6	6	0	1	1	0	6	6	0	36	36	0	5	5	0	
福井	6	6	0	0	0	0	2	2	0	14	14	0	1	1	0	
山梨	5	4	0	0	0	0	6	6	0	26	26	0	0	0	0	
長野	2	2	0	0	0	0	3	3	0	63	63	0	7	7	0	
岐阜	8	9	0	0	0	0	4	4	0	33	33	0	0	0	0	
静岡	8	8	0	0	0	0	18	18	0	89	89	0	8	8	0	
愛知	2	2	0	0	0	0	1	1	0	21	21	0	1	1	0	
三重	5	5	0	0	0	0	6	6	0	64	64	0	3	3	0	
滋賀	3	4	0	0	0	0	3	3	0	4	4	0	0	0	0	
京都府	6	5	0	0	0	0	2	2	0	8	8	0	0	0	0	
大阪府	28	27	1	0	0	0	12	12	0	14	14	0	2	2	0	
兵庫	23	22	0	0	0	0	9	9	0	60	60	0	2	2	0	
奈良	2	3	0	0	0	0	2	2	0	12	12	0	0	0	0	
和歌山	5	5	0	0	0	0	3	3	0	19	19	0	4	4	0	
鳥取	3	3	0	0	0	0	3	3	0	63	63	0	3	3	0	
島根	5	4	0	0	0	0	4	4	0	24	24	0	0	0	0	
岡山	1	2	0	0	0	0	3	3	0	11	11	0	0	0	0	
広島	20	18	0	0	0	0	19	17	0	37	41	0	7	7	0	
山口	18	18	0	1	1	0	12	12	0	34	34	0	1	1	0	
徳島	8	8	0	0	0	0	4	4	0	9	9	0	0	0	0	
香川	9	18	0	0	0	0	16	18	0	18	22	0	0	0	0	
愛媛	5	5	0	0	0	0	4	4	0	38	38	0	0	0	0	
高知	6	6	0	0	0	0	1	1	0	6	6	0	0	0	0	
福岡	20	17	0	0	0	0	12	12	0	104	110	0	9	9	0	
佐賀	7	7	0	0	0	0	5	5	0	22	21	0	1	1	0	
長崎	7	7	0	0	0	0	6	6	0	17	17	0	2	2	0	
熊本	27	26	0	1	1	0	23	23	0	100	100	0	1	1	0	
大分	64	61	0	2	2	0	47	47	0	34	34	0	8	7	1	
宮崎	3	3	0	0	0	0	4	4	0	52	52	0	1	1	0	
鹿児島	28	28	0	4	4	0	18	18	0	54	54	0	17	17	0	
沖縄	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
14年度計	493	499	1	13	13	0	377	377	0	2,273	2,287	0	100	98	1	
13年度計	464	433	4	11	11	0	347	342	0	2,104	2,069	0	75	75	0	
比較増減	29	66	-3	2	2	0	30	35	0	169	218	0	25	23	1	
対前年比	106.3	115.2	25.0	118.2	118.2	0.0	108.6	110.2	0.0	108.0	110.5	0.0	133.3	130.7	-	

(注) 環境省の資料より作成。数値は3月末現在。

表4 行政処分の経年変化（1973～2002年）

年度	新規掘削			増 掘			動力装置				温 泉 利 用							
											浴 用				飲 用			
	申 請	許 可	不許可	申 請	許 可	不許可	申 請	許 可	不許可	申 請	許 可	不許可	申 請	許 可	不許可	申 請	許 可	不許可
1973 (昭和 48)	1339	1205	37	148	137	8	555	579	7	2001	1997	0	65	69	0			
74 (49)	899	838	23	106	110	0	599	528	2	1458	1463	0	25	24	0			
75 (50)	762	699	22	120	109	1	475	497	2	1616	1611	0	41	39	0			
76 (51)	714	671	8	112	111	2	451	454	0	1704	1710	0	79	84	0			
77 (52)	598	572	19	78	75	3	309	304	0	1601	1588	0	49	48	0			
78 (53)	602	560	4	88	88	0	365	366	1	1567	1557	0	54	53	0			
79 (54)	739	701	5	59	57	1	453	364	0	2189	2181	0	72	71	0			
80 (55)	721	657	12	75	73	0	415	398	2	1632	1614	0	163	162	0			
81 (56)	725	752	8	73	74	0	423	440	1	1333	1338	0	102	104	0			
82 (57)	649	638	0	72	70	0	402	412	0	1276	1285	0	87	87	0			
83 (58)	614	591	2	79	83	0	396	403	0	1711	1685	0	83	81	0			
84 (59)	634	614	2	39	37	1	433	403	0	1463	1449	0	73	67	0			
85 (60)	649	651	0	53	55	0	442	456	0	1601	1612	0	174	172	0			
86 (61)	720	703	1	43	44	0	516	506	1	1786	1779	0	125	121	0			
87 (62)	875	846	1	60	59	0	449	443	0	1806	1791	0	121	124	0			
88 (63)	1074	1010	0	79	76	1	507	509	0	1933	1937	0	118	109	0			
89 (平成元)	1309	1245	1	70	67	0	531	506	0	1916	1920	0	130	131	0			
90 (2)	1355	1312	0	75	78	0	636	619	0	1878	1874	0	107	106	0			
91 (3)	1105	1100	1	87	82	0	632	626	0	2298	2242	0	170	167	2			
92 (4)	847	815	1	76	71	0	638	613	0	2068	2037	0	177	176	1			
93 (5)	785	779	0	73	70	1	519	528	0	1971	1979	0	105	102	0			
94 (6)	716	712	1	58	59	0	523	521	0	2377	2367	0	116	110	0			
95 (7)	701	688	0	43	39	0	463	448	0	2125	2103	0	121	122	0			
96 (8)	680	666	2	48	50	0	506	509	0	2523	2506	0	100	106	2			
97 (9)	615	609	0	50	51	0	537	530	2	2712	2712	0	84	85	0			
98 (10)	529	537	0	23	24	0	424	425	1	2262	2273	0	121	113	0			
99 (11)	473	458	0	27	26	0	382	371	0	2090	2085	0	94	99	0			
2000 (12)	482	477	0	22	21	0	356	356	0	2054	2073	0	69	67	0			
1 (13)	464	433	4	11	11	0	347	342	0	2104	2069	0	75	75	0			
2 (14)	493	499	1	13	13	0	377	377	0	2273	2287	0	100	98	1			

(注) 環境省の資料より作成。数値は各年度3月末現在。

時の厚生省公衆衛生保険局調査課に於いて立案、第2回国会に提案され、前述のように昭和23年に制定された。」<sup>1)</sup>と言われるように、制定当時から現在まで多くの問題点が指摘されている。

こうして誕生した温泉法であるが、戦後復興期から10数年間は、特に大きな問題はなかった。しかし、その後の高度経済成長期には観光開発が顕著となり、地方の慣習に時代の進歩も加わり、温泉法施行当時には予想しえなかった事態が生じた。さらに、その後の1989年のふるさと創成基金による日帰り温泉施設ブームも関係している。

高度経済成長期や日本列島改造ブームの公害の負の側面は、温泉資源のみならず自然環境への過度の開発圧となって顕在化した。昭

和20年代に施行された自然環境関係法令では、このような局面に対処することはできず、自治体は急遽自然環境保全対策のため指導要綱を施行し、急場をしのいだ。温泉法は前述のごとく、1948年に、しかも急いで施行された古典的な私有財産保護を基本とする法律だけに、都道府県は温泉開発圧と温泉資源の保護のバランスを取るべく、指導要綱を制定・施行したものと考えられる。

現在、47都道府県で審査（許可）事項等を定めた公開の要綱があるのは21、実務上の内規があるのは23である（両方あるのは3）。また、保護地域指定は19、既存源泉からの距離制限は30、ゆう出路口径の制限は10、掘削深度の制限は9の都道府県が、それぞれ実施している<sup>2)</sup>。

## (2) 宮城県温泉保護対策要綱

宮城県は、日本列島改造ブーム期の1975(昭和50)年4月1日に宮城県温泉保護対策要綱を施行した。その目的は、温泉源の衰退、枯渇、温度の低下、成分の変化を防止し、温泉の保護と適正な利用の推進を図ることである。なお、いわゆる要綱は法律、条例等と異なり、私権の規制等を強制力を背景に行うものではなく、行政指導の指針となるものである。宮城県温泉保護対策要綱の概要は以下のとおりである。

### 1 地域指定の区分

「温泉保護地域」及び「温泉準保護地域」

### 2 指定基準

1) 「温泉保護地域」(12地域): 地域内の温泉を積極的に保護しなければならないと認められる次のいずれかに該当する地域

- ① 源泉の分布密度が濃厚な地域
- ② 過去及び現在において、源泉間の相互影響が著しくあらわれている地域
- ③ 過去数年間、温泉の水位、温度、ゆう出量(揚湯量)の低下が著しい、あるいは温泉の成分に影響がみられた地域

2) 「温泉準保護地域」(12地域): 現に温泉がゆう出し又はゆう出が予想される地域であって、その保護が必要と認められる次のいずれかに該当する地域

- ① 温泉の保護地域に隣接する地域
- ② 源泉間の相互影響が予想される地域
- ③ 源泉の分布密度が比較的濃厚となり、源泉間に一定の距離をおくことが適当な地域

### 3 指定地域における主な規制等

1) 「温泉保護地域」: 温泉を整理統合し、集中管理方式導入のために掘削する場合、既存源泉の損壊等に伴う代替掘削の場合等以外は原則として新規掘削及び増掘は認めない。

2) 「温泉準保護地域」: 付近の利用源泉に影響を及ぼさないと認められる範囲内で新規掘削及び増掘を認める。

## 4 温泉保護地域制度の法的性格

### (1) 温泉保護地域設定の法的性格

上述のように、温泉資源の保護対策を実施している都道府県の多くは、保護対象地域を定め、地域内での行為を制限している。その名称は自治体によって異なるが、「〇〇温泉保護(準保護)地域」の名称を用いているものが多い。

このような地域設定は、どのような根拠に基づいているのか、またどのような法的効果が生ずるのであろうか。次に、地域設定の法的性格を判例や行政実例等から考察を加えたい。

温泉法は、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない」(第3条)、また知事の許可・不許可の基準として、「都道府県知事は、温泉のゆう出量、温度若しくは成分に影響を及ぼし、その他公益を害する虞があると認めるときの外は、前条第一項の許可を与えなければならない。」(第4条)と定めている。

この条文を素直に読むと、知事は温泉のゆう出や温度・成分に影響を及ぼす等、公益を害するおそれがある場合の外は許可しなければならないことになる。しかし、この知事の行政処分は、いかなる法的性格を有するものであるか、すなわちこの処分をなすに当たって知事に裁量権があるのか否か、あるとしてこの裁量権の法的性格はどのようなものであるか等々を以下に述べることにする。

### (2) 判例

#### 〈判例1〉

福岡県知事が許可した温泉掘削により、既存の温泉に影響が出たとしてこの許可の取消を求めたケース。(争点は、知事の裁量権の法的性格はどのようなものか)

「温泉法第3条による都道府県知事の掘削許可が自由裁量処分であるか否かは暫らく措き、自由裁量処分でも裁量権の限界を超え法

の目的に反することが明白な場合には違法となるのであるから、自由裁量処分であるとの一事を以て、裁判所に裁判権がないということとはできない。(中略) 温泉法第4条は、都道府県知事は温泉のゆう出量、温度若しくは成分に影響を及ぼし、その他公益を害するおそれがあると認めるときのほかは、同法第3条第1項の掘削許可を与えなければならない旨規定しているから、右の事由がなければ知事は許可をなすべき拘束を受けるものと解すべく、その反面右の事由があれば、許可をなすべきではなく、従って右掘削の許可は羈束裁量の行為であるというべきである。而して右規定によれば、温泉のゆう出量温度若しくは成分に影響を及ぼす場合でも、その程度が公益を害する虞がない限り許可を与うべきものと解すべきである。」<sup>2)</sup>

この判決では、知事の裁量権は、自由裁量ではなく、構成要件を充たしていれば許可をなすべき拘束を受ける、いわゆる羈束裁量であると判示している。この判決は控訴審の福岡高等裁判所を得て、以下の如く最高裁判所(小法定)で確定した。

「温泉法が温泉の掘削を知事の許可にかかせた趣旨は、温泉源を保護しその利用の適正化を図るという公益的見地から出たもので、既存の温泉井所有者の既得の利益を直接保護する趣旨から出たものでないことは明かである。(中略) ゆう出量の減少、温度の低下若しくは成分の変化は、いずれも、「公益を害するおそれがある」場合の例示と解すべきものであり、「公益を害するおそれがある。」場合とは、ひつきょう、温泉源を保護し、その利用の適正化を図るという見地からとくに必要があると認められる場合を指すものと解すべきである。すなわち、同条は、この見地からとくに必要と認められる場合以外は掘削の許可を拒み得ないとの趣旨を定めたものと解すべきである。(中略) しかも温泉源を保護しその利用の適正化を図る見地から許可を拒む必要があるかどうかの判断は、主として、

専門技術的な判断を基礎とする行政庁の裁量により決定さるべきことがらであって、裁判所が行政庁の判断を違法視し得るのは、その判断が行政庁に任された裁量権の限界を超える場合に限るものと解すべきである。」<sup>3)</sup>

昭和30年代の裁判所の判断は以上のとおりである。次に日本列島改造ブーム期の昭和50年代の判例を紹介したい。

#### 〈判例2〉

伊東温泉において、静岡県知事が不許可にした温泉掘削につき、この処分(不許可)は温泉法違反であり許可すべきものであるとして取消を求めた事件。(争点は、知事の裁量権の法的性格及び裁量権の範囲はどこまでか)

「温泉法が温泉の掘削を知事の許可にかかせた趣旨は、温泉の掘削と利用をその権利者の自由に放任すれば、たちまち濫掘と濫用の結果を生じ既存温泉に悪影響を及ぼすのみならず、新規にゆう出する温泉についてもその性質の悪化をもたらし、ひいては泉源を荒廃させ、温泉地一帯の経済基盤を失わせ、温泉に來集する不特定多数人の利益を奪う虞れすらある、との懸念にもとづき、温泉源を保護し、その利用の適正化を図る、という公益的見地から出たものと解すべく、既存の温泉井所有者の温泉施設営業等により生ずる既得の利益を直接に保護する趣旨から出たものでないことは明かである。(中略) ところで、前述したように、温泉の掘削に関する許可制度は原則として自由な土地の所有権に対する法令上の制限として位置づけられるものであるから、基本的には、公益保護の見地から私権に対し必要かつ最小限の制約を加えるものであり、その専門技術的な性格から裁量行為とされてはいるが、その裁量の性質は基本的に羈束裁量の域を出ないものといわなければならない、これが個々の許可申請に対する政策的な配慮によって左右されるならば、温泉行政の画一的運用は困難となり、同一地区における同一の自然条件下にある複数の温泉につ

いてほぼ同時になされた掘削許可申請が、あるいは許可され、あるいは許可されない、といった事態を生ずる虞れがあり、そうなれば、地域全体のために温泉源を保護し、その利用の適正化をはかる、という温泉法の公益目的が達成されない虞れが生じてくる。

従って温泉掘削許可に際しての知事の裁量は、あくまで専門技術的な羈束裁量であるべきであって、政策的な自由裁量であってはならないものと解される。<sup>4)</sup>

この静岡地方裁判所の判断は、東京高等裁判所（下記判例）を得て、最高裁判所（小法廷）<sup>5)</sup>で確定した。

「それが行政庁（県知事）の裁量に委ねられているといっても、前述のように、主として専門技術的な判断を基礎とし、公益的見地に立ってなされる限りにおいてであって、これらを逸脱した差別扱いの如きは、その裁量権の限界を超えるものとして、当該行政処分すなわち許可もしくは不許可処分を違法視しなければならないからである。（中略）伊東温泉を全体的にみると、昭和35年頃から、温泉水位の低下、揚湯量の減少、温度の低下、成分の変化などの現象が起り、（中略）かりに本件申請につき許可処分がなされるにおいては、鎌田区はもとより右温泉密集地等においても同種の新規掘削許可申請が相ついでなされ、かつこれらを拒むことが困難となることが明らかに予測されるところ、（中略）すでに昭和36年頃から前述の如き揚湯量の規制措置をとおして、ようやく維持されてきた伊東温泉の温泉をめぐる秩序が乱れ、昭和30年頃から同35、6年頃にかけてのような温泉争奪やこれに伴う地域混乱が再び招来されて、既存の温泉井の利用に悪影響を与えるのみならず、伊東温泉全体における前記危険な諸傾向を一層促進させ、延いては温泉源そのものの荒廃を促し、温泉地一帯の地域社会の経済的基盤をすら掘り崩し、かつまた保養を求めて来集する不特定多数の一般公衆の利益をも奪うおそれがあるといわなければならない

ない。」<sup>6)</sup>

### （3）行政実例等

裁判所の判断は上述のとおり、許可するか否かは知事の裁量に委ねられてはいるものの、その裁量はいわゆる自由（政策的）裁量ではなく、専門技術的な羈束裁量であり、具体的にはケースごとに「公益」の観点から判断すべきであるという点にある。

それでは、都道府県が予め温泉資源の保護を図る目的で一定の地域を指定して、この地域の規制を一般のいわゆる白地地域よりも強くすることは、どのような根拠に基づいているのか、またどのような法的効果を生じさせるのか、行政実例及び行政争訟事例から考察したい。

#### 〈行政実例1〉

「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者に対する不許可の処分は、温泉法第4条に掲げる不許可の理由がない外は、同法第3条の規定を充足する申請者に対して許可を与えなければならない。

なお、同法第4条中「公益」については同法第3条の申請に対し、具体的かつ実情について客観的に判断すべきで、あらかじめ地域を指定しあるいは劃一的な制限を設けることは妥当でない。」<sup>7)</sup>

#### 〈行政実例2〉

「特殊温泉地域を設け、その区域内の新規の温泉掘削を一率に禁止することを内容とする県条例を制定することは、温泉法にふれるが、その特殊温泉地域内の温泉掘削を許可すれば、温泉法第4条前段の事由が発生することが客観的に明らかな地域である場合はその温泉地域について、予め温泉審議会の意見を聞き、温泉源保護地区として設定し掘削許可の申請があったとき知事が許否を決する際の基準としておくことは差支えない。なお、温泉地計画に温泉源保護地区を決定し、これらの区域をも含めて鉱区禁止地域の指定を受け、予め温泉地計画を一般に周知徹底させておくことは、行政運営上最も有効な措置と考

える。」<sup>8)</sup>

この、保護地域を設定し、これに基づき個々の案件に一律に規制を加える（具体的には個々の案件を、保護地域内での申請であるが故に一律不許可又は条件付で許可する等）のは不当であるが、審査・判断の基準とすることは妥当である、との上記行政実例は、昭和 20 年代から現在まで引き継がれている。

次に、行政争訟事例（知事の処分を不服として環境庁長官に審査請求した事案に対する裁判）を紹介したい。

#### 〈裁判例 1〉

北海道知事が 1996（平成 8）年度に行った温泉法第 4 条の規定に基づく温泉掘削許可申請に対する不許可処分を不服とする審査請求事件。「温泉地域における温泉の水位の低下の減少が相当顕著である以上、当該地域を要綱に基づき保護地域に設定した上で、北海道自然環境保全審議会における審議、あるいは処分庁の許否の判断をするに際して、保護地域における温泉の掘削は不可抗力により埋没した既存の利用源泉を現状に復旧するために行うもの等を除き原則として認めないと定める要綱をその基準とすることについては、温泉源を保護するという公益的見地からなされた妥当なものと認められる。」<sup>9)</sup>

#### 〈裁判例 2〉

宮崎県知事が 1998 年度に行った温泉法第 8 条 2 項の規定に基づく動力装置許可申請に対する不許可処分を不服とする審査請求事件。

「要綱に基づき温泉保護地域及び温泉準保護地域に設定されている当該温泉地域は、温泉の水位が経年的に低下しており、（中略）したがって、当該温泉地域における温泉の水位の低下の現象が相当顕著である以上、本件申請による新たな動力の装置は、当該地域における源泉の更なる衰退化を招来するということができるから、法第 4 条に規定する「公益を害する虞がある」場合に当たるとする処分庁の判断は妥当なものと考えられる。（中略）本件申請を審議するに当たり、要綱をそ

の基準とすることは問題はなく、要綱の制定過程についても自然環境保全審議会での審議を経て公表されているところから、たとえ審査請求人に対して作成に関する事前協議の連絡がなかったとしても、これを無効とするまでの理由はないと認められる。」<sup>10)</sup>

以上の如く、両事案とも温泉保護地域の設定は審議会の意見を聞いた上で設定する等慎重を期している、またこの地域設定は、個別案件を審理、判断する際の基準であり、保護地域内の申請を一律に規制するものではないので合理性があり、従って違法ではない旨判示している。

上記の 2 件は公開の温泉保護対策要綱に関する事案であるが、自治体によっては、知事が温泉法に基づく行政処分をするに際して、内規を定めているケースもある。次にこの内規が争われた事例を紹介したい。

#### 〈裁判例 3〉

鹿児島県知事が 1994（平成 6）年度に行った温泉法第 4 条の規定に基づく温泉掘削許可申請に対する不許可処分を不服とする審査請求事件（審査請求人は、本件処分の理由としての既存源泉から 200 m 以上の距離をとるとの処分庁の内規があるが、このような一律に県全域に適用する内規は合理性がない旨主張）。

「したがって、地質構造が同様であることが明らかである以上、当該温泉地域における掘削に際しても、鹿児島県自然環境保全審議会が定める既存温泉からの距離等の審議基準を処分庁が許否の判断をする際の基準とすることについては、温泉源を保護するという公益的見地からなされた妥当なものと認められるのであって、法の趣旨に反しているものということとはできない。（中略）県内各地において実施された温泉調査の結果や過去の温泉ゆう出状況を基にして鹿児島県自然環境保全審議会が定めた既存の温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないと推定される既存源泉からの距離に係る基準、地質構造の状

況及び本件申請地周辺の温泉利用状況から見て、今後、更に温泉掘削をすることにより法第4条に規定する不許可事由が発生することが推知される場合には、かかる基準を基に処分庁が掘削の許否の判断をするのは、もとより適法かつ妥当な処分と考えられる。」<sup>11)</sup>

#### (4) 温泉保護地域設定の現代的意義

以上、判例、行政実例、裁決例から温泉保護地域設定の法的性格を見てきたが、審議会での審理及び行政処分の審査・判断の基準として設定・運用する限り特段の問題は生じない、あるいは積極的に是認するまでではないものの概ね認めるとする事例が多い。

現行の温泉法は戦前・戦中の反省を踏まえ、私的所有権を最大限尊重すべきであるとされた流れの中で、昭和20年代に必ずしも十分な調査(特に、温泉権に関する地方慣習等)を行った後にはではなく、急いで制定、施行されたことは前述のとおりであるが、昭和20～30年代には、温泉の掘削技術、温泉水の需要等に照らして矛盾は表面化しなかった。しかし、法律施行当時には予想もされなかった戦後復興・経済高度成長に伴う温泉工学・技術の発達、観光ブームによる温泉水の需要の増大を迎えた昭和30年代後半から40年代、さらには昭和40年代後半からの日本列島改造ブームによる乱開発期には現状と制度の乖離はあまりにも大きくなりすぎ、温泉法の運用を第一線と担う都道府県は危機にさらされたと言えよう。

特に昭和40年代には、現実社会が予想を超えて進んだが、これを規制する法律は未整備状態であった。就中、公害や自然環境の分野ではこの傾向が著しかった。

私権を制限するには、法律が必要であるとの法制下、進展する公害や乱開発に対処するため、自治体は法的効力を持たない指導要綱をガイドラインとして、現実とがっぷり組み合ったのである。その後自治体の要綱による対応から法的効力のある条例による規制へと進展し、ついには国による法律制定・施行へ

と進んだ現実があるのである。

各自治体の温泉保護対策要綱もこの流れの一環と位置づけて良いと思われる。

列島改造ブーム期の乱開発に対処するため、止むに止まれず生み出された温泉保護対策要綱が第一期とするなら、平成時代の日帰り公共温泉ブーム・スーパー銭湯的温泉ブーム期に施行された要綱等は、第二期の対応策と言えよう。

温泉に関する基本的法律である温泉法は、数次に亘り改正されたとは言え、依然として1948(昭和23)年の法律である現状の下、各自治体は温泉資源の保護と私的所有権及び適正利用との間で苦心しているのが現実である。

このような状況にあつて、科学的根拠に基づいて、かつ審議会等の審議を得る等十分な手続を得た後、温泉保護地域等を設定することは、温泉地域全体の総量コントロールの観点から、また個別案件の審査の観点からも十分合理性があると思われる。

## 5 むすび

以上、自治体における温泉保護制度について、現状や現行制度及びその運用の実態等の側面を、行政実例等を用いて紹介するとともに、若干の考察を加えた。

冒頭に述べた様に、現在、温泉資源への負荷は眼に見えない形で、しかも構造的に確実に増大している。この様な構造的変化に対処する基本的制度として我々が持っているのは、昭和23年施行の温泉法であるが、この法律が制定された当時には予想だにできなかった状況下に現在あることは、掘削技術の驚異的な進歩一つ取ってみても明らかである。

温泉法は昭和23年の施行以来10次余に亘って改正されたとは言え、古典的とも言えるまでの私有財産権を最大限尊重する法律だけに、これを武器に巧妙に装った乱開発を阻止することはもちろん、温泉資源の保護と適正利用の観点から総量規制等を弾力的に行うことは不可能に近い。

このような状況のもとで、私有財産権を尊重しつつ温泉資源の持続的利用を図ろうとすればするほど、個別案件の法的審査のみではなく、いわば温泉地域の総資源を全体としてコントロールすることを余儀なくされているのが自治体の現状である。そして、その苦慮策として温泉保護地域制度が昭和50年代に考え出されたのであるが、このシステムをより実効性のある、しかもその時々状況に適合したものにするためには、先ず自治体が情報を交換し合うことが望まれる。そしてその際、当学会等の共同ワークショップ等が加われば大きな社会的パワーとなるであろうことを期待して、この小論を閉じたい。

#### 注・参考文献

- 1) 甘露寺泰雄(2003):「戦前の『温泉法試案』の紹介と考察」温泉工学会誌、第29巻1号45～49頁。
- 2) 環境省(2004):「温泉の保護と利用に関する懇談会(第4回)」1月29日資料。
- 3) 福岡地裁昭和29年6月2日判決(昭和27年(行)第43号)。
- 4) 最高裁(小法定)昭和33年7月1日判決(昭和32年(オ)第128号)。
- 5) 静岡地裁昭和51年2月10日判決(昭和48年(行ウ)第12号)。
- 6) 最高裁(小法定)昭和54年10月4日判決(昭和54年(行ツ)第48号)。
- 7) 東京高裁昭和53年12月19日判決(昭和51年(行コ)第7号)。
- 8) 昭和26年8月30日各都道府県知事あて厚生省国立公園部長回答。
- 9) 昭和29年8月9日各都道府県知事あて厚生省国立公園部長回答。
- 10) 環境庁長官 平成11年6月22日裁決(環自施第189号)。
- 11) 環境庁長官 平成12年3月15日裁決(環自施第94号)。
- 12) 環境庁長官 平成12年9月21日裁決(環自施第262号)。

# 西ヨーロッパにおける温泉地の地域的展開

## Regional Development of Spas in Western Europe

山村 順次\*  
Junji YAMAMURA

キーワード：温泉地 (spa)・保養温泉地 (health spa)・ウェルネス (wellness)  
ウィスバーデン (Wiesbaden)・ロイカーバート (Leukerbad)

### 1 はじめに

ヨーロッパ各地には多数の温泉地が分布し<sup>1)</sup>、その主なものは古代ローマ人の開発に起源を持つ療養・保養の場として利用されてきた歴史があるが、19世紀以降は上流階級の社交の場ともなっており大いに賑わった<sup>2)</sup>。ヨーロッパの屋根をなすアルプス山脈と周辺地域には、ドイツのテルツ・ライヘンハル、オーストリアのガスタイン、スイスのロイカーバート、フランスのクスレバン・エビアンなど、著名な温泉地が多い。その縁辺地域にも、ドイツのバーデンバーデンやイタリアのアパノなどの有力温泉地が展開している。イギリスにはかつて多くの温泉地が存在したが<sup>3)</sup>、19世紀以降保養の場が海水浴場を取って代わられて衰退し、近年ではパースのように、観光的な温泉施設が復活した温泉地もある。

西ヨーロッパの国々では、温泉は地下から湧き出る温度20℃以上の温かい泉のことであり<sup>4)</sup>、もちろん、単なる地下水と区別するために溶存物質を規定している。今日、これらの温泉は療養泉としての価値が高いため、大切に保護されて適正に利用されている。特に、肝臓病や胃腸病に効果があるということで飲泉が盛んであり、また、リウマチ治療のためのリハビリ温泉浴が温泉医の指導のもとに行われている。そして、多くの国が温泉療養客に対して社会保険制度を整備し、助成し

ているのである。

一方、温泉地は空気が清浄で森林が広がる高地や丘陵地に多く立地しており、気候保養地としての特性を兼ねている。同時に、アルプス山中では、冬季はスキー場として著しい発展をとげている温泉地も多い。このように、従来の社会保険療養客が集まる療養温泉地から、自費でやって来る幅広い客層の志向性に対応するために、野外レクリエーション地・健康と美容の場・観光拠点としての新たな機能を加えながら、温泉地はその性格を徐々に変化させてきている<sup>5)</sup>。西ヨーロッパの温泉地は、現在では人々の積極的な“健康づくり”(ウェルネス)のための保養温泉地として再編されつつあり、現代社会におけるストレス解消などをも含めて、まさに予防医学的見地から大きな意義を有しているのである。

本稿では、わが国でこのような西ヨーロッパの温泉地についての研究がほとんどない現状にかんがみ、主要国の温泉地の特性と地域的展開を明らかにするとともに、特色のあるドイツの近代的保養温泉都市・ウィスバーデンとスイスの山岳保養温泉地・ロイカーバートの2温泉地を事例として実証的に論述した。研究方法は、筆者が1990年代に3度にわたって実施した現地調査の際に収集した各国政府温泉局・温泉協会の資料と現地での観察・聞き取り調査結果などを分析し、一部に最近の統計や情報なども加えて考察した。

\* 千葉大学教育学部 (Chiba University)

## 2 主要国の温泉地の展開

### (1) ドイツの温泉地

ドイツはヨーロッパ最大の温泉国である。ドイツ温泉協会が発行した『温泉年鑑』<sup>6)</sup>には、1989年当時、大小136カ所の療養・保養温泉地があつて長期滞在の療養客を集めており、そのほかにクナイプ（水治療）療養地（69カ所）・海岸保養地（55）・気候保養地（55）など172カ所が記されている。この数は、現在でも大きく変わることはない。

ドイツの温泉地は全国的に分布しており、アルプス山脈のクロチンゲン・テルツ・ライヘンハルや“黒い森”にあるバーデンバーデンをはじめ、北ドイツ平原のオーエンハウゼン・ザルツフレンや中部のメルゲントハイム・キッシンゲン・オルプ・ナウハイム・ウィルドンゲンなどの諸温泉地が知られる（図1）。

ドイツ温泉協会は、療養泉を使った本来の温泉地のほかに、海水利用の施設を持つ海岸

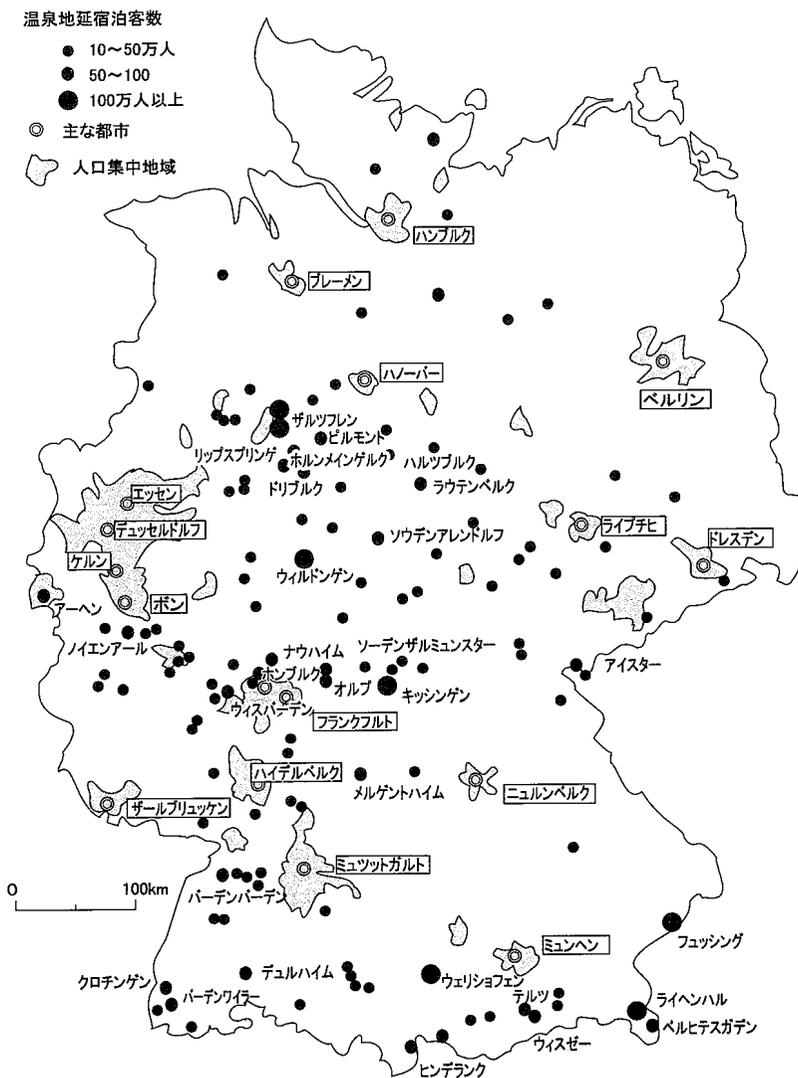


図1 ドイツにおける主な温泉地の分布（1996年）

（注）Westermann『Diercke Weltatlas』を改図。ワク付の地名は主な都市。

保養地や高地の気候保養地についても、国民の健康保持にとって重要であるとの考えから、これらを温泉協会の構成員に加えている。実際、クナイプ療養地と海岸保養地のうち、それぞれ19カ所・29カ所は温泉浴ができる。温泉協会では、温泉地や保養地で少なくとも4泊以上の滞在をした宿泊客を療養・保養客としており、1970年ではその宿泊客実人数は419万人（自己負担の個人客77%、社会保険療養客23%）、延宿泊客数は7,599万人（63%、37%）、平均滞在日数は18日（15日、29日）であった<sup>7)</sup>。その後、宿泊客実人数も延宿泊客数も大幅に増加して、1990年ではそれぞれ841万人（83%、17%）、1億500万人（65%、35%）となったが、平均滞在日数は13日（10日、26日）へと減少した。

ここで、1990年の温泉地・保養地の形態別滞在宿泊客数を見ると、表1のようである。

療養温泉地の占める割合が最も高く、宿泊客実人数で29%、延宿泊客数で約50%を占める。平均滞在日数は療養温泉地が18日が多く、そのほかは約10日である。4泊以上の宿泊統計であるので、ドイツ人の割合が著しく多い。自費で療養温泉地へ来る個人客は宿泊客実人数で59%に達しているが、平均滞在日数は社会保険療養客の半分の10日にとどまっている。とはいえ、ドイツの温泉地では当然のこととして長期滞在型が主流であり、温泉地の療養・保養機能が著しく高いこ

とを物語っている。

ドイツの温泉地は国の積極的助成策もあって<sup>8)</sup>、どこへ行っても豊豊かな素晴らしい温泉地環境が保全されており、広い保養公園（クアパーク）とともに温泉治療館（クアミッテルハウス）や温泉保養館（クアハウス）をはじめ、カジノ・劇場・各種のスポーツ施設、建物それ自体が歴史の重みを感じさせるホテルやショッピング街などが整備されている。そして、何よりも重要なことは、国がいち早く中高年層への健康福祉政策の一環に温泉医療をすえ、国民が社会保険の適用によって温泉地で3週間もの長期滞在ができる療養・保養システムを確立した点である。また、各温泉地は多様な客層にあわせてバラエティに富んだ宿泊施設を配し、長期滞在の療養・保養客のためにコンサートや各種のイベントなどを絶えず催して、滞在客が快適な湯治生活を送れるように配慮している。

しかし、このようなドイツの社会保険制度のもとでの温泉療養は、1996年の社会福祉法の改正で大きく変化することになった<sup>9)</sup>。すなわち、従来はドイツの労働者は全員が3年間に4～6週間の温泉地滞在を保証されていたが、国家財政の停滞を背景に温泉療養の権利が制限されることになり、4年間に3～5週間へと滞在期間が短縮され、補助金も削減された。その影響は特に療養温泉地で著しく、療養客の減少や温泉医・温泉関係労働者の失業を招いた。ここに、ドイツの温泉

表1 ドイツにおける温泉地・保養地の滞在宿泊客数（1990年）

温泉地 保養地	ドイツ人			外国人 万人	合計		延宿泊客数		平均滞在数 泊
	個人客 万人	保険客 万人	計 万人		万人	%	万人	%	
療養温泉地	148	95	243	7	250	28.8	4,367	41.4	17.5
クナイプ療養地	79	14	93	2	95	11.0	1,101	10.4	11.6
海岸保養地	263	16	279	5	284	32.7	3,000	28.5	10.6
気候保養地	211	15	226	13	239	27.5	2,072	19.7	8.7
計	701	140	841	27	868	100.0	10,540	100.0	12.1
%	80.8	16.1	96.9	3.1		100.0			

(注) ドイツ温泉協会『年報1990』により作成。4泊以上の滞在客のみ。

地は従来の伝統的療養温泉地からの脱皮を余儀なくされ、健康志向を前面に出した“ウェルネス”の概念が強調されるにいたった。

## (2) オーストリアの温泉地

オーストリアの温泉地も、長期滞在客で特色づけられる。政府統計局の区分では、温泉の利用度や療養地としての性格の強弱などにより、温泉地は療養温泉地（温泉利用が1次的）と保養温泉地（温泉利用が2次的）とに大別されており（図2）、これに気候保養地とクナイプ療養地を加えたオーストリア温泉地・保養地協会が設立されている<sup>10</sup>。

ザルツブルク南のガスタイン谷にあるガスタインとホフガスタイン、およびチロル州ゼーフェルトの諸温泉地が延宿泊客数100～110万人台で最大級を示し、以下にフィラハ・クラインキルヒハイム・キッツビュールなどが続いている。これらの温泉地は中部・西部のアルプス山麓に立地しており、スキーリゾートとしての機能を強めて著しい発展をみた。一方、スキーリゾートとしての立地条件に劣る東部には、タツマンズドルフ・バーデン・シャレルパツハ・ハルなどの20～40万人クラスの中規模温泉地が分布し、療養温泉地として特化してきた。しかし、近年では保養温泉地への機能変化が進んでおり、夏季にはテニス・ゴルフが楽しみ、

また屋内外の温泉プールやカジノも整備されていて、スポーツ・健康・ダイエットを前面に出した総合的保養温泉地への転換が進められている。常時行われる各種イベントも、新たな客の吸引に大きな役割を果たしている。

ここで、1983年と2001年の温泉地・保養地の延宿泊客数の変化を見ると、温泉地ではわずかながら増加しているのに対して、観光客は200万人以上が減少した。療養温泉地の宿泊客構成では、オーストリア人が50%以上を占め、その他の保養地・観光地では外国人が70～80%を占めているのとは対照的である。政府統計局資料では<sup>11</sup>、1983年現在のオーストリアの延宿泊客数は1億1,600万人である。このうち、温泉地50カ所や気候保養地などの保養地18カ所を訪問したいわゆる“保養観光”（Cure Tourism）の延宿泊客数は1,757万人で、全体の15%を占めていた。2000年の延宿泊客数は1億1,400万人であり、このうち温泉地55カ所と保養地25カ所の“保養観光”は1,870万人、その比率は16%で17年前と大差はない<sup>12</sup>。しかし、近年の平均滞在日数の減少や経費の安い東ヨーロッパへの観光客の移動によって、若干の減少傾向を示している。宿泊施設収容力は1983年でベッド数

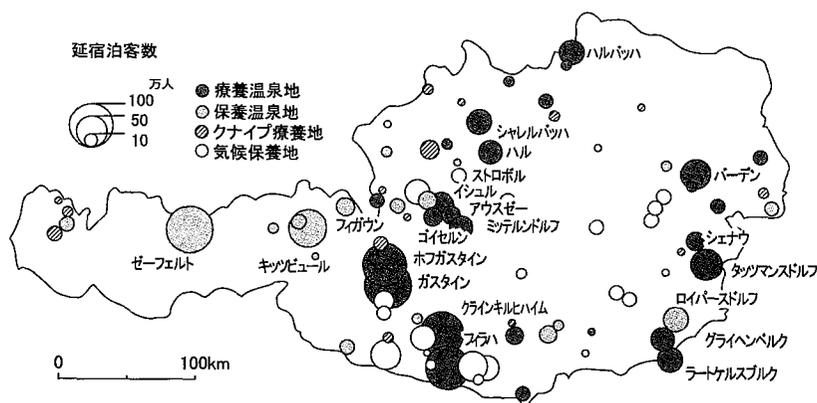


図2 オーストリアにおける主な温泉地・保養地の分布（2001年）

（注）オーストリア統計局の資料により作成。

129 万にもものぼり<sup>13)</sup>、このうち民宿が約 3 分の 1 を占めていて、その兼業的観光業が地域経済に果たす役割は大きい。温泉地においては比較的規模の大きい専門の宿泊施設が多い。

温泉の泉質は、主に硫黄泉・塩化物泉・ラジウム泉などであり、飲泉や温泉浴のほかには鉱泥浴・モール浴の特殊な浴法も行われる。心臓病・呼吸器疾患・消化器系疾患・リウマチ・皮膚病・眼病など各種の病気に効能があるとして、温泉治療館での療養が行われる。実際、オーストリアでは疾患の 36% が心臓病など循環器系疾患であり、20% が運動機能障害、以下呼吸器病 (9%)・神経病 (5%) が多い<sup>14)</sup>。健康人に対してもリラククス・リフレッシュのために、温泉プールでの泉浴やマッサージなども積極的に行われている。

### (3) スイスの温泉地

世界各国から多数の観光客をひきつけているスイスでは、1991 年の延宿泊客数は 7,767 万人であり、このうちスイス人は 53%、外国人は 47% を示し、ホテル宿泊客の比率は 48%、長期滞在用の保養アパート客は 52% で相半ばしている<sup>15)</sup>。

スイスには、現在 21 カ所の温泉地があり、サンモリッツ・ロイカーバートなど 9 カ所は標高 1,000 m 以上の高地に立地している。また、ローマ時代に起源をもつバーデンや中世以来のラガーツなどの古い歴史を有する温泉地もあるが、1960 年代に開発された新興のツルザッハ、さらに多くのホテルや保養アパートが集中するロイカーバート、高級ホテルが多いサンモリッツ、そしてシンツナッハなど 1 ホテルが経営する温泉が 7 カ所もあり、温泉地の形態は多様である。

温泉地のホテル宿泊客統計を見ると<sup>16)</sup>、延宿泊客数はホテル宿泊の 220 万人に温泉療養院の 31 万人を加えた 251 万人であり、全観光客の 3.2% に過ぎない。しかし、ホテル延宿泊客数が 28 万人のロイカーバート温泉は、その他に保養アパートでの延宿泊客数

が 76 万人もあり、合計で 100 万人を超えている。温泉地のホテル年間稼働率は全体で 46% に達しており、高率である。ホテル延宿泊客数が多い温泉地は、88 万人のサンモリッツをはじめ、ロイカーバート (28 万)・ラガーツ (21 万)・ツルザッハ (15 万)・レンク (12 万)・バーデン (11 万) が続いている。サンモリッツやバーデンは観光化が進んで平均滞在泊数も 3 泊程度と短期であるのに対して、シンツナッハ・スタビオ・シュベフェルベルクなどは 11 泊を超えていて、長期滞在型の療養・保養温泉地としての機能を維持している。当然のことながら、どの温泉地でも温泉療養院の療養客は 3 週間の滞在をしている。

### (4) フランスの温泉地

フランスには 1992 年現在、104 カ所の温泉地 (温泉治療館のある療養温泉地) があって、1,200 もの源泉を有し、ヨーロッパ有数の温泉国として中心的役割を果たしている。アルプス山麓のエクスレバン・エビアン、ピレネー山脈とその周辺のダクス・リュション・アメリエレバンや中央高地のビシー・ロワイア・シャテルギュヨン・ラブルプールなどが大規模な温泉地域を形成している (図 3)。

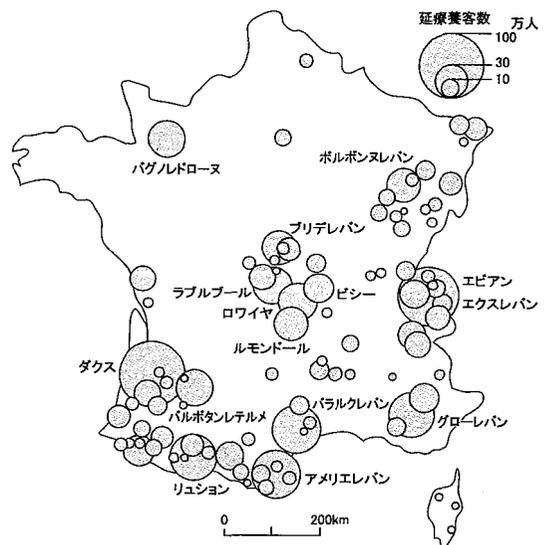


図 3 フランスにおける温泉地の分布 (1991 年)  
(注) フランス温泉療養地連合の資料により作成。

フランスの温泉法は1823年に制定され、以後温泉の開発・管理は国の指導の下に進められてきた<sup>17)</sup>。温泉療養を目的とした宿泊客数は、実人数で1965年に36万人、以後1976年48万人、1982年56万人、1991年64万人と着実に増えており、国や温泉地当局の積極的な努力が実りつつある<sup>18)</sup>。療養客は3週間の滞在が定められているので、延宿泊客数は約1,340万人にのぼっている。

1988年当時のフランス療養温泉客統計によると<sup>19)</sup>、約53万人の温泉療養客のうち、男性は36%、女性は64%であり、年齢層は60歳以上が男女ともに40%台が多いが、同時に16～60歳未満の層も同程度の比率を占める。疾患別では、リウマチが52%を占め、次いで呼吸器疾患が23%が多い。以下、静脈系疾患と消化器病が各7%、心臓病・皮膚病・泌尿器病・心身症などが2～3%程度で続いている。

フランス温泉療養地連合での聞き取りによると、温泉医の指示があった場合に限って、3週間滞在温泉治療費の70%相当の保険金が支払われ、特に病状が進んだ患者には全額給付される。滞在費や食費は含まれないが、鉄道利用者には費用の70%が支払われ、フランスの温泉地は療養客にとって大きな役割を果たしている。フランスの医者は温泉の科学的知識を習得するよう要求されているのである。このように、フランスの温泉地は純療養温泉地として確立しているが、近年ではエクスレバン温泉のように、療養温泉地から健康増進を志向した保養温泉地への展開を検討する温泉地も見られる。

温泉療養のできる時期は、通年営業の温泉地が約4分の1であり、残りの4分の3は夏季半期を中心とした季節営業であるところに特色がある。1992年現在、カジノは47温泉地に設置されており、温泉地経営安定のためになくはならない存在である。

#### (5) イタリアの温泉地

イタリアは日本と同じ火山国であり、各地



図4 イタリアにおける温泉地の分布(2001年)

(注) 阿岸裕幸原図に『Baedeker's ITALY』の資料を加えて作成。

に温泉が湧出して200カ所を超える温泉地が分布する。イタリア半島の西岸の火山帯に沿う地域に高温泉が多い(図4)。主な温泉地を見ると、エウガニア温泉地域の中心をなすアバノ・モンテグロットをはじめ、ポー川中流域のサルソマジョレ、トスカーナ地方のモンテカティーニ、アペニン山脈中のカンチアノなどの温泉地が分布している。1991年現在、延宿泊客数の多い温泉地は、アバノの205万人をはじめ、モンテカティーニ(173万)・カンチアノ(164万)・イスキア(154万)など、100万人以上が5カ所を数える。

アバノは近接したモンテグロットとともに、鉱泥浴による世界最大級のリウマチ治療の温泉地として知られ、両温泉地には105もの鉱泥浴槽がある<sup>20)</sup>。アバノでは、イタリア人と外国人の延宿泊客数が、各100万人にもおよんでいる。ここでは、42℃の温泉泥土を身体に塗り、20分後にシャワーで落とし、10分間の入浴をした後に10～15分間のマッサージをする。療養客は約2週間

の滞在をし、その間 12 回の治療を受ける<sup>21)</sup>。

一方、18 世紀末に豪華な飲泉場が建設され、19 世紀にはヨーロッパ各国の王侯貴族や作家たちが集まってきたモンテカティーニでは、塩分の濃い温泉を飲む肝臓病療法が行われており、効果があると言う<sup>22)</sup>。ミラノに近いサルソマジョレも塩化物泉で、古代ローマ以来製塩が行われてきたが、1839 年に医師のベルチェリイが少女の急性胃炎に温泉を用いて著効があったことから有名になった<sup>23)</sup>。その後、大理石の立派な浴場が設けられて、浴用や吸入療法・鉱泥療法などが行われている。キャンチアノはアペニン山脈中であって、宿泊施設が 200 軒にもおよぶ一大療養・保養温泉地を形成し、飲泉が中心をなす。

最近のイタリアの温泉療法は、以下のようである<sup>24)</sup>。まず、温泉療法の中心は飲泉であるが、温浴・吸入・鉱泥浴・洞穴浴なども行われ、特に温泉浴は他のヨーロッパ諸国に比べて厳密に医療目的に使われる。イタリアの温泉地は、①モンテカティーニのような温泉治療館や飲泉場を中心にして集落が成立しているタイプ、②アパノのような各ホテルに温泉医や温泉療法士がいて治療をするタイプがある。温泉療養に際して、主治医の診断を受けた後、温泉地でのメニューに応じて治療が行われるが、その費用には社会保険が適用される。療養の回数は 1 年に 1 回であり、療養期間は 2 週間である。1997 年、温泉療法に保険が適用される場合、治療法が疾患の治療に効果があることを科学的に証明することが求められることになった。このように、温泉地によって温泉の利用形態は異なるものの、イタリアの温泉地はフランスと同様、滞在型の療養・保養の場として強く機能しているのである。

### 3 温泉地の地域的特性

#### (1) 近代的保養温泉都市・ウィスバーデン温泉

ドイツ中央部の大都市・フランクフルトから列車で約 30 分のライン川河畔に、ヘッセン州の州都であるウィスバーデンがある。ここは人口 26 万人の中都市であるが、2000 年前のローマ時代以来の温泉地としての長い歴史を有し、豪壮な温泉施設や新しい温泉療養施設が各所に分布しており、さらに州都としての文化施設も多い。

ウィスバーデンには、地下 2,000 m の深さから 26～67℃ の高温のナトリウム塩化物泉が湧出する 27 の源泉があり、その中心をなすコッホ温泉の湧出量は毎分 350 リットルにおよび、人々の健康のために利用されてきた<sup>25)</sup>。1820 年の療養客数は実人数で 1 万人であったが、1890 年には 10 万人を数えるほどに発展し、20 世紀初頭にはバーデンバーデンに次ぐ地位にあった。コッホ温泉の近くに、1913 年に開設されたカイザーフリードリヒ温泉があり、そこにはローマンアイリッシュ浴場があつて、温泉浴と蒸気浴を組合せた温泉療法が行われている。1992 年当時、一般客はローマンアイリッシュ浴場を 3 時間 18 マルク（約 1,700 円）で利用でき、療養用の温泉浴は 30 マルク前後であり、鉱泥浴も同額である。蒸気吸入は 11 マルク、マッサージは 20～50 マルク、患者の温泉浴体操 30 マルク前後、電気治療 15 マルクなどであり、これらを組み合わせるとかなりの費用がかかる。

ウィスバーデン温泉の地域構成を見ると、ウイルヘルム通りをはさんで西側にホテルが集中する旧市街が広がっており、東側はクアパークやクアハウス・劇場・博物館などが分布している（図 5）。旧市街の中心に、16 世紀中葉の城下町広場を取り巻いて 19 世紀後半のプロテスタント派総本山のマルクト教会や市庁舎があり、周辺に州立劇場・クアハウス回廊などが立地している。クアハウスはウイルヘルム 2 世治世下の 1907 年に改修され、世界で最も美しいと言われた。北東部には、ウィスバーデン温泉浴場をはじめ、5 棟の近

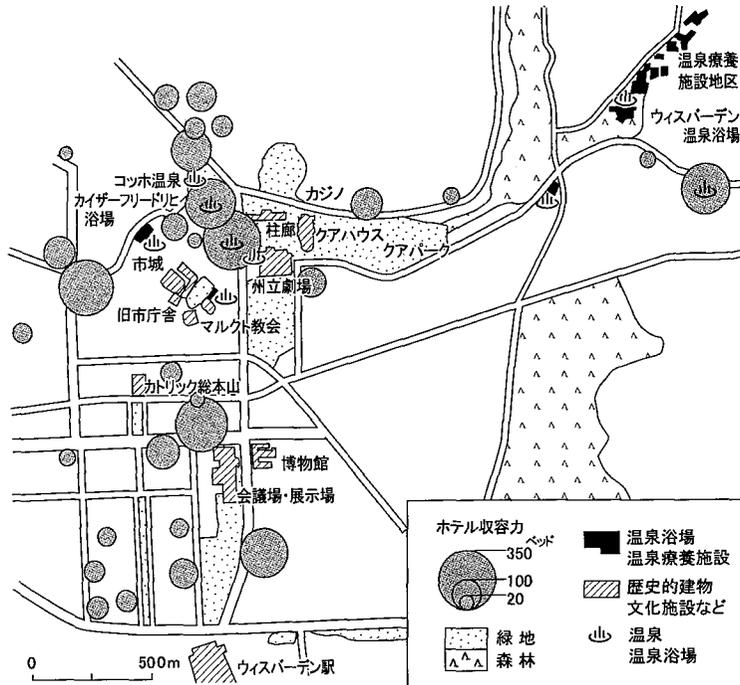


図5 ウイスバーデン温泉の地域構成 (1992年)

(注) ウイスバーデン温泉局の資料により作成。

代的な温泉療養施設が建ち並び、あらゆる温泉療法を備えた新しい温泉療養地域を形成している。温泉浴場には、屋内には32℃に保たれた400㎡の大温泉プールがあり、屋外にも300㎡の大露天プールがあって、冬には雪見をしながら温泉浴を楽しむ。早朝7時半から夜22時までオープンしており、日帰り客の利用にも便利である。

宿泊施設と宿泊客については、1990年現在ウイスバーデン市内に63のホテル・ペンションがあり、その収容力は5,600ベッド、延宿泊客数は109万人にもなる。ベッド数250を超える高級の大ホテルは5軒あり、1992年当時でツイン室1泊約300マルク(2万8,000円)である。その他のホテルは20～100程度のベッドを有し、宿泊料はツインで100～200マルクである。

ここで、宿泊客の推移を見ると、1970年の実人数と延宿泊客数はそれぞれ30万人、78万人を示し、延宿泊客数では約72%がド

イツ人観光客、3%がドイツ人療養客であり、外国人観光客は25%である<sup>26)</sup>。20年後の1990年では、実人数は44万人、延宿泊客数は109万人となり、ドイツ人・外国人ともに宿泊客数が大幅に伸びたことが明らかである。特に、ドイツ人療養客の宿泊数が20泊から25泊へと増加していることが指摘され、ウイスバーデンにおける温泉療養施設の新設・充実が功を奏したことを証明している。

外国人は、延宿泊客数でアメリカ人の6万人をはじめ、イギリス人3万人、フランス人1万5,000人と続き、日本人は1万3,000人で4位にランクされる。宿泊客の季節性は、5～10月までの夏半期がオンシーズンではあるが、冬半期でもかなりの宿泊客が来訪している。特に、療養客は季節性が通年化しており、温泉地の療養・保養機能を充実に、健康志向の温泉地づくりをすることが、温泉地経営上いかに重要であることを物語っている。

ウイスバーデンはヨーロッパの中央に位置する立地条件のよさに加えて、ロシア聖堂や古典様式の建築群など歴史的な建造物群が多く、温泉施設や文化施設も充実しているのので、会議・メッセ・展示会などの開催地としてよく利用される。クアハウスは温泉保養客の憩いの場であると同時に、その一角は展示会場やカジノとなっており、市のシンボルでもある。旧市街の歩行者天国でのショッピング、ヘッセン州立劇場での5月祭、ライン川での水上スポーツ、乗馬・テニス・ゴルフ・サイクリング・散策などのほか、6月のドイツ最大の商店街祭りと8月の歩行者天国でのラインガー・ワイン週間の一大アトラクションに、国内外から多数の客が集まる<sup>27)</sup>。温泉と歴史と文化を融合させ、近代的な温泉保養地を目指してきたウイスバーデンは、理想的な温泉都市を築いていると評価される。

## (2) アルプスの山岳保養温泉地・ロイカーバート温泉

スイス中南部ワリス州、アルプス山中の標高1,411 mの高地に、歴史は古いが1960年代以降、温泉とスキーで著しい発展をとげた保養温泉地のロイカーバートが立地している。ローヌ川の河谷にあるロイクの町から、郵便バスでブドウ畑が一面に広がる急傾斜地を上ると、背後に3,000 m級の岩山がそびえるロイカーバートに着く。その見事な自然と温泉集落とが一体化した温泉地景観は驚嘆に値する。

ロイカーバートには古代ローマ人の足跡が残されているが、温泉に関する最も古い記録は1315年のものである<sup>27)</sup>。15世紀後半には温泉と温泉浴場が司教の所有となり、温泉医のパラセルスの紹介もあって温泉利用が盛んとなった。その後、度重なる雪崩によって温泉地は崩壊し、長い間客が途絶えた。温泉の権利は貴族の手に移り、17世紀後半には行政当局が温泉浴場経営に乗り出すことになった。18世紀半ば以降、ホテルが建設さ

れてゲーテなどの文人が訪れた。19世紀末のホテル温泉協会のポスターによると、ホテル8軒と5つの温泉浴場があり、ヨーロッパで比類のない温泉と気候とが一体化した高地温泉地であることが記されていた<sup>28)</sup>。

1915年にロイカーバートまで電気鉄道が通じ、延宿泊客数は1940年に3万6,000人、第2次世界大戦後の1950年には5万4,000人であったが、以後急増して1960年に21万人、1970年に65万人を数え、人口は1,000人を超えた。延宿泊客数は1981年に103万人となり、1980年代にはスキーリフトや各種観光施設が建設されたり、ワールドカップスキー競技大会も開催されて、1991年にはこれまで最高の113万人に達した。しかし、その後延宿泊客数は減少に転じて2002年には85万人となり、夏半期と冬半期の客数はほぼ半数で均衡している。

ここで、温泉地域を構成する観光施設の分布を見ると(図6)、ダーラ川に沿った緩斜地に共同浴場・ブルガー温泉浴場・アルペン温泉浴場・リウマチリハビリ温泉病院などの温泉施設が集中し、多くのホテルもこの地区にある。その周囲の傾斜地には多数の保養アパートが立地し、滞在型保養温泉地の特性をよく示している。

ロイカーバートでは1980年に温泉総合施設づくりが始まり、その第3期分として1989年にブルガー温泉浴場がオープンした。これはアルプスの山岳景観を目前に眺めながら露天温泉浴を楽しめる温泉施設である。1992年当時、一般入浴料は16スイスフラン(1,600円、2002年では21フラン、1,900円)であるが、ホテル宿泊客は12.5フランに割引される。早朝から温泉に浸かってリラックスしたり、膝や腰に水圧を受けたりしている高齢者が目立ち、家族連れや若い男女もかなり多い。その後、1993年にはホテル兼営のアルペン温泉浴場が新設され、ここでも屋内外の温泉プールをはじめ、ローマンアイリッシュ浴場など4種類の温泉浴を体験

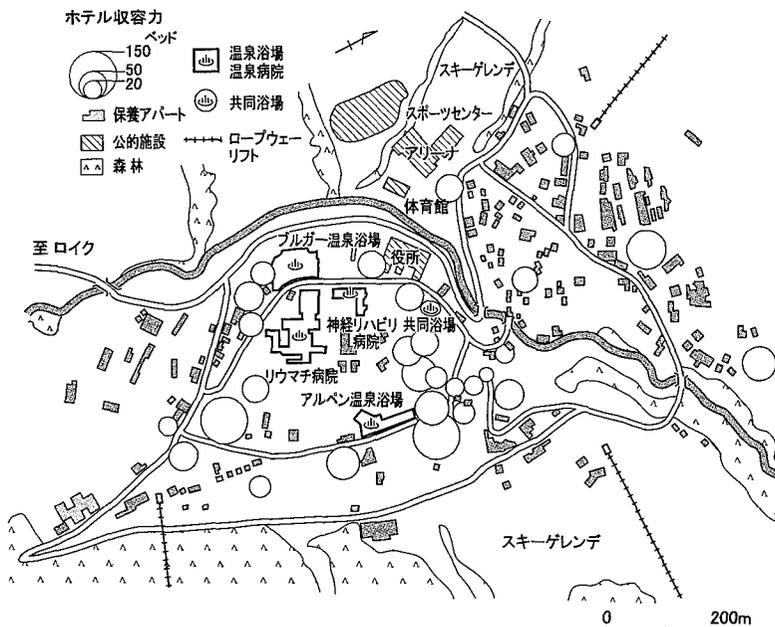


図6 ロイカーバート温泉の地域構成 (2002年)

(注) ロイカーバート観光局の資料により作成。

できる<sup>29)</sup>。

現在の人口は1,600人を数え、28ホテルの収容力は1,500ベッドであるが、その他に保養アパートや山小屋が多数分布しており、その収容力は6,100ベッドにもなる。また、リウマチリハビリセンターなどの温泉療養院が3カ所あり、ベッド数は240である。1990年にはスポーツセンターが完成し、カーリング・スケート・テニス・ミニゴルフ・フィットネス体操など、四季を通じてあらゆるスポーツが楽しめる。もちろん、滞在中はコンサート・民俗芸能・映画などの鑑賞やダンス、さらに野外での散策・ハイキング・登山・釣りなども活発に行われる。特に、温泉場からロープウェイで一気に2,322mのゲンミ峠へ上り、一帯を散歩して高山景観を満喫するのも健康づくりにとって効果がある。

温泉療養客は年間を通じて来訪してはいるがその数は少なく、多くの観光・保養目的の客は滞在型の保養アパートを利用している。

観光季節性は1～3月のスキーシーズンにピークがあり、7～10月の夏季は第2のピークをなしている。延宿泊客数の約80%はスイス人であり、以下ドイツ・イタリア・フランスからの客が比較的多い。

2002年現在のホテルの宿泊料金は、ツイン室で4～5星では約300～400フラン(2万7,000～3万6,000円)、2星クラスやペンションでは120フランほどである。シャレー風の保養アパートは1週間単位で利用するが、バス・トイレ・キッチン付で30～80㎡の広さのツイン室を借りる場合は、部屋の広さ・施設内容・夏冬シーズンなどによって1泊当たり約40～70フランで、格安で宿泊できる。温泉協会の1週間単位のパッケージ料金を見ると、夏シーズンの「ヘルスウイーク」プランでは、1週間滞在して2食付、温泉浴場入浴6回分、ガイド付散策、テニス料込みで507～957フラン、冬の「スキーパック」プランでは、2食付、温泉浴場入浴、ケーブルカー、リフト、カーリング、

アイススケート、テニス料込みで、568～1,666 フランである。

現在、ロイカーバートにはカルシウム硫酸塩泉の源泉が約 65 あり、うち 8 源泉が温泉療養に使われている。微温のものから 51℃の高温泉まであり、サンロレンツ源泉は常時毎分 900 リットルの湧出量がある。温泉地全体では毎分 3,000 リットルもの豊富な温泉が湧出している<sup>30)</sup>。リウマチ治療中心のリハビリテーション温泉病院は、外来客に対しても年中無休で開放されている。病院での聞き取りによると、温泉療養には 3 週間滞在が一般的であり、1992 年の時点で療養費のみで 1,200 フラン（約 12 万円）を要する。スイスでは、社会保険利用客は少なく、大半が自費で治療や健康保持のために来訪している。温泉病院では一般的な温泉入浴（約 14 フラン）のほかに、ファンゴ（42 フラン）・部分マッサージ（18 フラン）・入浴運動（個人 42 フラン、グループ 14 フラン）などがあり、外国人料金は 5 割増しとなる。

温泉療養をすると、6～10 日ほどでその転地効果が生じるといい、最初の 2～3 日は休養にあてて毎日 10 分の入浴に限り、より本格的な治療は検査結果を踏まえて行われる。個人の病状によって差はあるが、普通は 36～37℃ほどの異なった温泉に浸かり、その後は 1～2 時間の休養を取ることを重ねることで、効果を生じると言う。

ロイカーバート温泉の泉質は強いので、温泉浴に水中運動を加えると改善効果はあがるが、さらに周囲のすばらしい環境下でのアクティブな運動によってその効果は高まる。そこで、新しいアルペン温泉浴場では、従来の療養的温泉浴にプラスして、タラソテラピー・美容・フィットネス・ウェルネスなどの需要に対応した取り組みがなされている<sup>31)</sup>。“アクアフィット&ウォーキング”プログラムを見ると、月～金曜日の毎日、8 時 30 分～16 時までの 1 日コースでは、1 人 20 フランで散策・水中歩行・適当な水中運

動・楽しみの温泉浴などを体験できる。

#### 4 むすび

以上、西ヨーロッパにおける主要国の温泉地の現状を比較検討したが、療養温泉地が保養温泉地へと大きく機能変化しつつある実態が明らかになった。社会保険制度の下で、病氣治療のための低料金での温泉療養が普及しているとはいえ、一方では自己負担で温泉地での自由な保養スタイルを追求する客が増えていることも事実である。フランスでは 3 週間、イタリアでは 2 週間滞在の温泉療法が主流を占めているが、その他の国の多くの温泉地では、療養機能を保持しつつもフィットネス・ダイエット・美容・ストレス解消など予防医学的な観点から心身の癒しをおこなう“ウェルネス”（健康づくり）の概念が導入されている。そこでは、温泉浴・飲泉や温泉地の優れた環境のもとで各種スポーツや文化活動などを組み合わせた滞在メニューを設定し、持続可能な温泉地づくりを目指している。

日本でも、今後の温泉地のあり方として、このような方向性が重視されつつあるが、いまだ温泉地を構成する旅館業者や地域行政体・住民などが、温泉療法医のサポートのもとに真の保養温泉地づくりをしているとは言えないのが現状である。各温泉地の地域性を活かした取り組みが期待される。

#### 注・参考文献

- 1) Westermann (1976) : 『Diercke Weltatlas』 Ritter, W. 原図による。
- 2) 山村順次 (1990) : 『世界の温泉地 温泉リゾートの発達と現状』大明堂、139 頁。
- 3) Hembry, P. (1997) : 『British Spas From 1815 to the Present』The Athlone Press, p. 292.
- 4) 湯原浩三・瀬野錦蔵 (1969) : 『温泉学』地人書院、293 頁。
- 5) 山村順次 (1993) : 「オーストリアにおける温泉地の地域的展開」日本観光学会研究報告、第 25 号、2～10 頁。
- 6) Deutscher Bäderverband e.V. (1989) : 『Deutscher Bäderkalender』S.636.

- 7) Deutscher Bäderverband e. V. (1991) : 『Jahresbericht 1990』 Deutscher Bäderverband e.V. S.137
- 8) 前掲2)。1969年、当時の西ドイツ政府は保養温泉地の整備のために、以後5年間に450億円もの投資を行うことを決定し、各地に温泉治療館などの温泉療養施設を建設した。
- 9) ウォルフガング・ナールシュテット (2000) : 「水による治療—健康と社交の場としてのヨーロッパの温泉保養地の過去から未来へ」。温泉と健康 FORUM' 2000 記念誌。
- 10) Association of Austrian Spas and Health Resorts (1984) : 『Nature Heals Spas and Health Resorts Austria』 p. 38.
- 11) Österreichisches Statistisches Zentralamt (1984) : 『Fremdenverkehr in Kurorten und Heilbädern in Jahr 1983』.
- 12) Bundesanstalt Statistik Österreich (2002): 『Tourismus in Österreich』 S.165 ~ 168.
- 13) Bundeskammer der Gewerblichen Wirtschaft (1984): 『Fremdenverkehr in Zahlen Österreichische und Internationale Fremdenverkehrs- und Wirtschaftsdaten』 S.80.
- 14) 前掲2)。
- 15) Schweizerische Verkehrszentrale (1992): 『Statistik über den Schweizer Fremdenverkehr 1991』 S.15.
- 16) Verband Schweizer Badekurorte (1992): 『Jahresbericht 1991』 S.27.
- 17) Thomson, W. A. R. (1978) : 『Spas that Heal』 A & C Black, P. 222.
- 18) Secrétariat d'Etat au Tourisme (1977) : 『Statistiques du tourisme』 P.22 ~ 25.
- 19) フランス温泉療養地連合の資料による。
- 20) 志賀達雄 (1976) : 「南欧の楽園・イタリアの温泉」温泉、第44巻1号、19 ~ 21頁
- 21) 潮見俊隆 (1986) : 「ヨーロッパの温泉地視察研修旅行報告書 (2)」温泉、第54巻2号、17 ~ 24頁。
- 22) Bartoletti, M. (1975) : 『Montecatini le prestigiose terme italiane』 Becocci, P.94.
- 23) 伊東祐一 (1979) : 「サルツマジヨレからル・モンドールへ」温泉、第47巻8号、9 ~ 12頁。
- 24) 阿岸祐幸 (2001) : 「イタリアの温泉療法の現状」まちづくりネットワーク、150号、27 ~ 33頁。
- 25) Kurbetriebe Wiesbaden (1992) : 『Wiesbaden』 S. 35.
- 26) Landeshauptstadt Wiesbaden (1991) : 『Statistische Berichte - Entwicklung und Struktur des Fremdenverkehrs in Wiesbaden 1970 bis 1991』 S. 59.  
ウイスバーデン温泉局のパンフレットによる。
- 27) Kur und Verkehrsverein (1992) : 『Leukerbad Wallis Switzerland』 S.74.
- 28) Anderegg, S. (1962) : 『Leukerbad Thermen, Themen und Tourismus』 Verkehrsverein Leukerbad und Rottenverlag, S.128.
- 29) 池永正人 (2002) : 「スイスアルプス・温泉保養地ロイカーパートの観光地域構造」。総合観光学会第3回学術研究大会発表要旨、33 ~ 34頁。
- 30) ブルガー温泉浴場の資料による。
- 31) アルペン温泉浴場の資料による。

# 韓国水安堡温泉の形成と変遷 —ヘルスツーリズムに関連して—

## Formation and Change of Suanboo Spa in Korea — Relating to Health Tourism —

姜 淑 瑛\*  
Sook-young KANG

キーワード：水安堡温泉 (Suanboo spa)・温泉地形成 (formation of spa)  
宿泊施設 (accommodation)・温泉利用者 (spa user)  
ヘルスツーリズム (health tourism)

### 1 はじめに

#### (1) 研究の背景と目的

1981年に成立した韓国の温泉法は、温泉を「地下から湧出される25℃以上の温水であり、その成分は人体に害のないもの」(第2条)と、かなりゆるやかに規定している。

この温泉法の成立によって、1980年代以後、韓国では本格的な温泉開発が始まった。さらに、地方自治制度の実施(1995年)は、各自治体による温泉開発ブームを起こし、開発競争に拍車をかけ、温泉地が急激に増加するようになった<sup>1)</sup>。その結果、温泉法が成立する前までは、全国に利用された温泉は13カ所のみであったものが<sup>2)</sup>、2003年現在、97カ所に達している<sup>3)</sup>。

このように、現在、韓国では温泉が増加する傾向にあるものの、その数字からみると、日本のように温泉資源の豊富な国であるとはいえない。しかし、韓国における温泉は、伝統的な韓国風の湯治場から始まり、観光型温泉地を経て、近年では再び休養・保養地への転換を図ろうとする動きがみられる。温泉が健康と深いかかわりを持っている観光資源であることは、日本と変わりがない。

本研究では、韓国の温泉地の中でも古い歴史を有する水安堡温泉を事例とし、まず温泉

地の形成および変遷過程を明らかにし、次いで温泉と宿泊施設の利用を中心に分析した。さらに、韓国における温泉と健康とのかかわりについてもふれた。

### 2 韓国における温泉の変遷

韓国における温泉の発見と利用は、三国時代以前にまで遡る。『三国史記(17巻)』には、高句麗の西川王の弟が286年に温泉浴をしたという記録があり<sup>4)</sup>、温泉が湧出するので、湯井部温水郡(現在の温陽)と命名したとも記されている<sup>5)</sup>。

その後の高麗時代から朝鮮時代末期までの韓国には、一時利用が途切れた白岩・徳山を含め、東萊・儒城・温陽・馬金山・水安堡の7カ所の温泉があった<sup>6)</sup>。これらの温泉は、いずれも療養や休養の場としての性格が強く、王族や当時の貴族階級である両班などの一部特権階級による遠路からの利用があった。しかし、全体的に交通不便な時代であったため、近隣住民の利用が多く、温泉の周辺には、ごく簡単な浴場設備と宿泊施設とが設けられていたに過ぎなかった。

韓国の温泉が伝統的な湯治場からその性格を変え始めるのは、朝鮮時代末期である。そのきっかけになったのが日本人による温泉の

\* 立教大学大学院 (Graduate School of Rikkyo University)

利用および開発であった。温泉孔の掘削による温泉開発の近代化が進むと同時に、日本式旅館、共同浴場や内風呂、料亭などの観光的な温泉文化が導入された。これによって、韓国の温泉地は徐々に観光型温泉地に変容するようになり、現在も、観光型が基本的性格となっている（表1）。

表1 韓国の温泉地利用の変遷過程

区分	温泉開発・利用の性格	温泉地の性格
～1884年頃	韓国風伝統的温泉利用期	保養・療養型
1885～1945	日本人による利用・開発期	保養・観光型
1945～1962	空白期（朝鮮戦争）	
1962～1972	温泉利用の復興期	保養・観光型
1972～現在	温泉利用・開発の発展期	観光・休養型

（注）任和淳（1996）を参考に筆者作成。

### 3 水安堡温泉の形成と変遷

#### （1）概要

水安堡温泉は韓国中部、忠清北道忠州市中原郡上荑面に位置しており、月岳山国立公園（標高1,094m）内に立地している内陸山間温泉地である。近くの忠州市の年平均気温は11.2℃であり、最寒月（1月）の気温は-4.1℃、最暖月（8月）のそれは24.8℃、年平均降水量は1187.8mmである<sup>7)</sup>。上荑面の人口は4,103人（2003年）である<sup>8)</sup>。

交通面では、韓国の首都ソウルから約168km、忠州市からは21km離れており、ソウルから水安堡温泉までの主な路線は、鉄道の場合は、忠北線（烏至院－堤川）の利用となる。また、高速バスや乗用車の場合は、嶺東高速道路（仁川－江陵）と国道3号（鉄原－南海）を利用することになる。

温泉地周辺には、月岳山国立公園をはじめ、古藪洞窟・忠州湖・丹陽八景等の自然資源、中原高句麗碑・弾琴台・忠烈祠・清風文化財団地・中原弥勒社寺等の文化遺産や忠州ダムの人文観光資源があり、水安堡は多様な観光レクリエーション活動が可能な温泉地である。

温泉の泉質は含硫黄放射能泉で、53℃、

pH8.3の弱アルカリ性である<sup>9)</sup>。2003年現在、14号孔までの温泉孔の掘削が行われており、そのうち6孔を使用している。1日の温泉湧出量は約4,800トンであり、これは1分当たり約3,300リットルとなる。そのうち2,417トン、50%が国から使用を許可されている<sup>10)</sup>。

水安堡温泉の特徴として、温泉の管理方法がある。韓国では唯一、地方自治体である中原郡によって管理されており、各温泉孔から採集された温泉は、貯蔵タンクに集められた後、個々の温泉施設に供給される集中管理方式をとっており、泉源の保護に効果的な管理を行っている。

#### （2）発達の時期区分

##### ① 温泉地の性格と社会・交通状況

水安堡温泉の発達をまとめると、4期に区分することができる（表2、表3）。第1期は1884年まで、第2期は日本の駐屯軍によって温泉掘削が行われ、露天風呂も開設された1885年から1945年まで、第3期は1963年から1989年までで、さらにそのうちの1979年までを前期、1981年から1989年までを後期と細分し、第4期は1990年から現在までとした。

第1期は、韓国風の伝統的湯治場が形成されていた時期である。この時期は、楽しみを目的とする旅がほとんど行われていなかった社会的背景の中で<sup>11)</sup>、温泉は、皮膚病や眼疾患で苦しむ王侯貴族（典型例として、朝鮮第4代王の世宗）の治療や保養のために利用された。さらに、その効能に関する研究が行われ<sup>12)</sup>、温泉本来の機能である湯治がさかんであった時期である。この時期の水安堡温泉の交通状況を見ると、16世紀末以前までは、都の漢陽（現ソウル）と東萊（釜山近隣地）を結ぶ主要道路である嶺南大路上に立地していたので、交通は便利であった。しかし、豊臣秀吉の朝鮮出兵が終結する16世紀末以後は嶺南大路の機能が弱まり、交通は次第に不便になった<sup>13)</sup>。

表2 水安堡温泉発達の時期区分

時期区分		温泉地の性格と社会・交通状況			浴場・宿泊施設		浴場・宿泊施設の利用		
		温泉の性格	韓国・観光の一般状況	交通状況	温泉施設	宿泊施設	主な利用者	利用目的	滞在期間
第1期	～1884	韓国風の湯治場	一部階級による旅行時代	嶺南大路	簡易浴場	温井院酒幕	王族・両班商人、近隣住民、病者	保養・休養療養、保養	長期滞在
第2期	1885～1945	観光型温泉への変化	一部階級による観光時代	京釜線・忠北線開通	共同浴場内風呂	日本旅館韓国風旅館	日本軍人、近隣日本人(近隣韓国人)	休養/観光	長期滞在
空白期 (朝鮮戦争)									
第3期	1963～1980	保養型温泉	気晴らしを求める時代	嶺東高速道路開通 国道3号拡張・忠北線複線化	共同浴場内風呂	韓国風旅館・民宿	近隣地域の人	保養/観光	長期滞在
	1981～1989	大衆観光型温泉	皆が出かけるようになった時代			大規模化・多数化	全国からの観光者(団体客)	観光	短期滞在(1泊2日型)
第4期	1990～現在	リゾート型温泉	生活の中の観光時代		複合的温泉施設	多様化	全国からの観光者(個人・家族客)	休養レクリエーション	短期滞在(1泊2日型)

(注) 筆者作成。

表3 水安堡温泉の発達史年表(1018～2002年)

年次	韓国社会一般	交通状況	温泉施設	宿泊施設	
第1期	1018年				
	1454	嶺南大路(漢陽-東萊)	長延県に温泉あり	温井院1軒	
第2期	1592				
	1600頃～1800頃	嶺南大路機能低迷		温井院機能衰退、酒幕の繁盛酒幕多数	
	1885		温泉井設置(日本人)		
	1895		露天風呂(男女区分)		
	1903		駐屯軍専用浴場		
	1905		京釜線開通(嶺南大路衰退)		
	1908			憲兵出張所専用浴場、男女・日韓人区分	
	1910	日韓合併			酒幕7軒
	1914		自動車運行(清州-忠州)		
	1916			近代式温泉大浴場建設建設共同浴場区分(日韓人→1・2等)	二葉旅館・内川旅館開業
1921		列車運行(烏至院-清州)			
1925					
1927				日本旅館2軒、韓国人経営11軒	
1928		忠北線開通(烏致院-堤川)			
1929			第1号孔掘削(124m、温度40℃)		
1938				韓国人による旅館多数開業(新興、清安、温泉など)	
1945	韓国独立				
空白期	1950	朝鮮戦争			
	1961	経済開発計画樹立、観光産業振興法制定・配布			
第3期前期	1964	水安堡都市計画準用決定告示		第2号孔掘削(90m、温度53℃)	
	1969	水安堡温泉観光地指定			
	1970	京釜高速道路開通			旅館6軒、民宿
	1971		嶺東高速道路開通		
	1979		国道3号線拡張、定期長距離バス、観光バス運行		
第3期後期	1980		忠北線複線化	旅館12軒、民宿	
	1981	温泉法施行、水安堡温泉開発地指定			
	1985				ホテル2・旅館21軒、旅人宿3軒
	1986			水安堡ワイキキ開設	
	1989	海外旅行全面自由化			
第4期	1995	地方自治制度実施			
	1999	保養温泉指定の制度化			
	2002		水安堡ハイスパオープン	ホテル・旅館31軒、民宿54軒	

(注) 筆者作成。

第2期は、韓国風の湯治場期から観光温泉地への変化期である。この時期の温泉地は相変わらず一部の富裕層に支えられていたが、全国的に鉄道路線が形成されて韓国社会に旅行という概念が導入された。そして、京釜線と忠北線の開通により、再び首都圏との交通状況が改善されるようになった。この時期、日本人が温泉開発を進め、露天風呂をつくったりして、日本式温泉地が形成されることになった<sup>14)</sup>。

第2次世界大戦後、韓国は日本の植民地支配から独立したものの、朝鮮戦争(1950～53年)によって国土は廃墟した。

その空白期を経た後の第3期は、韓国人の温泉開発および利用によって、大衆観光型温泉地が定着した時期である。国家の経済復興を図るため、既存の道路および鉄道の整備、新たな高速道路の建設が行われるとともに、外貨獲得の一手段として、観光産業に力が入れ始められた時期でもある。

1970年代から80年代以前にかけて、韓国は急速に経済発展を成し遂げ、気晴らしのためにまれに旅行する時代から、誰でもが旅行に出かけることのできる「観光の大衆化時代」を迎えることになった。このような社会的状況を背景に、水安堡温泉は1969年に政府から観光地指定を受けた。その後、1971年の嶺東高速道路開通、1979年の国道3号拡張、1980年の忠北線複線化によって、観光地の受け入れ体制の整備とアクセス改善が進み、急速に観光型温泉地として変容・発展することになった。

第4期は、韓国の温泉地では唯一スキー場を有するようになったのをはじめ、ゴルフ場や、その他の各種レクリエーション施設が整備されるなど、複合的観光リゾート温泉地へと変貌を図った時期である。

## ② 浴場・宿泊施設

第1期には、韓国風の素朴な浴場施設と宿泊施設だけが存在した。この時期は、王族や両班<sup>ヤンバン</sup>等の上流階級が訪れた際、地方官吏が

彼らをもてなすために臨時浴場施設を建てる場合を除いては、温泉には源泉地にテントのようなものを使った簡易露天風呂があるだけであったという記録がある。また、宿泊施設としては、嶺南大路がその機能を果たしていた時期には、温井院という官設施設が1軒あったが、嶺南大路の機能が弱まって温井院は廃止され、酒幕という民間宿泊施設がその機能を代わって果たすことになった。酒幕は食事と宿泊を提供する庶民用施設であって、食事代を払った人に無料で宿泊施設を提供することが特徴であった<sup>15)</sup>。

第2期は、共同浴場と近代的な宿泊施設が現れるようになった時期である。1908年、水安堡温泉には、最初の共同浴場である日本軍の憲兵出張所専用浴場が建てられた。この浴場は、韓国風の家屋形式である草家を改築し、男女および日本人と韓国人用に区分されたものであった。その後、1916年には、建築材にセメントやトタン屋根を使用した近代的温泉大浴場が建設され、男女用に区分された<sup>16)</sup>。

また、宿泊施設は、1910年頃まで7軒あった酒幕に加え、1916年には二葉旅館と内川旅館が開業し、1930年代以来は韓国人による宿泊施設が多数建てられた。この時期の水安堡温泉の一日最大収容人数は300人程度で、訪問者が多い場合は、小学校の校舎を宿泊施設として利用する場合もあった<sup>17)</sup>。

第3期は、浴場・宿泊施設ともに、量的成長が図られた時期である。1980年までは、12カ所の宿泊施設があり、収容力に限りがあるため、民家での宿泊も多かった。しかし、後期になると全国から訪れる大量の観光客に対応して、宿泊施設の規模が拡大し、軒数も増えて1989年には29カ所になった。

第4期は、浴場・宿泊施設とともに質的向上が図られた時期である。それまでの浴場施設は、銭湯と同様な簡素なものであった。90年代後半からは、浴場施設に特殊な素材を使った風呂をはじめ、マッサージやエステ

サービスが採り入れられるようになった。2002年には、スポーツジム・遠赤外線体験室・映像室・休憩施設などの複合的機能を備えた「水安堡ハイスパ」もオープンし、浴場施設の機能転換を試みている。また、宿泊施設はホテルをはじめ、低価格の旅館・ユースホステル・コンドミニアム・民宿など多様化している。

### ③ 温泉・宿泊施設の利用者

第1期は、一部の上流階級と近隣住民の利用がほとんどであった。16世紀以前は、王族や両班の治療や保養目的の長期滞在、および地方に派遣される官吏や朝鮮通信使などが移動中に泊まりながら休養するが多かったのに対し、16世紀以降は近隣の地域住民・商人、皮膚病やリュウマチの治療を目的とする病人などの庶民の利用が多かった<sup>18)</sup>。

第2期は、軍人をはじめとする日本人が主な利用者であり、近隣の韓国人がそれに加わっていた<sup>19)</sup>。そして、観光的利用と休養・保養目的の長期滞在とが並存した時期である。

第3期は、前期は交通が比較的不便であったので、忠州市の近隣地域住民が訪れ、保養目的で半月から2ヵ月の長期滞在をする場合が多かったのに対し、1980年代に入ってから後期には、全国から訪れた団体中心の観光客による1泊2日型の観光的利用が多くなった。

第4期は、依然として1泊2日型の短期滞在が多いものの、利用者の観光特性をみると、個人や家族客も徐々に増えており、観光活動の内容においても近隣観光地の見物をはじめ、スキー・登山などのスポーツ・レクリエーション活動を目的とした観光客が増える傾向がみられる。

### ④ 近年における成長と衰退の要因

図1は、第3期からの水安堡温泉の観光客数の推移を示したものである。

70年代には、交通状況の改善によって首都圏と水安堡温泉の間のアクセスが向上し、温泉開発地に指定されたことは、水安堡温泉

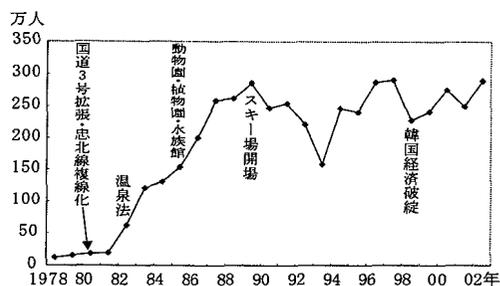


図1 水安堡温泉の観光客推移(1978~2002年)

(注) 忠州市庁・行政自治部地域開発課の内部資料により作成。

の観光客受け入れ体制整備のきっかけになった。その結果、1980年には年間20万人を下回っていた観光客数は、1983年には100万人、1987年には200万人を超え、水安堡温泉は著しい成長を果たした。しかし、1989年の280万人をピークに、その後は観光客数は伸び悩んでいる。その原因は、1981年の温泉法の施行によって韓国社会に起きた温泉開発ブームや水安堡温泉の主な市場であるソウル・京畿地方における都市型温泉保養施設の建設による競争相手の増加などの外的要因と、1980年代の開発ブーム以後、水安堡温泉では追加の施設投資がほとんど行われておらず、施設の陳腐化が進んでいるという内的要因があげられる<sup>20)</sup>。

### ⑤ 水安堡温泉と東萊温泉の相違点

以上、水安堡温泉の変遷過程を考察してきたが、この事例にみられるような温泉地の性格変遷は、水安堡だけではなく、古くから存在してきた韓国の温泉地に共通してみられる傾向である。韓国第2の都市である釜山の近くに立地し、韓国の代表的な温泉地として栄えてきた東萊温泉の場合も、韓国風の伝統的温泉地期から、日本人の利用による観光型温泉地期、そして韓国人の利用による大衆観光型温泉地への定着期を経て現在にいたっている。

しかし、東萊温泉は現在、立地条件により都市型温泉地として、都市居住者の日常的な疲労回復や健康増進のための利用等、日常生活

活と密着した温泉地へと変化してきており、その点においてリゾート温泉地に変化しつつある水安堡温泉とは異っている。

#### 4 ヘルスツーリズムの視点からの考察

##### (1) 観光学におけるヘルスツーリズム

ヘルスツーリズム (Health Tourism) とは「健康回復や増進を目的とする、あるいは主たる活動とする観光活動の総称」と説明することができる<sup>21)</sup>。その活動範囲や内容は図3に示したように、治療を目的とする旅行から健康増進や体力増強のための自然接触型の活動にいたるまで幅広いものである。どのような視点をとるか、どのレベルによるかによって、その形態や特徴が異なる。ヘルスツーリズムの具体化には、温泉・海浜・森林などの自然資源や健康に役立つ施設・サービスが必要であり、さらに、それらを統括するためのプログラムという要素が重要である。

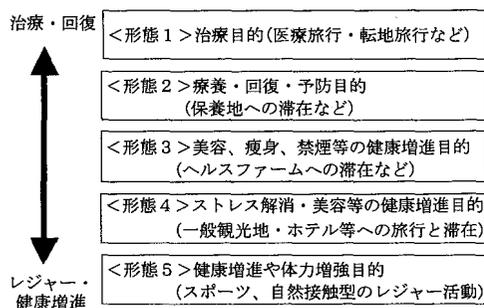


図2 ヘルスツーリズムの形態  
(注) 筆者作成。

##### (2) 韓国におけるヘルスツーリズムの動向

###### ① コロセ (イタヤカエデ) 薬水旅行

1990年代以来、韓国は「生活の中の観光の時代」を迎えており、とくに90年代の後半に入ってから、健康回復・増進、島めぐり、グルメなどの特定な目的をテーマとする旅行商品を扱う旅行会社が現れるなど、SIT (Special Interesting Tourism) に関心が集められている。

こうした流れの中で、医食同源を基に日常生活の面から健康管理を行う韓国人独特の文化を観光商品化する傾向がみられる<sup>22)</sup>。そのひとつに、「薬水」がある。韓国では体に良いとされるものに薬という意味の「ヤク」という字をつける場合が多く、水の場合は薬水、ご飯の場合は薬飯と呼ばれ、普段から広く愛用されている<sup>23)</sup>。

イタヤカエデの樹液であるコロセ水は、神経痛など骨にかかわる病気に良いとされる「くすりみず (薬水)」の一種であり、主に韓国南部の智異山周辺地方でとれる<sup>24)</sup>。この薬水は、元々はその効能を知る一部の人たちが個人的に生産農家を訪れ、農家に泊まりながら、郷土料理とともにコロセ薬水を飲用していたものが、近年は、「コロセ薬水紀行」という旅行商品として企画・販売されるようになった。旅行商品の内容はコロセ薬水の飲用とトレッキング、あるいは周辺観光資源の見物を組み合わせたもので、夜行日帰りあるいは2泊3日の日程である<sup>25)</sup>。

###### ② 保健観光事業

「保健観光事業」とは、漢方食や漢方医学という韓国伝統の保健資源を生かし、外国人観光客を誘致しようと、韓国政府機関である保健産業振興院が1999年から推進している事業である。2003年現在、15ヵ所 (漢方病院13ヵ所、旅行会社1ヵ所、食品料理教室1ヵ所) が保健観光事業者の指定を受けており、保健観光プログラムを企画および、販売を試みている<sup>26)</sup>。その例の一つに、慶州コμμαウル (花町) 漢方病院が実施している「保健観光ツアープログラム」がある。慶州コμμαウル漢方病院は、新羅の都である慶州地方の自然豊かな所に立地した漢方病院である。病院の周辺にある自然・文化遺産と、漢方医学という資源を生かし、4泊5日の旅行商品を独自に提供している。その内容は、病院近くのホテルに滞在しながら、漢方医学による健康診断と、自分の体質に合わせた漢方治療 (漢方食、針・灸など) を受診するとともに、

スポーツおよび文化遺産巡りなどのレクリエーション・観光活動を取り入れ、楽しく滞在できるように工夫されている<sup>27)</sup>。

### ③ 温泉地における傾向

温泉観光地でも、上記したような漢方や伝統食などを利用したヘルスツーリズムの傾向がみられている。1992年、温泉地区指定を受けた新しい温泉である敦山温泉は、水安堡温泉と隣接している温泉であるが、漢方医学と温泉治療効果を融合した商品を企画し、温泉本来の機能を生かそうとする動きがみられた。

水安堡温泉では、いまだ健康回復や増進をテーマとした旅行商品はみられない。しかし90年代の後半から、温泉施設にエステ、麦飯石温泉サウナなどの設備を導入したり、健康献立・漢方食を販売したりしてきた水安堡温泉の代表的宿泊施設である1ホテルの試みから、近年、健康を意識した商品作りが行われている。

### ④ 水安堡温泉とヘルスツーリズム

水安堡温泉は、ヘルスツーリズムの視点からみると、初期は利用者自身によって組まれた健康回復や保持を目的とし、温泉での過ごし方を能動的に行う自主湯治の時期であった。しかし、温泉の開発が進み、大衆観光地化するにつれて次第に健康とかかわる利用が少なくなっていく。しかし、第4期に入って、ふたたび健康回復・増進を意識した温泉利用と商品作りの動きがみられるようになっていく。

ヘルスツーリズムを具体化するには、自然資源、施設・サービス、プログラムが必要であることはすでに説明したとおりである。しかし、この視点からみた場合、水安堡温泉は温泉・山岳・湖などの豊富な自然資源をはじめ、多様な宿泊施設と観光資源を有している。また、漢方病院をはじめとする病院も3ヵ所あることから、資源・施設の面からはヘルスツーリズムを展開するための条件を持っており、可能性は十分にあると考えられる。

## 5 むすび

1980年代以前まで、水安堡温泉における利用目的は、近隣住民による療養・保養などが一部みられたものの、短期間の観光的利用が中心であり、健康とのかかわりは薄かったといえる。しかし、1990年代に入ると、温泉地は全国的に急増し、温泉の利用形態も次第に多様化していく中で、水安堡温泉では内的・外的要因の影響をうける形で、温泉地活性化のために、国民の健康志向に対応したサービスを提供する動きが始まった。

その特徴は、①温泉および温泉地そのものがもつ健康への効果を活用するよりも、生活習慣病に対応した健康メニュー、および漢方医学のように、韓国人が日常生活の中で慣れ親しんできたソフトウェアを生かした生活密着型であること、②また、地域をあげての試みというより、一部の大手宿泊施設の経営戦略であることである。そして、このような一連の動きは水安堡温泉のみではなく、韓国における多くの温泉地に共通してみられる。

近年、利用客が伸び悩んでいる水安堡温泉における活性化施策の選択肢は多様であるが、その一つとして、健康という温泉本来の機能を活かした展開があることは、社会の趨勢からみても間違いないところである。水安堡温泉におけるヘルスツーリズムの成立のためには、保有する自然資源と施設を有効に活かした上で、健康回復・増進の要素を取り込んだ特徴のあるプログラムを作成することは大きな意味をもつ。そして、魅力的なプログラムの作成と展開を狙うことのできる専門的人材を育成することが、当面の課題であると考えられる。

### 注・参考文献

- 1) 金賢志(2001):「韓国における温泉地の開発過程と問題点」、日本観光学会誌、第38号、47～62頁。
- 2) 任和淳(1996):『近代韓国における温泉観光地の発達過程に関する史的研究』東京工業大学博士論文。

- 3) 行政自治部地域開発課の内部資料 2003 年による。
- 4) 李圭泰著・金容権訳 (1986):『韓国人の心の構造:暮らしと民俗に探る』角川新書 175、157～161 頁。
- 5) 趙慶度 (1998):「韓国の温泉地の現状」温泉、7 月号、4～5 頁。
- 6) 前掲 2)。41 頁。
- 7) 韓国気象庁ホームページより、1971～2000 までのデータを月別に平均を求めた気候月平年値。
- 8) 韓国統計庁のホームページによる。
- 9) 鄭京淑 (1989):『韓国の温泉と薬水』はな医薬社、86～89 頁。
- 10) 前掲 3)。
- 11) 金成基 (1987):「史的にみる観光の類型別・目的別研究」江原大学校論文集社会科学研究、26 巻、97～125 頁。
- 12) 丁民声 (1991):『韓国における医学の歴史』学民社、207 頁。
- 13) 李ヨンヒ (2001):『観光地ライフサイクル模型開発 - 水安堡温泉を事例として』韓国・東国大学博士論文。229 頁。
- 14) 金賢志 (2001):『韓国における温泉地開発の地域的特性に関する研究』千葉大学博士論文。172 頁。
- 15) 前掲 3)。35～36 頁。
- 16) 趙日煥 (1986):『水安堡温泉史研究』水安堡郷土文化研究、82 頁。
- 17) 前掲 13)。52 頁。
- 18) 前掲 13)。47～50 頁。
- 19) 前掲 13)。47～50 頁。
- 20) 水安堡常緑ホテルのマーケティング課長である朴氏とのインタビューによる。
- 21) 姜淑瑛 (2003):「ヘルスツーリズムの概念と構造」、前田勇編『21 世紀の観光学』、学文社、41～58 頁。
- 22) 姜淑瑛 (2003):「ヘルスツーリズムの理論と実際 - 韓国と日本の事例分析」、第 9 回観光に関する学術論文入選論文集、アジア太平洋観光交流センター、32～47 頁。
- 23) 前掲 4)。97～101 頁。
- 24) 前掲 9)。320～321 頁。
- 25) (株) スノウ旅行社の内部資料。
- 26) 韓国保健産業振興院 (2000):『保健観光事業の推進結果報告書』。104 頁。
- 27) コツマウル (花町) 慶州漢方病院編:『病院のパラダイムが変わる』。52 頁。

# 別府市鉄輪温泉における湯治場の地域変容

## Regional Changes of Kannawa Health Spa in Beppu City

小堀 貴亮\* 山村 順次\*\*  
Takaaki KOBORI Junji YAMAMURA

キーワード：温泉地 (spa)・湯治場 (health spa)・地域変容 (regional change)  
鉄輪温泉 (Kannawa spa)・別府市 (Beppu city)

### 1 はじめに

高度経済成長期に入った1960年代以降、マスツーリズムが進行して温泉旅館が相次いで経営規模の拡大を図り、日本各地の滞在型湯治場も1泊宿泊型の観光温泉地へと変貌するようになった。現在、本来の湯治場と言える温泉地は主に東北地方をはじめ、上信越や九州山地などにわずかに残るのみとなっている<sup>1)</sup>。しかしながら、平成不況の現在、規模の大きな観光温泉地が低迷しているが、湯治場・保養温泉地が健闘している。温泉ブームと言われて久しいが、マスメディアを通じて伝えられる温泉情報が氾濫する中で、最近では湯治場や保養温泉地に関する特集記事が目立つようになっている。

大分県別府市の北西部の一角を占め、別府温泉郷のシンボルともなっている湯煙をあげる鉄輪温泉には、現在もなお長期滞在のための自炊旅館(入湯貸間)があり、食事付きであっても低料金の保養旅館が多くて、湯治場としての機能が根強く維持されている。そして、近年ますます湯治を基調とした地域形成が進められている。そこで、本稿では鉄輪温泉における湯治場の地域変容について、第2次世界大戦前の実態を踏まえるとともに、すでに山村<sup>2)</sup>によって発表されている高度経済成長期(1970年代初期)のデータと2002年の調査結果を比較しながら考察することにした。

研究方法は、まず既存文献によって第2次世界大戦前の湯治場の実態を明らかにし、次いで野外調査によって1973年と2002年の29年間における旅館経営形態別分布を比較検討した。また、調査に協力してもらった自炊旅館の宿帳を集計し、湯治客の属性や市場性および平均滞在日数の変化などを中心に分析した。さらに、宿泊客の詳細な実態を把握するために、アンケート調査および聞き取り調査を行った。

### 2 湯治場の地域変容

#### (1) 第2次世界大戦前

鉄輪温泉は、地域全体に湯煙が立ちのぼる一大地熱地帯であるが、この地が温泉場として成立したのは、鎌倉時代の1276(建治2)年に、時宗の開基一遍上人が来湯して「蒸し湯」(石風呂)をつくり、湯治客に供したことによると言われている。この蒸し湯を核とした湯治場の原型は、現在にいたるまで残されている。

明治初期の『豊後国速見郡村誌』には、蒸風呂のほかに蓼原湯・渋の湯・浮湯・熱泉などがあり、浴場は2カ所で、旅館は34戸、浴客はおよそ3,000人と記されていた<sup>3)</sup>。1886(明治19)年の『日本鉱泉誌下巻』<sup>4)</sup>には、酸性泉の渋の湯と塩類泉の熱の湯の共同浴場があり、さらに蒸し湯に関しては「浴室ノ形状六稜ニシテ周囲石ヲ畳ミ上二木ヲ架

\* 別府大学短期大学部 (Beppu University) \*\* 千葉大学教育学部 (Chiba University)

シ土ヲ覆フ内十六人ヲ容ルヘシ」と記されている。すなわち、仏教のしきたりに習って16人が石菑せきしやうを敷いた蒸し湯に入り、念仏を唱えながら湯治をしたのであった。また同書には、この地は地熱地帯であるので、住人が蒸気かまどを竈かまどに引いて炊事に使っていることや年間平均で8,000人の浴客がいることなどを記述している。

幕末の1865（慶応元）年に7～8軒あった宿屋は、1913（大正2）年には13軒に増えており、約7万人の宿泊客を数え、さらに昭和初期には自炊式の貸間が増えて20数軒になったと言う<sup>5)</sup>。いま、大正時代初期から昭和初期までの約20年間の延宿泊客数の推移と3時点での季節変化を見たのが、図1である。

宿泊客数は1915年までは6～7万人台で推移していたが、その後増加傾向に転じ、1919年には最高の12万人を超えたのである。それ以後は客が減少して、1932（昭和7）年には再び6万人へと半減した。季節性は冬から春にかけての寒い時期に寒湯治に来る人々多く、地熱で暑い夏から秋にかけては湯治客が少ないパターンを呈していた。この傾向は、現在でも大きく変わることはない。

## (2) 第2次世界大戦後

第2次世界大戦後においても、鉄輪温泉は湯治場として発展してきた。1964（昭和

39）年に別府と阿蘇・熊本・長崎を結ぶ九州横断道路が近くを通ることになって、一部に道路沿いに観光化の動きが見られたが、古くからの湯治場は大きく変わることはなかった。その当時の1969（昭和44）年と2002（平成14）年の鉄輪温泉集落の観光業構成をまとめた（表1）。

鉄輪を特色づける宿泊施設は、地熱の噴気を利用した地獄釜を持つ自炊旅館であり、入湯貸間として多くの湯治客を受け入れてきた。1969年の時点で50軒もの入湯貸間があったが、以後客のニーズに合わせて急速に食事付の旅館に変化するようになってきた。旅館も70軒を超えており、滞在客相手の土産品店や食堂を中心とした飲食店も数多かった。

2002年になると、旅館の減少も見られるものの、入湯貸間の減少が顕著であったことが明らかである。マッサージ院がかなり残っているのは、湯治場としての性格を反映したものである。

## (3) 湯治場の地域構成の変容

鉄輪温泉は世界的な温泉資源である地獄地帯の一角にあり、観光施設の地獄群がある「みゆき坂」通りから南の九州横断道路沿いの観光地区と、その東の「いで湯坂」通りに沿った湯治場地域とが地域区分される。

ここで、その地域構成の変容を特に旅館業の分布から検討する（図2）。高度経済成長

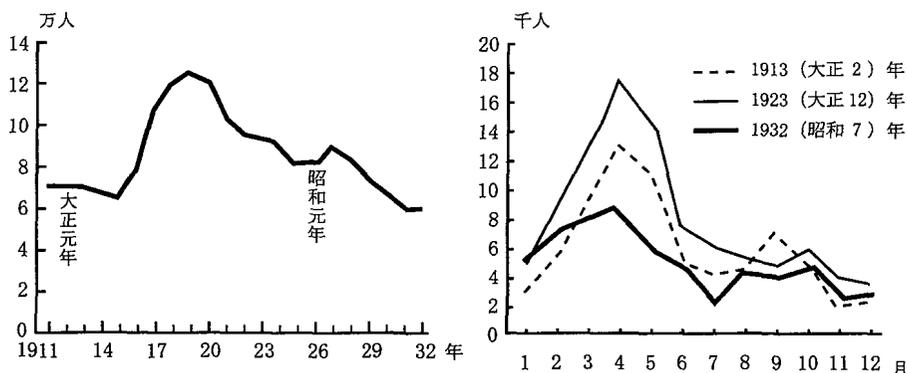


図1 大正期～昭和初期における鉄輪温泉宿泊客の推移と季節性（1911～1932年）

（注）鉄輪温泉河野忠之氏所蔵資料により作成。

表1 鉄輪温泉における観光業の変化（1969・2002年）

観光業	年次	開業年					1969年		2002年	
		～1945	46～54	55～59	60～64	65～69	計			
旅館（食事付）		24	5	11	14	17	71	35.5%	54	42.9%
自炊旅館（貸間）		17	4	6	12	11	50	25.0	13	10.3
保養所				3	3	1	7	3.5	5	4.0
土産品店		3	2	2	2	6	15	7.5	11	8.7
飲食店		1	3	3	5	11	23	11.5	18	14.3
マッサージ院		2	2	2	5	4	15	7.5	16	12.7
その他の観光業		9	1		7	2	19	9.5	9	7.1
計		56	17	27	48	52	200	100.0	126	100.0

（注）1969年は別府市事業所統計を集計、2002年は鉄輪商工会資料などにより作成。

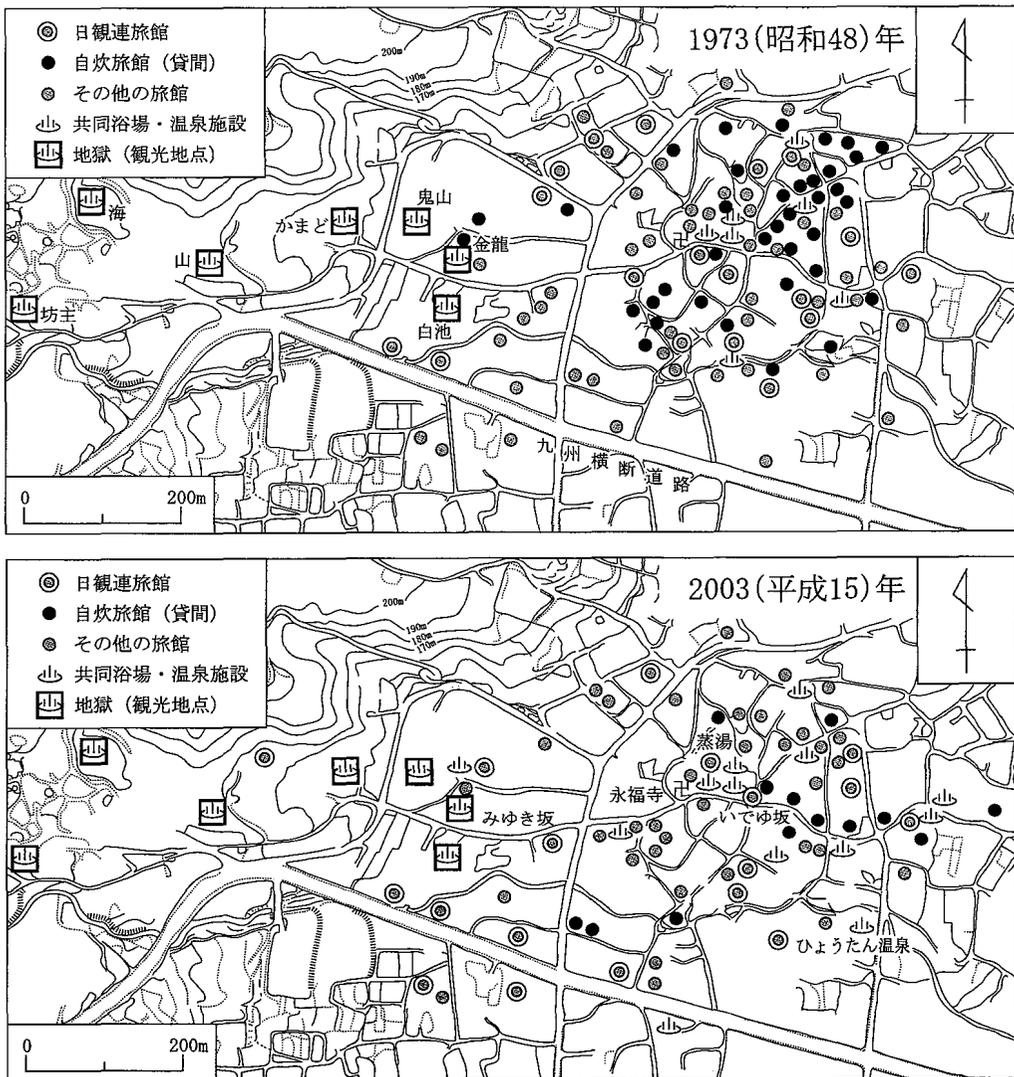


図2 鉄輪温泉における旅館・共同浴場・地獄などの分布（1973・2002年）

（注）実施調査により作成。日観連旅館は日本観光旅館連盟加盟旅館。

が頂点に達した1973（昭和48）年と2002（平成14）年現在の変容をまとめると、まず地図の範囲内で36軒あった自炊旅館は13軒となった。自炊から食事付旅館へ変わったものが16軒、自炊旅館として今日まで継続しているものが5軒、廃業したものが15軒に及んだ。一方、食事付旅館から自炊旅館へ変わったものが4軒あり、さらに自炊旅館の新設が3軒あった。ここに、高齢化社会を迎えて、貸間による料金の低廉化を図り、人件費や食材などの費用を減らして、合理的な経営を志向している経営者の姿勢がうかがえる。

一方、観光地区では大型観光旅館の倒産も見られ、1965（昭和40）年以後に開業した九州横断道路沿いの比較的大きな観光旅館は、単に宿泊機能を提供しているのみであり、経営的苦境に立たされている。

湯治場地区の中心にある蒸し湯・渋の湯や近くの熱の湯は市営共同浴場であり、蒸し湯以外は無料である。また、多くの地域自治会が運営する共同浴場も入り口にある賽銭箱に100円を入れると、自由に利用できる。渋の湯や地獄原湯は改築に際して和風の町並みにあった建築とし、落ち着いた雰囲気醸成している。いま、別府市当局によって蒸し湯の改築計画が起こっている中で、和風建築を基本としつつ湯治客・観光客と地域住民とが交流できる広場としての機能を持たせることが肝要であろう。

「いで湯坂」は鉄輪温泉のメインストリートであるとともに、湯治客の散策の格好の場でもある。この地区の景観保全については、すでに地元有志が10年も前に計画書を作り、愛酎会の名の下に焼酎を販売して活動資金としてきたが、結局今日まで具体的に実行する行動を起こす人は生まれなかった。しかし、一遍上人に関わる温泉山永福寺の建築や9月下旬に行われる伝統的な「湯浴み祭り」、俳句投句筒で滞在客の俳句を表彰する文化的な取り組みも行われており、湯煙をあげる入

り組んだ路地裏の温泉情緒なども加えて、温泉地の価値をいっそう高めているのである。数年前から、こうした温泉地域内を巡る「湯けむり散歩」が月に1度（第3日曜日）ではあるが始まり、ボランティアガイドが案内して評価される。

### 3 湯治客の変化

鉄輪温泉で湯治生活を送る人々には、どのような特性が見られるのであろうか。1972年当時の聞き取りによると、平均1週間の滞在をする固定客が多く、地獄釜で自炊をしながら毎日を過ごす。大半は宿で気ままに寝泊りしながら、宿の温泉に浸かったり、蒸し風呂を利用していた。

東北地方の湯治場では、自炊のためにガス代などがかかるが、ここでは蒸気を利用するので無料である。地獄釜の並んだ炊事場には、ご飯1升1時間、ふかし芋30分、湯でたまご8分、ほうれん草5分などと書かれた看板が下がっている。

宿泊料金は自炊旅館（入湯貸間）で1泊炊事道具付で700～1,000円程度であり、この低料金システムが長期滞在を可能するのである。2002年でも約3,000円ほどであり、観光旅館に比べて格安で滞在できる。

湯治客の変化について、1972（昭和47）年と2002（平成14）年を比較した（表2）。温泉地全体の資料が得られないので、ここではサンプル自炊旅館2軒の宿泊人名簿を分析した。まずA自炊旅館の1972年の場合、大分県内が8%と著しく少ないのに対して、福岡県が47%と約半数を占めている。そのほかでは、広島県や香川・熊本・山口県などが比較的多い。特に福岡・広島・香川は有力温泉地が少なく、また別府との船便による交通の便が良いために、定期的に鉄輪湯治が行われるようになり、これらの地域との結合が強められたのである。湯治客のロコミ宣伝があり、地域的には局地性を強めながらも広域観光市場が形成されている。また、平均滞

表2 鉄輪温泉における湯治客の変化（1972・2002年）

年次 居住地	1972年（A旅館）				2002年（B旅館）				
	実人数	延人数	比率	平均滞在	実人数	延人数	比率	平均滞在	
大分県	市部	52人	275人	3.9%	5.3日	58人	175人	3.7%	3.0日
	郡部	65	311	4.5	4.8	23	117	2.4	5.1
	小計	117	586	8.4	5.0	81	292	6.1	3.6
福岡県	市部	229	1,566	22.4	6.8	520	1,418	29.6	2.7
	郡部	232	1,696	24.2	7.3	85	314	6.6	3.7
	小計	461	3,262	46.6	7.1	605	1,732	36.1	2.9
九州	熊本県	60	426	6.1	7.1	47	182	3.8	3.9
	宮崎県	13	73	1.1	5.6	50	119	2.5	2.4
中国	山口県	48	348	5.0	7.3	86	317	6.6	3.7
	広島県	128	1,235	17.7	9.6	129	742	15.5	5.8
	島根県	2	15	0.2	7.5	3	21	0.4	7.0
四国	愛媛県	2	8	0.1	4.0	75	287	6.0	3.8
	香川県	96	928	13.3	9.7	9	22	0.5	2.4
	高知県	1	15	0.2	15.0	8	19	0.4	2.4
	徳島県	1	18	0.2	18.0	3	15	0.3	5.0
近畿	9	65	0.9	7.2	140	482	10.1	3.4	
その他	3	18	0.2	6.0	151	563	11.7	3.7	
合計	941	6,997	100.0	7.4	1,387	4,793	100.0	3.5	

（注）自炊旅館A・Bの宿泊人名簿を集計して作成。

在日数はおおよそ1週間程度であるが、2週間以上の療養客もおり、まさに長期滞在中で特徴づけられていた。

一方、B自炊旅館の2002年現在の状況を見ると、かつてのA旅館と同様に福岡県や広島県を最大市場としているが、四国の地位は低い。さらに、近畿地方やその他の地方からの湯治客が大幅に増加していることが指摘され、その市場性は全国的となっている。近年では、既述したようにマスメディアの影響により、市場の広域化に拍車がかかっていると言える。

しかし、滞在日数では平均3泊台にとどまっており、かつての1週間以上の長期滞在療養客は減少している。代わって比較的若い年齢層の客が、ストレス解消や健康づくりを目的に2～3泊くらいで湯治体験をするケースが増えていると言う。

湯治客の年齢構成は、1972年では60歳以上が65%（うち70代以上は33%）であ

り、すでに高齢者が圧倒的に多い。また、職業構成では農業63%、商業16%、無職11%などであり、農業との結合が強かった。2002年では、年齢は60代後半から70代以上の高齢者が圧倒的に多くなっており、主に退職後に夫婦連れで来訪している。2000年1月末の食事付保養旅館での聞き取りによると<sup>6)</sup>、鳥栖近郊の兼業農家の60～70代の男性2人連れはリピーターであり、わずかに1ヵ月以内に2度も来訪していた。1泊2食付で6,500円であり、5日の滞在予定である。奈良県から来た70代の男性は初めての訪問であったが、3泊は別府市内の簡易保険保養所に泊まったものの、騒がしくて落ち着けず、ロコミで鉄輪温泉へ来たのである。これまでに、多くの格安ツアーに参加したが、忙しいスケジュールで保養できないので、このたびは1人で別府温泉行きを計画したのであった。

## 4 むすび

本稿では、鉄輪温泉における湯治場の地域の変容について考察した。その結果は、以下のようにまとめられる。

①鉄輪温泉は観光的に知られる地獄地帯を含む観光地区と、伝統的な蒸し湯を中心として長期滞在型自炊旅館（入湯貸間）が密集する湯治地区に地域分化して発展してきた。観光地区の旅館は大規模化して、経営的に苦境に立たされているが、湯治地区では自炊旅館の急減はあるにせよ、観光旅館からの自炊旅館への転換や新設などもあり、湯治場の意義が見直されつつある。また、食事付でも数泊の滞在をして心身を癒せる低料金の保養旅館が数多く存在しており、国民保養温泉地としての機能を維持している。

②自炊旅館の湯治客の変容について、1972（昭和47）年と2002（平成14）年と比較した結果、1972年では交通の利便性や湯治客のロコミ宣伝などにより、特に温泉地の少ない福岡・広島・香川県などからの固定湯治客が多かった。滞在日数も平均1週間以上の長期滞在であった。2002年では、依然として福岡・広島両県を湯治の最大市場としながらも、マスメディアの影響により市場の広域化が進み、市場性は全国的な広がりを見せつつある。しかし、滞在日数は3日台へと半減し、比較的若い年齢層が保養目的に訪れるケースも見られるようになっており、

湯治の客層は多様化しつつあることが明らかになった。

③湯治地区の町並みは今後の景観整備によって修景されねばならないが、鉄輪温泉のシンボルでもある市営蒸し湯の改修やソフト事業の地域ガイドも始まっており、鉄輪温泉の湯治場としての再生が期待される。とはいえ、地域住民が共同で主体的にこうした地域づくりに取り組む姿勢がなくては、今後の持続可能な発展は望めないであろう。

本稿の概要は日本温泉地域学会第2回研究発表大会で発表した。

### 注・参考文献

- 1) 山村順次（1998）：『新版日本の温泉地—その発達・現状とあり方』日本温泉協会、239頁。  
同（2003）：「日本における湯治場の変容と地域振興」温泉地域研究、創刊号、1～10頁。
- 2) 山村順次（1974）：「日本の温泉地の地域的展開—別府市鉄輪療養温泉の実態—」。温泉、第42巻9号、28～30頁。
- 3) 末廣利人（2003）：「鉄輪温泉」別府市編『別府市誌第1巻』別府市、214～215頁。
- 4) 内務省衛生局編（1886）：『日本鉱泉誌下巻』内務省、106～109頁。
- 5) 松岡 実（1963）：「鉄輪温泉」別府市観光協会編『別府市史』いずみ書房、112～124頁。
- 6) 早くから自炊旅館から食事付旅館へと転換した保養旅館での聞き取りによる。

# 温泉地の保健的機能の重要性

## Importance of the Function for Health Preservation at Spas

布山 裕一\*

Hirokazu NUNOYAMA

キーワード：温泉地 (spa)・保健的機能 (function for health preservation)

国民保養温泉地 (national hot spring health resort)

### 1 はじめに

#### (1) 研究の背景

環境省の資料によれば、2001（平成13）年現在、日本の温泉地数は3,023カ所となっており<sup>1)</sup>、新規開発の温泉地は年々増加している。その一方で、永い歴史を有する温泉地も数多く所在しており、それらの温泉地がかつては湯治場として発展してきたことは周知の事実である<sup>2)</sup>。しかし、第2次世界大戦後、1960年代に入った頃から始まる高度経済成長を機に、湯治場から観光型・歓楽型の温泉地へと飛躍的な変貌を遂げてきた温泉地が多かった。この時期、温泉行政を担ってきた当時の厚生省は、温泉の乱開発防止と国民の保健的温泉利用の重要性にかんがみ、温泉法に基づく地域指定を法制化した。これが「国民保養温泉地」であり、その指定は1954（昭和29）年から開始され、管轄官庁は環境省に移されたものの、現在までに全国各地に91地域が指定されている。

また、国民保養温泉地の中から、温泉の保健的効果が高い温泉地を「国民保健温泉地」として1981（昭和56）年から指定を開始し、現在までに21地域が指定されている。さらに、1993（平成5）年から自然と触れ合いながら心身を癒す効果が高い温泉地を「ふれあいやすらぎ温泉地」として指定し、現在までに20地域が指定されている。「国民保健温泉地」または「ふれあいやすらぎ温泉地」

の指定を受けると、国ならびに県から整備事業への補助金が3分の1ずつ出る仕組みとなっており、地元自治体は少ない負担で遊歩道や苑地、温泉センター等を整備することが出来る。

今日、温泉利用者の意識も、湯治から観光へと大きくシフトしたが、その中で、従来からの湯治システムを維持し、温泉の療養効果に重点を置いてきた温泉地も現存しており、さらに新しい湯治スタイルを模索して、実行している温泉地も生まれている。そこで、温泉地の保健的機能の重要性を行政体や関係温泉業者のみならず、広く一般国民に対しても周知徹底させ、健康志向の流れに沿っての利用システムを確立することが求められている。本稿では、国民保養温泉地を中心とした保養温泉地の利用客を全国レベルで調査し、利用客の保健とのかかわりについて実態分析をしたので、ここに報告をしたい。

#### (2) 研究の方法

日本温泉協会では、環境省委託調査の一環として、2001（平成13）年度と翌年度の2回にわたり、アンケートによる保養温泉地利用客の実態調査を実施した<sup>3)</sup>。本稿で取り扱うデータは、その2年度分を集計したものである。調査対象は全国76の保養的温泉地の宿泊施設147軒と日帰り温泉施設19軒とした。調査時期は、いずれも11月～翌年2月の4ヵ月間であり、いわゆる湯治シーズ

\* 日本温泉協会 (Japan Spa Association)

ンに合致している。

このアンケート調査の集計結果を分析するとともに、さらに日本温泉協会が実施した「旅と温泉展」でのアンケート調査結果を踏まえ、温泉地の保健的機能の重要性について考察をした。

## 2 温泉利用客の実態

### (1) 回答者の構成

76温泉地に対するアンケート用紙の配布枚数は8,640枚であったが、回収状況は58温泉地の宿泊施設90軒、日帰り施設13軒で、回収枚数は2,844枚となった。回収施設率は62%、回収枚数率は33%である。

有効回答数2,531枚のうち、男女比は男性48%、女性52%で、相半ばしている。年代構成については、60代の20%をはじめ、以下50代19%、30代・70代が各15%となっており、20代14%、40代13%と続く。60代以上の高齢層が38%、40～50代の中年層が32%、30代以下の若年層が30%となり、各年齢層がほぼ均衡を保っている。

居住地は47都道府県に及んだ。最も多い東京都を含めた南関東地方の1都3県が26%を占めているが、北海道・東北・北関東地方20%、近畿・中四国地方19%、九州・沖縄地方16%、甲信越・東海・北陸地方16%、不明3%となっており、ほぼ全国的にバランスがとれていると言えよう。

次に、回答者の職業については、会社員・公務員が最も多くて37%を占め、次いで主婦19%、無職14%、自営業13%、農林水産業3%、その他6%となっている。

以上から、今回の調査は国民保養温泉地と保養に適した温泉地について、国民各階層の利用実態を明らかにする資料を提示できるものと考えられる。

### (2) 温泉施設の利用目的について

複数回答による選択肢で最も多かったのは「保養・休養」の60%であり、まさに保養機能が重要であることを示している。以下「観

光・レジャー」36%、「病気療養」11%、「その他」8%であった。国民保養温泉地を中心とした調査とはいえ、病気療養が目的の人はわずかに10%ほどに留まっている。一方、観光・レジャーを目的として挙げた人は40%近くに達しており、観光目的の温泉利用者が比較的多いという実態が明らかとなった。

### (3) 改善を期待した症状

どのような症状の改善を期待したかについては、10の選択肢からの複数回答を得た。選択肢のなかで最も多かったのは「疲労」の57%、以下「ストレス」36%、「痛み」21%、「冷え性」19%、「特に改善を期待した症状はない」15%、「しびれ」と「その他」が各6%、「不眠症」5%「かゆみ」4%、「食欲不振」2%の順となった。

過半数以上が疲労を挙げており、40%近くがストレスを挙げている。この2つが大きな柱となっており、現代社会において慢性的な疲労感とストレスを感じる人が多いことを如実に物語っている。また、痛みを挙げた人や比較的女性に多い冷え性も、それぞれ20%に達している。一方、特に改善を期待した症状はないと回答した人は、少なくとも15%に過ぎなかった。

これらのことから、前述のように病気療養を目的にした人が10%に満たなかったにもかかわらず、多くの人が何らかの症状改善を温泉入浴に求めていることが明らかになった。

### (4) 温泉施設利用後の身体の変化

ここでは6つの選択肢を用意した。最も多かったのは「少し良くなった」で40%、以下「良くなった」34%、「変わらない」15%、「はじめから特に悪くない」11%、「少し悪くなった」0.3%、「悪くなった」0.2%の順であった。「良くなった」と「少し良くなった」を併せると74%に達し、温泉入浴後に身体全体の調子の改善を感じた人が大多数を占め、悪化したと感じた人は殆どいない。ここの、大多数の人が潜在的に温泉が身体に好影響を及ぼすと感じており、実際にそ

のように体感していることが明らかになったと指摘できよう。続いて、改善を期待した症状が温泉施設利用後どのように変化したかについても検討したが、おおむね本設問と同じ結果を得た。

#### (5) 医師の関与

まず、現在医師の治療を受けているか否かについて聞くと、治療を受けている人は30%に留まり、受けていない人が70%と大半を占めた。次に、今回の温泉利用について医師から指導や注意を受けたかどうかについては、「相談しなかった」が86%で圧倒的に多く、「相談したが指導や注意はなかった」は9%、「相談し指導や注意を受けた」は僅かに5%に過ぎなかった。温泉施設を利用する上で、医師に相談した人の合計は14%であり、大多数の人が医師には相談していないのである。ただし、前述の如く温泉施設を利用する目的で病気療養が10%に満たないことを考慮すると、何らかの疾患を持って医師の治療を受けている人の一部は、温泉を利用することを医師に相談しているのではないかと考えられる。

今回調査した温泉地のうち、玉川温泉や肘折温泉を除くと、ほとんどが医師による温泉療養相談所等が開設されていない。病気療養以外の保養・休養の目的の場合においても、温泉地で医師が入浴指導等の適切なアドバイスを行うシステムの確立を急ぐ必要があると思われる。特に、国民保養温泉地には顧問医を設置するように指導されているので、温泉に関する知識をもった温泉療法医が保養温泉地に常駐することが是非とも必要である。

#### (6) 温泉利用の頻度

今回利用した温泉地についての頻度を調査した。「はじめて」の36%に次いで多かったのが「10回目以上」で24%を占めた。以下「3～5回目」18%、「2回目」14%、「6～9回目」8%の順となっており、2回目以上のリピーターが64%を占め、大半の人が複数回同じ温泉地を訪れているのである。特に、

10回以上訪れているリピーターが、ほぼ4人に1人いる点については、各温泉地が保養目的の固定客に支えられていることを知りうる。

次いで、リピート客がどれくらいの間隔で同一温泉地を訪れているのかを問うた。ここでは、前の設問で「はじめて」と答えた人以外に対し、前回当該温泉地を訪れた時期について尋ねたものである。最も多かったのは「1カ月以上～1年ほど前」で44%となっており、次いで「1年以上前」28%、「1週間以上～1カ月ほど前」19%、「1日～1週間ほど前」9%の順となった。リピート間隔が1年以内の人が、72%と大半を占めている。

今回の調査では、同一温泉地を訪れるリピーター客が60%以上を占め、そのうちの70%以上が1年以内に再訪しており、リピート率は著しく高いと考えられる。この傾向は、体調の改善や何らかの症状の改善を温泉に求めた利用客の大半が、ある程度期待した効果を実感したことの表れであると考えられる。保養温泉地において、リピート客の重要度が増している点が指摘できよう。

#### (7) 温泉利用期間

最も多かったのは「1泊」で50%と半数を占め、次いで「日帰り」19%、「2泊」13%、「3～6泊」と「1～2週間」が各8%、「2週間以上」2%となっている。宿泊率は81%を占めているが、2泊以上は31%となっている。日帰りと1泊を併せると約70%となり、圧倒的に短期の温泉利用が主流となっていることが伺える。

また、一般的に温泉療養は2～3週間が適切であるとされてきたが、2週間以上滞在している人はほとんどいない。これは、専業農業従事者の減少や長期休暇が取りにくい現代社会の反映であると思われる。

### 3 温泉と健康に関する志向性

ここでは、温泉を健康面で利用することについての志向性を調査した結果をまとめた。

この資料は、日本温泉協会が2000（平成12）年3月に開催した第42回「旅と温泉展」で実施したアンケート調査によるものである<sup>4)</sup>。

まず、温泉を健康面で利用する願望については、利用したいと回答した人は実に93%にのぼった。総ての年代にわたって、9割以上の人が温泉を健康面で利用したいとの回答であった。これは、人々の潜在意識の中に「温泉は身体に良い」という認識があることを物語っている。

温泉を健康面で利用する際、どのようなタイプの温泉施設が望まれているのであろうか。大多数の人々が温泉地の宿を指摘したが、温泉利用型健康増進施設については約20%に過ぎない。これは、制度自体が一般消費者に浸透していないこと、ならびに温泉療法医等一部の医師を除き、健康面で温泉を利用することを医師が積極的に勧めていないことに起因しているのではないかと考えられる。また、日帰りの温泉施設を希望する人が30%近くいるのに対し、温泉病院を希望する人は2%に満たないのである。

さらに、40%以上の人々が「宿の人の助言」のもとに温泉を健康面で利用したいという願望を持っている一方で、「医師の温泉療養相談」のもとで実施したいという願望は約15%に留まっており、トレーナーやインストラクターの指導を下回っている。また、誰の助言も受けずに独自で実施したいという願望が、意外に多いことも明らかになった。

#### 4 温泉地の保健的機能に関する考察

「健康」をテーマとした一連の動きの中で、温泉は大きなウエイトを占めていると言うことができる。これは、「温泉」つまり温泉地と温泉施設における保健的機能が重要視されていることの現れであると考えられる。

温泉と健康とは密接な関係がある。温泉及び温泉地が心身の癒しに対して、どのような効果をもたらすのかについては、先学の多くの研究がある<sup>5),6)</sup>。まず、第一に温泉そのもの

のが身体に働きかけるものとして、温泉に含まれる化学成分による効果、温熱・浮力などの物理的効果、そしてホルモンの分泌や神経系機能を調整する変調効果が挙げられる。第二に、温泉以外の効果因子として、地形・気候・植生などによる転地効果、バランスの取れた食事による食事効果、散歩やジョギングなどによる運動効果、入浴や運動後の休養による休養効果が挙げられる。このように、温泉及び温泉地が身心に及ぼす効果は、温泉そのものの効果と温泉以外の因子による効果が総合的に作用するものであると考えられている。

現在、温泉地の利用において、観光的利用が多いことは明らかであるが、保養や休養のために訪れる人も数多くいることに疑いはない。特に、滞在型の温泉地では、保養・休養的な温泉利用が大きなウエイトを占めている。一般的に温泉医学の分野では、温泉療養は1～3週間という長期滞在によって効果が期待できるとされてきた。一定期間、反復して入浴や飲泉を実施することが前提とされた。しかし、現在の日本社会において、1週間以上となる長期滞在が可能な人は限られており、一般的な有職者においては実施が難しいと言わざるを得ない。

そこで、日帰り～3泊程度の短期・中期での温泉地滞在での温泉利用が身体にどのような効果をもたらすのか、また、そのような短期の温泉利用において利用者（消費者）がどのような効果を期待し、そしてその結果がいかなるものかということ把握し、今後の温泉地づくりや温泉施設で運営等に反映させていくことが重要な課題となる。

いずれにしても、心身への効果については医師の関与が必要であるが、温泉利用客の多くが、温泉は心身に対して有効に働くという期待感を持ち、またそれを実感しているという現状をみると、温泉地および温泉施設における保健的機能の重要性は明らかである。それゆえ、その施策や試みを早急に検討して対

応する必要性があると考えられる。

我が国において、近代温泉医学を導入したのは1876（明治9）年に国が招聘したドイツ人医師のベルツ博士であると言われている。ベルツは西洋医学を日本に伝えると同時に、西洋の温泉医学も広め、その後国立大学系付属病院の分院が温泉地に設置され、地域医療と共に温泉の医学的研究が実践されてきた。しかし、近年国公立病院の統廃合等が実施され、このような温泉医学研究施設は廃止されつつある。そして、日本においては、温泉療養は現在の健康保険医療の対象外となっており、医療面での温泉の活用は減少傾向にあると言わざるを得ない。唯一の「温泉利用型健康増進施設」において医療費控除の対象となる制度はあるが、一週間以上の利用等の制約があるためほとんど活用されておらず、実際には機能していないのが現状である。

一方、ヨーロッパ諸国においては、現代においても温泉は医学と密接な関係がある。温泉地には温泉の専門医である「温泉医」が常駐し、飲泉の処方や温泉療養の指導を実施しているケースが多い。ドイツ・フランス・イタリアなどでは、このような温泉療法に健康保険が適用になっている。特に、イタリアでは法改正が実施され、2000年から温泉療養に対する健康保険適用基準が拡大されていると言う。

このように、国によって温泉療養に対する対応に差異が見られるが、近年は病気を未然に防ぐ「予防医学」が重要視されてきている。また、西洋医学においても未だ科学的に解明されていない部分への対応として、「代替医療」や「相補医療」が脚光を浴びつつあることが指摘されている。さらに、我が国においては国民健康保険中央会の調査<sup>7)</sup>で、温泉施設を有する自治体の医療費が、温泉施設の無い自治体の医療費を大きく下回っている傾向があると言う。さらに、一般市民においても健康維持や健康増進への関心が高まっており、「健康」は現代社会における大きな

テーマとなっている。ここに、温泉地ならびに温泉施設においては、保健的機能がより重要となってきているのである。

## 5 むすび

今回取り上げた2つのアンケート調査によって、多くの人々が心身に対して何らかの期待感を持って温泉を利用していることが明らかになった。そして、たとえ観光目的であってもその期待感は同様であり、日帰りや1泊または2～3泊程度の短期間の滞在においても、大多数の人が心身に対する好適な印象を感じており、ある程度期待通りの好印象を得て同一温泉地を再訪している傾向があることが明らかになった。

しかし、温泉を利用するにあたって医師への相談率は低く、相談しても温泉利用上の注意や指導を医師が実施しているケースは、著しく低いという実態が浮かび上がってきた。また、健康面で温泉を利用する際に、多くの人々は宿における助言を期待しているのである。我流の方法は逆効果になる危険性もあるので注意が必要であるが、宿泊施設の従業員がある程度の温泉知識を持ち、入浴方法等について助言ができるような仕組みが必要である。

温泉の保健的機能を考える上で、健康維持や健康増進等の方向性が重要であり、そのキーポイントは医師との連携にあると思われる。特に、温泉を利用する場合は、温泉の知識を有する医師との連携が重要である。総ての温泉地において顧問医を置くことが理想的ではあるが、実際には難しいと考えられるので、温泉に関する知識を持った温泉療法医を活用し、医師による温泉利用上の指導をある程度システム化する必要があることを指摘しておく<sup>8)</sup>。

幸にも、我が国には温泉の知識を有した医師として日本温泉気候物理医学会が認定する「温泉療法医」が全国に約800名ほどいる。そこで、温泉療法医のさらなる育成とその活用、ならびに温泉療法医をも指導できる学会

認定医の組織化等も検討される必要がある。温泉地が所在する市町村の医師会等と協力しながら、温泉入浴の指導法をマニュアル化して広く浸透させることが考えられる。これは、行政はもちろん、地域住民そして温泉事業者が一体となって実施することが重要であろう。

#### 注・参考文献

- 1) 環境省(2002):「都道府県別温泉利用状況(平成13年度)」環境省。
- 2) 山村順次(1988):『新版日本温泉地—その発達・現状とあり方—』日本温泉協会、239頁。
- 3) 日本温泉協会(2001・2002):『短・中期滞在の温泉利用における療養効果等検討調査』日本温泉協会、200・181頁。
- 4) 布山裕一(2001):「温泉旅行の実態と志向—第42回「旅と温泉展」アンケートB調査結果概要(2)—」温泉、第69巻10号、16～20頁。
- 5) 三澤敬義(1944):『温泉療法』南山堂書店、304頁。
- 6) 大島良雄・矢野良一(1991):『温泉療養の指針改訂第3版』日本温泉協会、133頁。
- 7) 国民健康保険中央会(2000):『温泉を活用した保健事業のあり方に関する研究報告書』同会、177頁。
- 8) 布山裕一(2002):「健康志向に応える温泉地のあり方」観光、430号、45～50頁。

# 湯治旅館の経営的特性と課題

## The Characteristics and Problems on the Health Spa Hotel from the View Point of Business Management

富 永 滋\*  
Shigeru TOMINAGA

キーワード：湯治旅館 (health spa hotel)・東鳴子温泉 (Higashinaruko spa)  
湯川温泉 (Yukawa spa)・箱根温泉 (Hakone spa)・宇佐美温泉 (Usami spa)

### 1 はじめに

これまで、わが国では湯治および湯治場については、主に温泉医学的見地<sup>1)</sup>や観光地理学的見地<sup>2)</sup>から検討がなされてきた。しかし、経営を切り口にした湯治旅館の研究は少ないのが現状である。そのような中、2003年8月、千葉大学地理学研究室の野外実習で宮城県東鳴子温泉、岩手県湯川温泉などの各湯治場を調査した<sup>3)</sup>。そこで、湯治旅館と湯治場の活性化の方策を探るため、そして、新たな研究領域を切り開くために、箱根温泉の観光旅館と伊豆の宇佐美温泉の民宿を加えて比較分析をし、考察を加えた。その結果を以下に発表する。

### 2 研究の目的と方法

#### (1) 研究の目的

湯治場が継続して繁栄できるには一体どのような環境が必要なのであろうか。山村<sup>4)</sup>は、温泉利用客の視点から見た温泉地発展の要素として、「自然環境」「温泉情緒」「温泉資源」の3つを挙げ、その重要性を提起した。筆者<sup>5)</sup>はこれに加えて、「経営」環境資源が重要であることを発表した。今回は、何故に経営が重要であるかを野外調査で得たデータと他の温泉地の観光旅館と民宿のデータとの比較から論ずることにしたい。温泉や湯治場をひとつのビジネスという視点から観

察し、現在の湯治旅館の現状をひとつひとつ明らかにする作業を通して問題点を抽出し、改善策を提案したい。

「湯は商品であり、入湯客は消費者である。温泉旅館は商店であり、温泉地は湯を商品として特化した商店街である。」というのが、筆者の基本的視点である。

#### (2) 研究の方法

まず、湯治旅館の経営状況を把握するため、岩手県湯川温泉14軒と宮城県東鳴子温泉13軒、合計27軒の湯治旅館経営者に対し、聞き取り調査を行った。

その調査内容は、①経営者、②事業、③施設、④温泉、⑤客層、⑥従業員、⑦関心事について、40項目を温泉地単位で集計し、旅館1軒当たりの平均値を算出した。

### 3 湯治場の経営実態

#### (1) 経営者と事業

旅館経営者の平均年齢は湯川が57歳で最も若い。その他は63~66で、6~10歳の開きがある。社長在任期間は箱根が11年、湯川が16年であり、その他は25~35年であった。出身地はいずれも地元が多く、60%以上を示した。

事業形態は法人化率が高く、箱根100%、東鳴子60%であった。宇佐美と湯川は、それぞれ40%、27%と低かった。前社長との

\* 千葉大学大学院 (Graduate School of Chiba University)

関係は、親子関係が約 70% と高かった湯治旅館に対し、観光旅館は 25% と低かった。家業としての旅館業を先代から受け継ぎ、節税等の理由から法人化している旅館と、その他の旅館との差が顕著に表れたのではなかろうか。湯治旅館の割合は東鳴子が 51% と高く、湯川が 13% であった。

## (2) 施設

旅館の新改装後経過年数では、湯川が 19 年、宇佐美が 24 年であり、箱根と東鳴子がともに約 40 年であった。江戸時代や明治年間の伝統的な造りを保存し、むしろ積極的にセールスポイントとし、趣を前面に出している旅館もあり、中には国の重要文化財に指定されている旅館もある。一方、消極的にある種の秘湯の雰囲気醸し出し、温泉資源を最大限に活かした旅館もある。同じ新改装後経過年数でも状況は異なる。ただ建物に対する経営のコンセプトや美的・安全面から見てやや問題が残る旅館もあった。

温泉浴場を見ると、1 浴場当たり収容定員では、箱根の観光旅館が 6.3 人であるのに対して、湯治旅館は 23 人であった。1 室あたりの定員数はほぼ 3 人であり、湯川のみ 4 人であった。

また、自炊客にとって食材を調達する売店は大切である。売店設置率は東鳴子で 30%、湯川で 55% であった。一方、観光旅館としての箱根は、土産品売り場として 80% の設置率であった。

## (3) 宿泊客

1 旅館当たりの年間延宿泊客数の平均を見ると、箱根と東鳴子が各 7,500 人、7,600 人であり、湯川は半分の 3,600 人であった。

そのうち、県内率は湯治旅館が約 50% であるが、宇佐美は 16%、箱根は 33% であり、いずれも宿泊者の多くが県外客である。温泉地の立地環境、温泉地の特性や PR の方法、アクセスにも大きく影響されよう。また、旅館の年間稼働率を見ると、箱根 29%、湯川 24%、宇佐美 22%、東鳴子 20% で、いずれも 30%

未満であった。

## (4) 従業員

1 旅館当たりの従業員数では、東鳴子・湯川・宇佐美がいずれも 3～4 人であり、家族従業員に依存した経営をしている。箱根は 19 人で従業員が多い。従業員 1 人当たりの部屋数については、箱根 1.1 室、宇佐美 3.4 室、湯川 2.5 室に対して、東鳴子は 7.0 室である。箱根は東鳴子の 6.4 倍のルームサービスが出来る機会と余裕を経営的に有しているものと考えられる。また、従業員の年齢構成では、いずれも 50 歳以上が 50% を超え、特に民宿旅館の宇佐美では約 70% を示し、高齢化が進んでいる。

## (5) 関心事と工夫点

東鳴子では、街全体で湯治場を守ろうという意気込みが感じられる。宿泊客の減少高齢化・滞在期間の短縮・自炊の減少など、様々な問題点が指摘された。そこで、口コミに加え、雑誌・HP を積極的に活用しその PR に努めている。その甲斐もあって、若い女性客が増えている。

また、町立鳴子温泉病院とも連携して、温泉療養の宿をキャッチフレーズに新たな取り組みをしている<sup>6)</sup>。高齢者に対しては、施設面で階段や風呂場・トイレに手摺りを設置したり、寝起きのし易さから、床は布団からベッドへ変えたり、食材の買出しや薬局へ出かける時の送迎車を用意するなど、ハードとソフトの両面からサービスに工夫をしている。町との共催によるイベントにも力を入れ、話題づくりに積極的である。

湯川では、25 年前に比べて湯治旅館が急速に減少して観光旅館化しており<sup>7)</sup>、17 軒のうち数軒が湯治専門旅館である。団体客の減少・利用価格の低下・後継者不在に悩み、解決策として老人クラブの勧誘、学生合宿パック、きのこ祭などを実施しているものの、なかなか集客に結びついてはいない。湯の花会や女将会での研修を通して、抜本的な解決策を探っている段階である。

箱根は家族連れの宿泊客が減少している。これは交通アクセスのよさから日帰り客が増えていること、一方、気軽に海外へ旅行する機会が増えたことなどにもよるが、新たな観光資源を生み出す意欲が減じているのではないか。さらに、旅行代理店からの宿泊客は年々減少し、一方HPによる直接申し込み客が増えている。純和風で格式を重んじる旅館の多い箱根も、企画宿泊プランをたてウイークディの集客に躍起となっている。

宇佐美に共通して言えることは、「いらっしやいませ」ではなく、「お帰りなさい」である。アトホームのもてなしを第一に考えている。食材は地のものを使い、宇佐美港や沼津港で水揚げされる新鮮な魚介類、自家菜園の野菜、裏山のみかんなど豊富な食材を提供している。1967（昭和42）年に町に温泉が湧出し、これを契機に温泉民宿が発生した。

漁師や農民、脱サラリーマン層、アパート・食堂経営者など前職は多彩である。数軒で始まった温泉民宿は、今では30数軒にのぼっている。春は学生の合宿、夏場は海水浴・釣り・ゴルフ、冬場は宴会・みかん刈り・ダイビングが主であり、リピーター率は30～50%と高い。HPへのアクセスによる予約が急増し、宿によっては50%を超えるところもある。

#### 4 温泉旅館経営の比較と課題

ここでは、湯治旅館ならびに観光旅館・民宿の特性を際立たせるため各要素について東鳴子を100としたグラフを示す（図1）。

##### (1) 経営者と事業

先代社長の長男として地元で育ち、40歳前後に旅館を継ぐ形で旅館社長を始め、これまで16～20有余年間、個人商店としての社

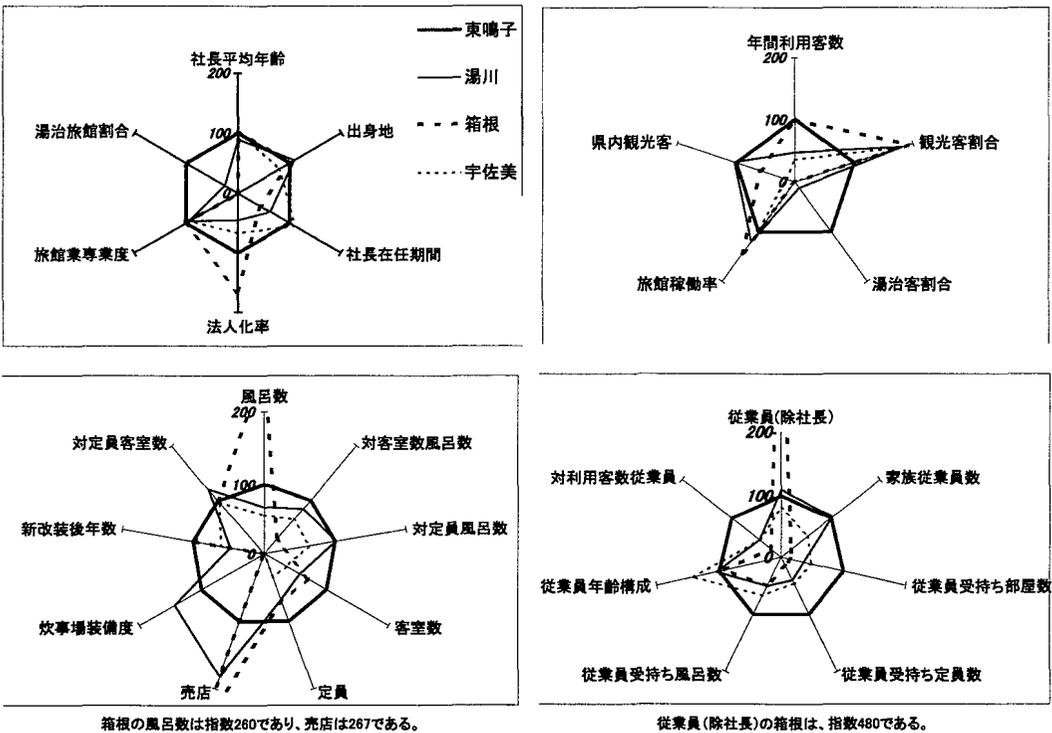


図1 湯治旅館・観光旅館・民宿の特性（2003年）

(注) 千葉大学地理学研究室野外実習と筆者の調査により作成。  
指数 = (当該温泉旅館平均値 / 東鳴子温泉旅館平均値) × 100

長を家業として守っているのが湯治旅館主の平均像である。家族労働に支えられ、営業を続けているのが現状であろう。長期的な展望に向かって事業を積み上げる視点に欠け易く、経営の仕方も先代のやり方を経験的に体得する例が多く、ノウハウとして学習し経営目標（夢）の実現を図ろうとするのはなかなか難しい。経営者が長期ビジョンを持たなければ、銀行は融資に厳しくなる。融資が得られなければ、運転資金は勿論、設備資金など到底に得難くなる。後継者たる子息は、果たして旅館を積極的に継ぐだろうか。甚だ疑問である。

## (2) 施設

20~40年前に新築・改築した旅館が平均的である。シルバー対応を考えてみても、まず階段・風呂の手摺り・段差の解消などは当然に考慮されても良いはずであろう。CS（顧客満足）の観点からも配慮は必要である。古い建物の保存は歴史的・建築学的資料として必要な場合もあろう。しかし、低料金と差し替えに施設の老朽化を放置するなら、それは火災を含めて事故が起き易くなり、労災の観点からも問題である。

また、湯治旅館の自炊設備は旅籠形式（賄付）に変わりつつあるが、そのために台所設備が縮小されるのなら、代わりに栄養管理に配慮した給食や部屋への宅配が検討されるべきである。湯治旅館にとって、湯を提供し食事をコントロールすることは、医療の施術とともに、もうひとつの大きな柱である。

## (3) 宿泊客

東鳴子や湯川では、一部の湯治専門旅館を除いて、家族労働による小規模な観光旅館へと変化しつつある。湯川は鉱山の閉鎖や農業の機械化などによる社会変化を受け、本来の湯治客の減少をカバーするために、一般観光客を行政・旅館が一体となって集客してきた。湯川は本来の身体的な療養や保養的役割が急速に薄れ、精神的な遊びや観光・癒しを求める役割が強くなっているのである。年に

一度のきのご祭はイベントとしては成功しているが、温泉地としては顧客の定着には至っていない。

夏油の年間延利用客4万5,000人のうち、60%が日帰り客である<sup>9)</sup>。30%が観光宿泊客であり、湯治客はわずかに10%に過ぎなくなった。湯治が社会的にその役目を終えているのか、あるいは湯治旅館がその経営方針として観光化を積極的に進めているのか。今後の研究課題である。

## (4) 従業員

1日当たり1従業員が何人の宿泊客を扱うのかを調べると、東鳴子では5.2人、湯川では2.3人、箱根の観光旅館では1.1人、民宿では2.3人であった。旅館の目的やサービスの概念から、一概にはこれらの数値の良し悪しは判断できない。しかし、密度の濃いサービスを受ける可能性が、観光旅館にはある。部屋付きの従業員にあれこれと頼めること、つまりコンタクトの時間が長いことは否定できない。全く逆の考えも成り立つ。利用者が日常の煩わしさから解放され、のんびりと自由気儘に出来ることである。今後、顧客満足の観点に立って、さらに調べる必要がある。

## 5 湯治旅館存立の考察

### (1) 経営基盤づくりに向けた基本的な経営スタンス

これまで、湯治旅館と観光旅館・民宿とを出来るだけ定量的に比較することで、湯治旅館の現状を踏まえた今後のあり方を論じてきた。本稿の眼目は、唯ひとつである。湯治旅館が、生き活きとした湯治場を再び自分達の手で取り戻す方法を提案し、その行動を促すことにある。

世の人は、<言うに易く、行うに難し>と言う。筆者は逆で<言うに難く、行うに易し>である。なぜなら、①自分たちが将来ありたい像（夢）を具体的にビジョンとして持ち、②その実現の為には現状何が足りなく、③如何なる方法でそれを乗り越えて行くか、

そして④ビジョンの実現に向けた強固な意思  
さえ持っていれば、半ばこの改革は成功では  
ないかと、筆者は考えるからである。残念な  
がら、これら①～④の考え方を湯治旅館の経  
営者からは現段階で明確に得ることが出来な  
かった。活き活きとした湯治場づくりは、個  
としての旅館経営者が自分の旅館を魅力溢れ  
る旅館にしようとする強い考え、つまり1  
軒1軒の<点の魅力>を湯治場という<線  
や面の地域全体の魅力>に変える努力である  
と考える。このような地道で素朴なくまちの  
魅力の繋ぎ合わせの努力<こそが、地域活性  
化には大切である。湯治旅館の経営者は、こ  
の際初心に返り、経営者として「おらが街」  
の魅力ある文化を繋ぎ合わせる強い意志をひ  
とひとり持ち、ビジョン実現に向けた確  
かな一歩として今こそ力強く踏み出すべきで  
ある。

## (2) 具体的な経営基盤づくり

抽象的かつ精神的な文化論や経営論で、本  
稿を締め括るつもりはない。ここでは、湯治  
温泉旅館・湯治場が活性化の動きを具体的に  
推進するための組織を考えてみたい。

湯治温泉1軒1軒に<経営を改善し、活  
性化に向けたビジョンの実現を図る>ための  
経営資源・パワーを、今すぐ期待できるだろ  
うか。正直十分可能とは言えない。しかし、  
力を持たない団体にとって効果が期待できる  
ひとつの方法がある。それは事業経営を一層  
強める組織体としての「事業協同組合」であ  
る。懇親的な色合いの濃い温泉旅館組合組織  
や既に結成していても戦略的な運営からは程  
遠く、有名無実化した共同体組織は整理・昇  
華し、出資金を基に再スタートしてみてもど  
うだろうか。旅館同士は限られた経営資源を  
組織に集中し、お互い競争はしながらも共通  
する目標(繁栄・活性化)を掲げ、外に対し  
ては一致団結して共同して対処するのであ  
る。共通の費用を削減し、事業を企画するこ  
とで独自の収益をあげ、新たな事業への手立  
てや将来の蓄えとすることも容易になろう。

そこで、①人的広がり、②資金的繋がり、③  
情報の公正と拡大、④事業企画、⑤教育、⑥  
営業力、⑦社会的認知と公益から考え、組織  
の強化を通じた湯治温泉旅館の戦略的な経営  
基盤づくりの方法とすることを提案するもの  
である。

## 6 むすび

筆者は本稿で湯治旅館の現状を経営という  
観点に絞って考えてきた。「経営」を考える  
に<財務>の問題を避けては通れないことは  
勿論である。その点は今後の研究に譲るとし  
て、本稿では比較的データが得易く、旅館  
経営の基本的なスタンスを知ることができる  
40項目に絞り込み、フィールドでのアンケー  
ト調査を実施した。これまで温泉や湯治旅館  
のあり方を述べるのに、世の多くの先達研究  
者が、湯そのものや観光、そして医学の見地  
のみに立脚していることを考えると、ここで  
の「経営」に基づいた言及は、①その評価項  
目を試算し、相互に比較した点 ②湯治旅館  
と湯治場の戦略的な経営基盤づくりに向け  
た、組織の再構築を提案した点で、新たな一  
石を投じたことになるのではないかと考え

本稿をまとめるにあたり、千葉大学山村順次  
先生より多大な指導を受けた。また、野外実習で現  
地調査をともに行った千葉大学の学生諸氏や多く  
の旅館経営者にお世話になった。これらのかたが  
たに御礼を申し上げます。

なお、本稿の概要は2003年11月の日本温泉地  
域学会第2回研究発表大会で発表した。

## 注・参考文献

- 1) 民間活力開発機構(2002):「特集“温泉”を  
活用したまちづくり」まちづくりネット  
ワーク、158号、4～27頁。
- 2) 山村順次(2002):「湯治場の現代的意義と課  
題」総合観光研究、1号、21～31頁。  
同(2003):「日本における湯治場の変容と地域  
振興」温泉地域研究、創刊号、1～10頁。
- 3) 山村順次千葉大学教授の指導の下、大学院生・  
学部生22名で現地での観察・聞き取り調査  
を行った。

- 4) 山村順次(1998):『新版日本の温泉地—その  
発達・現状とあり方』日本温泉協会、239  
頁。
- 5) 富永滋(2003):「東北地方における湯治場の  
比較」。日本温泉地域学会第2回研究発表大  
会発表要旨集、15～16頁。
- 6) 菊地莊悦(2003):「鳴子温泉郷の温泉療養ブ  
ラン」日本温泉地域学会第1回研究発表大  
会発表要旨集、15～16頁。
- 7) 山村順次(1979):「東北山村における療養温泉  
地と観光温泉地の存在形態—岩手県湯田町  
湯川・湯本の場合」日本観光学会研究報告、  
第10号、55～66頁。
- 8) 夏油温泉での聞き取りによる。

## シンポジウム

### 鳴子温泉郷における湯治の現状とあり方

- コーディネーター：山村 順次（千葉大学教授）  
パネリスト：片桐 進（山形市医師会健診センター医師）  
〃：佐々木寿男（宮城県薬務課副参事）  
〃：成川 弘治（鳴子町立鳴子温泉病院長）  
〃：高橋 亨（川渡温泉高東旅館主）

2003（平成15）年11月6日（水）、日本温泉地域学会第2回研究発表大会が、鳴子温泉郷の本学会員の多大のご協力のもとに、宮城県玉造郡鳴子町東鳴子温泉鳴子中央公民館を会場として開催された。自由論題・統一論題の研究発表に続いて、地域に即した「鳴子温泉郷における湯治の現状とあり方」をテーマとしたシンポジウムが行われた。本学会のシンポジウムは、地域住民との交流の場でもあるとの視点から、町民をはじめ一般参加者に開放されており、実際約80名もの参加者を得て活発な討論が行われた。以下に、コーディネーター役をつとめた山村が、発言内容にかかわって事前に提出していただいた資料をもとにしつつ、その概要をまとめた。なお、パネリストのひとりである野口冬人氏は、急病のために当日欠席されたので、資料のみを提示した。

シンポジウムは、①一般的な湯治（温泉療養）と湯治場について、②鳴子温泉郷の湯治・湯治場の現状と課題、③鳴子温泉郷の湯治・湯治場の今後の方向性・あり方について、それぞれの立場から発言をいただいた。パネリストの発言順は、シンポジウムの流れに沿って、以下のようにした。パネリストの方々のご尽力に謝意を表したい。

片桐 進：東北大学医学部を卒業後、山形大学医学部助教授（細菌学）を経て山形県衛生研究所へ転じた。現在、山形市医師会健

診センター医師として、特に肘折温泉での湯治客診療を続けるなど、地域に密着した医療の普及に活動している。

① 1985（昭和60）年頃から山形県内温泉地の湯治客の実態調査を実施し、1991（平成3）年から大蔵村肘折温泉に「温泉療養相談所」を設置して、肘折温泉活性化の活動にもかかわってきた。こうした、山形県における湯治場の実態調査から明らかになったことは、次の3点である。

(1) 湯治客の高齢化が進んだ。したがって、そのほとんどが高血圧症・心臓病などの基礎疾患を持ちながら温泉療養をしている。

(2) 長期滞在の湯治から高齢者団体の保養旅行への変化が伺える。滞在期間の短縮は明らかである。

(3) 来訪の目的は、いわゆる湯治（温泉療養）から保養である場合が圧倒的に多くなった。中高年の女性グループや姉妹旅行などの訪問が目立つ。

② 鳴子温泉郷については、具体的な情報を持ち合わせていないが、肘折温泉郷の現状から考えられることは、次のようである。

(1) 1日に何度も温泉に入るので、血液濃度が高まっている。温泉地での事故が多くなっているのではないかと懸念される。入浴時の事故防止の対策が急務である。

(2) 入浴に際しての旅館側の指導が必要で

ある。

(3) 遊び心のある湯治メニューを考え、清潔感あふれる湯治場・保養温泉地づくりが求められている。

(4) 鳴子温泉郷の地域づくりに関係されておられる方々が、こうした現状を把握するために、定期的な調査を行うことが必要である。

③ (1) 多数の温泉旅館からなる鳴子温泉郷のような温泉地域では、統一的な見解を得ることは難しい。したがって、今後の方向性について同一目的を持つグループがまとまり、それぞれに課題とあり方を整理して、地域活性化へ向けて努力することが大切である。湯治のみが温泉利用法ではない。鳴子温泉郷には、鳴子峡・鳴子こけしなどのほか、多種多様の泉質を有する温泉がある。これらの資源を大切にし、その恵みを受けるように考えるべきであろう。

(2) 近郊の温泉地との連携を重視した発展策を考える。

佐々木寿男：大学卒業後、宮城県庁に入庁。3年前から業務課に勤務し、全国の湯治の現状と地域の活動を調査し、『温泉の保健的利用の手引き』をまとめた。現代版湯治のあり方を考え、その地域への定着を図っている。

① 湯治は地味であり、マイナーではあるが、社会的必要性は形を変えつつも継続されるものと思われる。21世紀に入り、これからの高齢化社会（成熟社会）に適合した方向へ温泉利用を図るべきであろう。現在は供給（温泉地域）が需要（生活者）サイドの要望を形にするよい機会である。

② 鳴子温泉郷は、地域の関係者が考えているよりも、全国的評価はかなり高い。鳴子・東鳴子・川渡・中山平・鬼首の5温泉地が、それぞれに地域の特色を出しつつも、少なくとも外部に対しては、まとまっ

て売り出すべきである。現実には、地域の特性を活かしきれていないのではないか。さらなる団結が必要である。

③ 鳴子温泉郷として、ひとつの形式に固める必要はない。地域ごとの形態・機能があつてしかるべきである。東鳴子温泉や川渡温泉を中心に始まった「温泉療養プラン」は、将来、湯治の定番になると思われるので、できるだけの支援をしたい。また、観光的色彩が強い温泉地では、必ずしも療養プランにこだわることなく、もっと手軽な温泉地での楽しみがあつてもよいのではなかろうか。

成川弘治：岩手医科大学医学部を卒業後、東北大学医学部付属病院・国立療養所宮城病院・国立鳴子病院を経て、現在鳴子町立鳴子温泉病院院長として勤務している。鳴子温泉郷「温泉療養プラン」立案の中心者として、現代版湯治場づくりに尽力している。

① 2003年5月、群馬県草津温泉で行われた第68回日本温泉気候物理医学会・総会において、「温泉を科学する」のテーマのもとに、実証的な研究による温泉効果の発表がなされた。医学的温泉療法における科学的分析が進んでいることが印象づけられたが、さらにその先にある“ウェルネスwellness”の理念についても話し合いがもたれようとしている。そのような中において、温泉を中心とした理想郷の形成にとって、地域の湯治文化と最新のリハビリテーション療法の一体化は重要である。

② (1) 鳴子温泉郷の湯治文化を掘り起こすことが大切である。鳴子温泉は文献的には1182（寿永元）年頃、平泉の藤原氏によって鬼首温泉が開かれたという歴史を有する。18世紀前半には、川渡大湯・赤湯御殿湯が仙台藩の御用湯となり、1791（寛政2）年に林子平が川渡の湯に浸かったのを皮切りに、1840（天保11）年に12代伊達斉邦が川渡へ、1863

(文久3)年に13代伊達慶邦夫人が赤湯へ来湯した。当時、温泉は一般に「出湯」と呼ばれ、湯治を目的として利用されることが多かった。残存する金山下代記録(寛政11年版)によれば、年間の客数は川渡が8,000人、滝の湯(鳴子)5,000人、荒湯(鬼首)5,000人となっている。また、昔から「かけ(脚気)川渡、たんせき(胆石)田中、しょうかち(疥傷)赤湯、せんき(疝気)車湯、かさ(瘡)鳴子」とうたわれるほど、経験的効果があったとされる。

(2)鳴子温泉郷の湯治場は、足腰の病に苦しむ多くの湯治客に支えられてきた。当然のことながら湯治客を中心とする旅館や病院に対して、病気やリハビリテーション、入浴法についての問い合わせが多い。病院内でも、脳卒中のリハビリ患者や整形外科疾患で悩んでいる患者が、外来で温泉リハビリテーションを行い、在宅に戻りたいとの希望も多くなっている。そこで、鳴子温泉病院と町内開業医、そして鳴子町観光協会とで話し合いをし、「温泉療養プラン」が出来上がり、実施に踏み切ったのである。

2002(平成14)年6月に鳴子町観光協会定時総会で温泉療養部会設立を宣言し、当初は8軒でスタートした。その後、会議・勉強会・視察会を重ね、同年12月に説明会を実施し、町内全施設に参加を呼びかけた。その結果、加入者は21軒に増え、その後、2軒の旅館が加わった。

療養プランの骨子は、次のようである。まず、23軒の協力旅館が、入院にはいたらないような生活習慣病やリウマチ性疾患、脳梗塞や交通事故の後遺症のリハビリテーションなどを希望する客に対して、鳴子温泉病院への通院の送迎をする。病院の予約は、すべて旅館側が引き受け、診療申込書と健康保険書を送つ

て、事前にカルテを作成してもらう。病院側はプラン利用者に毎週水曜日に時間決めて診察するので、待ち時間がない。また、月曜日から金曜日には、温泉を利用したリハビリテーション棟で、理学療法士による指導を受けられる(病院の会計は別払い)。健康保険対象外の脳ドックも受け付ける。

2003年10月までの療養プラン利用者は121名である。その内訳は、整形外科疾患46名、脳卒中後遺症42名、生活習慣病29名、その他4名であり、湯治滞在期間は5~30日である。湯治客の居住地は、東北地方40名、関東地方78名、その他4名であり、開始初年度は宮城県内をはじめ近県からの客が多かったが、最近は東京都など関東地方の客が増えており、またリピーターも多くなっている。

③ 旅館側では、湯治客の症状に見合った旅館を選択する際に、現状ではこれまでの経験的な効能をよりどころとして、このプランに対応している。今後は温泉効能の学術的な究明、温泉療養相談所と湯治教室の設置、滞在プログラムの掘り下げなど課題は多いが、できることから実現していく姿勢が大切である。

高橋 亨：1985(昭和60)年に帰郷して以来、湯治専門の旅館を経営して18年になる。その傍ら、5反の耕作地で米作農業にも励んでおり、年間5石の飯米と30体前後の供出米を収穫している。農家の客が多いので、米作りがコミュニケーションに一役買っている。「温泉療養プラン」の旅館側の中心者。

① 自然体は本来無意識のなせる業とすれば、意識して自然体を装うということはそれ自体無理があり、無理を承知で自然体を装えば逆行という形を取らざるを得ないのではないか。それほど、時代の流れが山間

の湯治場をも激しく襲った高度経済社会であり、それを後押ししたのは金満国の仕掛けたリゾート法である。逆行を考える間のなかった地域は、横目で隣をみながら、せつせと試行錯誤を繰り返し、堂々と暇な旅館になる決意が足りなかった。時代の置き去りが恐ろしく、流行る旅館の真似三昧の結果、借金潰れの宴会旅館になってしまった。

最近、鳴子温泉郷の温泉療養部会にやってくる視察団体は、聞けばいずれも昔は湯治場であり、定期的に滞在客を獲得する有効策を模索中であるという。不思議なことである。自分で一度突き放した客を、自分自身が変わろうとしないまま、客を呼ぼうとしていることが、私には分からない。自分たちが変わらなければ、客に真意が伝わらないという基本的発想の欠如に満ち溢れている。自分の飯は自分でしか稼げず、稼いだものでしか生きられないという認識が不足気味である。

- ② 鳴子温泉郷は、全国的に見れば自分の背丈で生き残ろうとしてきた稀有なところである。さほど無理をせず、自分なりの生業を守っていた地域である。困ったときは客が食わしてくれるという顧客との絶対的信頼関係が強く、それを裏打ちしていたのが、信仰に近い温泉の効能である。

しかし、時代の変化は容赦なく湯治宿をも襲う。以前の湯治客が2～3泊の団体客として来るようになると、それに対応するため舞台付きの宴会場を作り、送迎用のマイクロバスを用意して、昼間畑仕事の農家の主婦が夜は急造コンパニオンに大変身した。以前は湯治宿であったその旅館の舞台やバスは、今もあの頃同様元気に稼いでいるのであろうか。道ですれ違うマイクロバスの数の少なさが気になるのは、自分だけではないはずである。たかが1万、2万の金で買える非日常の空しさに気付くのが、客より宿の方が少し遅かったというこ

とか。

- ③ (1) 激減した湯治客の中で、痛いところを治しに来る客の比率が高まっている。4～5年前からの傾向である。これらの客と語り合うと、ひとつのテーマらしきものが顔を出す。“復元”である。人を含む、ものはすべて世に出たときの姿かたちがあり、それがいつしか形を変えて今にいたるとすれば、ものはその形を変えたとき叫び声をあげていたのではないか。そして、人はその叫び声を聞く努力を怠りながら今にいたったのではないか。あるいは、ものの発する叫び声にかくも鈍感になるほど、人は墮落してきたのではないか。例えば自然、集落、人と人の間、人とももの間、自分。
- (2) 人の集う地域を真の地域とするために、緩やかな充実感を持てるようにすることが大切である。その地域が何により育まれてきたのかを問い直し、生み出したのが「温泉療養プラン」である。これを核にして、医療・景観・食・文化をリンクする。核を拡大するために、人と人の輪が生まれた。このプランが全国の絶対的個の確立に繋がることを目指して勉強中である。客とテーマの共有ができたとき、「温泉療養プラン」は本物となろう。

野口冬人：1960（昭和35）年頃から温泉探訪を進め、特に1970年代中頃から湯治に関心を深めて今日にいたった。訪れた温泉地は約3,000カ所、うち湯治主体の温泉地約500カ所を歴訪した。

- ① 現在、湯治・療養主体の温泉地は約500～600カ所あげられる。そのうち、設備・入浴法・食事などにおいて、満足すべき温泉地は非常に少なく、特に宿の人々（主人・女将・従業員）の湯治に対する理解度が高いところは、100カ所くらいである。旅館経営者は、さらなる勉強をして欲しい。特に、自分の宿の湯についての認識を

深めてもらいたい。

- ② 鳴子温泉郷の湯治場としては、川渡・東鳴子・鳴子の一部・中山平・鬼首の一部などがあげられ、おおむね熱心である。特に、自炊施設を堅持し、安い料金で長期滞在ができるようにしている旅館が多い。温泉病院との連携によって「温泉療養プラン」を積極的に進めていて、評価される。
- ③ 今後の発展にとって、温泉旅館によって考え方、経営方針などで意見が合わない面もあるのが、少し不安材料である。旅館の利用料金が安ければよいという反面、多少の割高になっても設備の整った施設で、快適な湯治をしたいという客もおり、客層にあった対応がなされる必要がある。

山村順次：大学院修了後、私立の短大・大学などを経て、現在千葉大学で温泉地の研究を進めている。1970年代に、日本各地の湯治場を集中的に調査し、今また湯治場の変容とあり方を探っている。

以下にコーディネーターとしてのまとめをした。

鳴子温泉郷には、温泉地として最も重要である豊富な温泉と泉質の多様さがあり、同時に温泉場の歴史性・文化性の豊かさ、山間の温泉地とはいえ名勝鳴子峡をはじめ、江合川の流れてそって森林や水田が広がり、緑いっぱいの広い空間がある。そして、温泉郷を構成する5つの温泉地のうち、東鳴子・川渡・中山平の3温泉地は、現在なお湯治場としての性格を強く持ち、自炊施設を完備した旅館も多い。したがって、湯治のための長期滞在が可能であり、従来東北大学医学部付属鳴子分院の杉山尚教授を中心にして、温泉療養客への指導がなされてきた。旅館もまた、湯治の機能と文化を守ってきたのである。

しかし、時代の趨勢には勝てず、鳴子分院や国立鳴子病院が閉鎖されるなど、重大な問題が起こったときに、国立病院を引き

継いで鳴子町立鳴子温泉病院が発足した。成川現院長のもとに画期的な「温泉療養プラン」が検討され、すでに実現していることは、高く評価される。病院長からは、鳴子病院ではなく鳴子温泉病院とわざわざ“温泉”の文字を入れた経緯が発表されたが、こうした意識の高まりの中で、湯治場の再生と持続可能な温泉地域づくりが展開するのである。病院・旅館・湯治客を一体化した現代的湯治場（療養・保養温泉地）づくりを進める地域住民組織が生まれ、現実はこのプランが軌道に乗って湯治市場が拡大しつつあることは、全国的に類を見ない。

司会者は、2003年9月に別府市で開催された国際温泉科学会・日本温泉科学会共催の研究発表で、温泉の効能について、温泉はストレスの軽減に対して入浴剤や真水よりも明らかに効能があり、しかも持続することを厳密な統計学的手法を用いて実証した研究、また、従来3週間の長期滞在による湯治が必要であると温泉医学では言われてきたが、1週間の湯治について研究した結果、両者の効果には大差がなかったとのQOLに関する研究例を紹介し、湯治場の持続可能な発展にとって最も重要な温泉効能の問題が、次第に証明されつつあることを述べた。

次いで、東鳴子温泉には湯治旅館が最も多いのであるが、自炊専門旅館・自炊可能賄付旅館・賄付旅館などが、ほどよく分かれており、さらに最近の新しい都会からの客層に対応したバラエティに富んだ宿泊施設が、標準的な料金で整備されていることを指摘した。

そして、なによりも湯治であれ、保養であれ、あるいは観光であれ、客が温泉地に求めているものは「心身の癒し」であることを忘れてはならないであろう。滞在数の多い少ないよりも、訪問してくれた温泉客に最大限の満足を与えたかどうか、問わ

れることになる。その意味で、東鳴子温泉では町並みの整備が今後の課題である。歴史的な御殿湯を早急に復元して、温泉場の広場としての役割を持たせる必要があるし、温泉街での朝市も周辺農家との結びつきを深める上で意義がある。川渡・中山平温泉もまた、東鳴子とともに田園景観を取

り込んだ環境保全を進めるなかで、滞在客が楽しい湯治生活を過ごせるように、滞在メニューを設定したり、地域ガイドをするなど、ソフト面での方策が検討され、実行に移されることが望まれる。

(山村順次記)

## 資料

# 温泉地における長期滞在生活の可能性と課題

進藤和子（雑誌ライター）

## 1 はじめに

年金問題が話題になっている現在、定年退職後に年金額内で暮らすために、海外で長期滞在をする人々が増えている。たしかに、物価の安い国で暮らすことはできるが、言葉や生活習慣の違いの問題もあり、これを一般化するには、まだまだ時間がかかりそうである。そこで、日本各地にある比較的安く滞在できる湯治場や保養的温泉地を再認識し、長期滞在生活を送れる「温泉ロングステイ」の場とすることを提案したい。そのために、今回は秋田県秋の宮温泉郷・宮城県鳴子温泉郷・群馬県草津温泉・神奈川県強羅温泉・新潟県五頭温泉郷・山口県俵山温泉で聞き取り調査を行ったので、その資料を提示する。

## 2 湯治場・保養温泉地の現状

日本には自然豊かな温泉地が数多くあり、日本人であればまず「温泉に行きたい」と口にするほどである。これまでのような農林漁業関係者や高齢者が骨休めで滞在する湯治場、あるいは慢性疾患や病後の療養などで滞在する湯治場というだけではなく、健康者が楽しみながら日常生活を送れる温泉地の可能性を探ることにした。

現在の温泉地での長期滞在は、①自炊型、②2食付型、③3食付型に分けられる。おおむね6～10畳間で過ごす。近年では、自炊よりも若干料金が高くても食事付にする場合が増えている。高齢の健康な宿泊客は、「自宅ではすることがない」という消極的な動機が多いとはいえ、足腰が痛いなどの老化による体力低下を温泉で軽減したいとの意思を持っている。温泉が「心身に心地好い」と感じて温泉浴をするのであるが、それ以外に読

書・スケッチ・編み物・ハイキング・名所巡りなどを楽しむケースも増えている。自炊の場合、部屋代は1泊3,000～4,000円程度であり、食事付でも5,000～7,000円であるので、健康者が長期滞在して、好みに応じた温泉生活をするのに最適の場が備わっているのである。

調査温泉地の諸特性を表にまとめた。いずれも山間・高原に位置して自然環境に恵まれ、宿が点在する温泉地や温泉街を形成している温泉地などバラエティに富む。宿泊施設中4日以上滞在可能な宿は、強羅と俵山では全旅館が可能である。また、鳴子温泉郷では自炊・自炊可能旅館がかなりある。自炊湯治に必要な施設は、食料品店・コンビニ・食堂・喫茶店などのほか、地元の豆腐・酒などの特産品を扱う店やこだわりの蕎麦屋・コーヒー店などは希望が多いであろうし、朝市による地元民との交流も楽しい。長期滞在には、公共機関や理美容院なども欠かせない。

余暇を過ごす滞在者のための観光環境として、毎日の散歩に良い遊歩道や博物館・美術館、ボランティアによるガイド体制の確立、竹細工・そば打ち・陶芸・漬物作りなど参加型体験プログラムの充実も望みたい。さらに、温泉療法医の存在は欠かせない。鳴子温泉郷では、鳴子温泉病院と連携した「温泉療養プラン」が実行されているし、草津では温泉療法医が開業する医院で湯治のアドバイスを受けられる。強羅では週1回温泉療法医によるアドバイスが可能となった。

## 3 今後の課題

各温泉地に1人で1ヵ月間滞在した場合、その費用は寝具・光熱費込み、自炊で7～

12万円であり、2食付では15～22万円までである。数カ所の温泉地を巡りながら、温泉ロングステイを楽しむことは、実現不可能ではない。長期滞在客が増加することにより、旅館や地元商店のみならず地域に対する経済的・文化的波及効果は大きなものがある。こ

のように、温泉地の側には長期滞在客受け入れの環境は十分に整っているのであるが、地方自治体のアピール不足や地元民が客のニーズを理解していないことなどが、今後の課題である。

表 調査温泉地の特性

温泉地	秋の宮温泉郷	鳴子温泉郷	草津温泉	強羅温泉	五頭温泉郷	俵山温泉
指標						
立地環境	山間・平地	山間・川辺	高原	山間	山間	山間・川辺
温泉地形態	宿点在	温泉街	温泉街	宿点在	温泉街	温泉街
宿泊施設数	12	89	166	19	18	39
長期滞在可能	7	19	13	19	5	39
自炊のみ	0	3	1	0	0	0
自炊可能	3	8	1	1	1	2
共同浴場数		4	18	2	5	2
入浴可能宿	12	89	55	19	15	0
足湯	1	1	1	0	0	0
コンビニ等	×	◎	◎	○	×	×
食料品店	◎	●	●	◎	◎	◎
酒店	◎	●	◎	○	◎	◎
菓子パン店	×	●	●	●	◎	◎
移動販売車	○	○	×	×	○	×
食堂	◎	●	●	●	◎	◎
喫茶店	○	●	●	◎	◎	◎
土産品店	△	△	△	△	×	△
理美容院	△	△	△	×	△	△
郵便局	△	△	△	△	△	△
金融機関	×	△	△	×	×	×
朝市	△	△	△	×	△	×
温泉療法医院	△	△	△	△	×	△
遊歩道	△	△	△	△	△	△
ハイキング道	△	△	△	△	△	×
スキー場	△	△	△	×	×	×
美術館	×	×	△	△	×	×
博物館・郷土館	△	△	△	×	△	△
音楽ホール	×	×	△	×	×	×
図書館	×	△	△	△	×	×
名所巡りバス	×	△	△	×	△	×
滞在費*自炊	10万5,000～	9万9,000～	9万～	3万9,000～**	12万	7万
(円)2食付	16万500～	19万8,000～	15万～	5万7,600～	22万	18万9,000

(注) 筆者の聞き取り調査により作成。\* 1ヵ月滞在。\*\* 6日間。

● 10軒以上 ◎ 6～9軒 ○ 2～5軒 ○ 1軒。△有り ×無し

## 学会記事

### ●日本温泉地域学会第3回研究発表大会案内

来る5月25日(火)・26日(水)の両日、日本温泉地域学会第3回研究発表大会が大分県湯布院町由布院温泉で開催されます。このことは、すでに1月中旬に会員各位へ通知し、参加の有無を伺いましたが、現在50名を超える出席者がおり、そのほかに地元町民などの参加も予定されています。

基調講演は由布院温泉における地域づくりの中心的指導者のひとりである中谷健太郎氏です。また、視察会では由布院温泉・湯平温泉に加えて、近年脚光を浴びている長湯温泉も訪問し、ここでは長湯温泉活性化のリーダーである首藤勝次氏(本学会理事)の説明があります。多くの会員が参加されることを期待しています。

以下に、第3回研究発表大会のスケジュールとプログラムを掲載します。

### 日本温泉地域学会第3回研究発表大会スケジュールとプログラム

開催温泉地：大分県湯布院町由布院温泉

協賛：湯布院町

後援：大分県・大分県観光協会・由布院温泉観光協会・由布院温泉旅館組合

開催日：平成16年5月25日(火)～26日(水)

会場：由布院温泉・七色の風(旧湯布院ハイツ)：電話0977(84)3333

受付：5月25日(火)10:30～18:30

5月26日(水)8:00～

参加費：一般・賛助会員2,000円、学生会員1,000円、その他1,000円(資料代)

懇親会費：6,000円(学生会員3,000円)

5月25日(火)10:30～18:30 受付

12:00～18:00 由布院温泉・湯平温泉・長湯温泉視察会

(会場12:00発-由布院駅12:30発-クアージュゆふいん  
-金鱗湖-湯平温泉-長湯温泉-会場)

18:00～18:30 宿舎で休憩

18:30～20:00 懇親会(七色の風)

5月26日(水)8:00～ 受付

8:40～10:20 自由論題研究発表5件(1件発表時間20分)

10:20～10:40 休憩

10:40～11:40 統一論題「温泉地の地域づくり」研究発表3件

11:40～11:50 記念撮影

11:50～12:40 昼休み(理事会)

12:40～13:10 総会

13:10～13:40 基調講演「温泉地域づくりのあり方-花咲くよりも根を肥やせ」

13:40～13:50 休憩

13:50～15:20 シンポジウム

「温泉地の地域づくり-由布院温泉からの発信-」

[交通案内] 大分駅から JR 久大本線で由布院駅下車 (約 1 時間)。会場「七色の風」(旧湯布院ハイツ) までタクシー 8 分。

別府駅西口より亀の井バス由布院駅行、湯布院ハイツ下車約 45 分。

#### 航空機利用

東京→大分	: ANA191 便	8:35 → 10:05	大分空港発→由布院駅行直通バス
	JAL1783 便	8:05 → 9:35	10:20 → 11:15
	JAL1785 便	9:40 → 11:10	11:35 → 12:30
大分→東京	: ANA198 便	18:05 → 19:35	由布院駅→大分空港行直通バス
	JAL1794 便	18:20 → 19:50	16:25 → 17:20
大分→大阪	: JAL2368 便	19:35 → 20:30	18:00 → 18:55
大分→名古屋	: ANA390 便	19:20 → 20:25	

(シンポジウム終了後、由布院駅までホテルのバスで送ります)

## 研究発表大会プログラム

5 月 26 日 (水)

自由論題 発表時間: 20 分 (発表 15 分、質疑 5 分)

座長: 中山昭則 (別府大)

8:40 ~ 9:00 八木文香 (千葉大大学院)・寺門征男 (千葉大): 「心地よさと風土」の関係  
—風呂を通じた考察—

9:00 ~ 9:20 山田 等 (弘前学院大): 実践コミュニティとしての湯治

9:20 ~ 9:40 前田 勇 (立教大)・姜 淑瑛 (立教大大学院): 「都市型温泉施設」の現状と  
温泉観光地への影響

座長: 山村順次 (千葉大)

9:40 ~ 10:00 姜 淑瑛 (立教大大学院): 韓国におけるヘルスツーリズムの歴史的背景

10:00 ~ 10:20 池永正人 (長崎国際大): スイスアルプスの温泉保養地の変遷

10:20 ~ 10:40 休憩

統一論題 「温泉地の地域づくり」 発表時間: 20 分 (発表 15 分、質疑 5 分)

座長: 浦 達雄 (大阪明浄大)

10:40 ~ 11:00 大沼伸治 (東鳴子ゆめ会議事務局): 生活力を活かした地域づくり  
—東鳴子温泉現代湯治 3 日間モニターツアー—

11:00 ~ 11:20 富永 滋 (千葉大大学院): 街の活性化資金としての温泉ファンド

11:20 ~ 11:40 金 賢志 (韓国・東義大): 韓国道高温泉の変容と活性化

11:40 ~ 12:40 昼休み (理事会)

12:40 ~ 13:10 総会



## 研究発表大会プログラム

11月6日(木)

自由論題 発表時間：20分(発表15分、質疑5分)

座長：由佐悠紀(京都大)・浦 達雄(大阪明浄大)

9:00～9:20 長島秀行(東京理科大)：群馬県草津温泉の微生物

9:20～9:40 古田靖志(岐阜県博物館)：温泉の普及を意図した温泉観察会の試みー  
温泉地で温泉固有の自然を見つめるー

9:40～10:00 姜 淑瑛(立教大大学院)：韓国・水安堡温泉の形成と変容ーヘルスツーリズムのかかわりを中心としてー

10:00～10:20 布山裕一(日本温泉協会)：温泉の保健的機能の重要性

10:20～10:40 休憩

統一論題「湯治の現状とあり方」 発表時間：20分(発表15分、質疑5分)

座長：佐々木寿男(宮城県庁)・石川理夫(温泉評論家)

10:40～11:00 山口昭夫(草津湯治の宿事務局)：草津温泉の遊興と病の歴史

11:00～11:20 前田 勇(立教大)・姜 淑瑛(立教大大学院)：鹿教湯温泉におけるヘル  
スツーリズムの展開ー「ヘルスウィークかけゆ」と1ホテルの取  
組みー

11:20～11:40 富永 滋(千葉大大学院)・千葉大学地理学研究室：東北地方における湯治  
場の比較ー夏油・湯川・東鳴子を例としてー

11:40～12:00 小堀貴亮(別府大)・山村順次(千葉大)：別府市鉄輪温泉における湯治場  
の変容

12:00～12:20 大久保あかね(立教大観光研究所)：旅館における湯治関連医療行為への法  
的規制の研究

12:20～13:30 昼休み

【シンポジウム】

13:30～15:00 「鳴子温泉郷における湯治の現状とあり方」

コーディネーター：山村 順次(千葉大学教授)

パネリスト：片桐 進(山形市医師会健診センター医師)

〃：佐々木寿男(宮城県薬務課副参事)

〃：成川 弘治(鳴子町立鳴子温泉病院長)

〃：高橋 亨(川渡温泉高東旅館主)

# 日本温泉地域学会入会申込書

平成 年 月 日

会員種別	一般	学生	賛助 ( ) 口
ふりがな 氏 名			
団体名・商号 代 表 者 名	印 (満 歳) 男・女		
勤務・所属先名称	印		
所 在 地	〒		
	電話	( )	
	FAX	( )	
	E-mail :		
現 住 所	〒		
	電話	( )	
	FAX	( )	
	E-mail :		
研究・関心分野			
メールでの対応	可能	不可能	
研究会誌送付先	勤務・所属先	現住所	

\*学生会員は学生証の写しを同封してください。

事務局受付日： 年 月 日

申込書送付先

〒 263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1 - 3 3

千葉大学教育学部地理学研究室 内 (山村研究室)

日本温泉地域学会事務局

電話・FAX : 043(290)2543

E-mail : yamamura@faculty.chiba-u.jp

郵便振替 : 口座番号 00190-6-462149 加入者名 : 日本温泉地域学会

## 日本温泉地域学会役員

会 長	山村 順次 (千葉大学)		
副 会 長	石川 理夫 (温泉評論家)		
理 事 長	浜田 眞之 (地熱)		
常務理事	長島 秀行 (東京理科大学)		
〃	寺田 徹 (日本温泉協会)		
理 事	池永 正人 (長崎国際大学)	浦 達雄 (大阪明浄大学)	
〃	市原 実 (長崎総合科学大学)	菊地 荘悦 (東鳴子温泉まるみや)	
〃	河野 正人 (野沢温泉住吉屋)	首藤 勝次 (長湯温泉大丸旅館)	
〃	辻内和七郎 (箱根温泉供給)	中澤 敬 (草津町長)	
〃	布山 裕一 (日本温泉協会)	古田 靖志 (岐阜県博物館)	
〃	松崎 郁洋 (黒川温泉ふもと旅館)	森 繁哉 (東北芸術工科大学)	
〃	八岩まどか (温泉評論家)	由佐 悠紀 (京都大学)	
〃	横山 秀夫 (草津温泉郷土史家)		
監 事	音成 克巳 (阿蘇町温泉医)	野本 晃史 (岡山商科大学)	
幹 事	君島 俊克 (千葉大学大学院生)	小林 裕和 (ジェイ・ティー・ビー)	
〃	小林 浩 (千葉県庁)	下島 康史 (長崎国際大学)	
〃	中山 昭則 (別府大学)		

任期：2003 (平成15) 年5月11日～2006 (平成18) 年春季総会

### 温泉地域研究 第2号

2004年3月31日発行

編集・発行者 日本温泉地域学会

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1-33  
千葉大学教育学部地理学研究室内

電話 043 (290) 2543

FAX 043 (290) 2543

振替 00190-6-462149

印刷所 株式会社 こくぼ

〒260-0843

千葉市中央区末広3-3-10

# Journal of Studies on Spa Region

No.2  
2004.3

## contents

### Articles

- Health Tourism Development at Kakeyu Spa in Nagano  
Prefecture – Example of “Health-week Kakeyu” and S Hotel –  
..... Isamu MAEDA Sook-young KANG ( 1 )
- “The Value of Spa Region” and Tourism Regional Development – Example of  
Onogawa Spa in Yonezawa City, Yamagata Prefecture –  
..... Hirokazu KOBAYASHI ( 9 )
- Hot Spring Protection System by the Local Government ..... Toshio SASAKI (17)
- Regional Development of Spas in Western Europe ..... Junji YAMAMURA (29)
- Formation and Change of Suanboo Spa in Korea  
– Relating to Health Tourism – ..... Sook-young KANG (41)

### Research Notes

- Regional Changes of Kannawa Health Spa in Beppu City  
..... Takaaki KOBORI Junji YAMAMURA (49)
- Importance of the Function for Health Preservation at Spas  
..... Hirokazu NUNOYAMA (55)
- Characteristics and Problems on Health Spa Hotel from the  
View Point of Business Management ..... Shigeru TOMINAGA (61)

### Symposium

- Present Situation and the Way of Hot Spring Cure (Toji) in Naruko Spa Region ..... (67)

### Materials on Spa

- Possibility and Problem of Long Stay Life in Spa ..... Kazuko SHINDO (73)

- Notes and News ..... (75)

Regional Science Association of Spa, Japan

c/o Department of Geography, Chiba University, Chiba 263-8522, Japan